

野田市地域防災計画

令和2年度6月修正

野田市防災会議

震 災 編

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の基本方針	震-1
第1 計画の目的	震-1
第2 計画の基本方針	震-1
第3 計画の修正	震-2
第4 他計画との関係	震-2
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	震-3
第1 野田市	震-3
第2 千葉県	震-3
第3 指定地方行政機関	震-4
第4 自衛隊	震-7
第5 指定公共機関	震-7
第6 指定地方公共機関	震-8
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	震-9
第8 市民等及び事業所等	震-11
第3節 災害環境	震-12
第1 位置	震-12
第2 自然環境	震-12
第3 社会環境	震-12
第4 既往災害	震-13
第4節 想定地震と被害想定	震-15
第1 想定地震	震-15
第2 被害想定	震-15
第2章 災害予防計画	
第1節 防災体制の整備	震-19
第1 地域防災力の向上	震-19
第2 情報連絡体制の整備	震-22
第2節 防災知識の普及啓発	震-23
第1 防災広報・防災教育の充実	震-23
第2 防災訓練の推進	震-24
第3 調査・研究	震-26
第3節 地盤災害予防対策	震-27
第1 土砂災害の防止	震-27
第2 液状化対策	震-28
第3 地籍調査の推進	震-29
第4節 火災の防止	震-30
第1 出火防止	震-30
第2 初期消火	震-31
第3 火災の拡大防止	震-32
第5節 地震に強いまちづくり	震-33
第1 市街地の不燃化・耐震化	震-33
第2 道路・橋梁等の安全化	震-34

第3節	公共施設の整備	震-35
第4節	ライフライン施設の耐震化	震-35
第6節	防災施設の整備	震-38
第1節	指定緊急避難場所の整備	震-38
第2節	避難路の整備	震-39
第3節	ヘリコプター臨時離発着場の整備	震-39
第7節	応急対策の環境整備	震-40
第1節	備蓄・物流対策	震-40
第2節	救急・救護・保健衛生体制の整備	震-41
第3節	給水体制の整備	震-42
第4節	緊急輸送体制の整備	震-43
第5節	ボランティア受入れのための環境整備	震-43
第6節	広域応援体制の整備	震-44
第8節	避難行動要支援者の安全確保対策	震-45
第1節	避難行動要支援者対策の方針	震-45
第2節	避難行動要支援者への対策	震-46
第3節	社会福祉施設等における防災対策	震-49
第4節	外国人への対策	震-49
第9節	帰宅困難者対策	震-50
第1節	一斉帰宅の抑制	震-50
第2節	帰宅困難者の安全確保	震-50
第3章	災害応急対策計画	
第1節	応急活動体制	震-51
第1節	市の防災体制の確立	震-51
第2節	災害対策本部設置前の体制	震-52
第3節	災害対策本部の体制	震-52
第4節	災害対策本部解散後の体制	震-54
第2節	情報の収集・伝達	震-63
第1節	情報連絡体制の確立	震-63
第2節	地震情報等の収集・伝達	震-64
第3節	被害情報の収集・報告	震-65
第3節	災害広報	震-69
第1節	災害時の広報	震-69
第2節	広聴活動	震-70
第3節	報道機関への対応	震-70
第4節	災害派遣・応援要請	震-71
第1節	自衛隊の災害派遣	震-71
第2節	県・市町村等への要請	震-73
第3節	消防の広域応援要請	震-75
第4節	上水道・下水道事業者の相互応援	震-75
第5節	応援の受入れ体制	震-76
第6節	広域避難の受入れ	震-76
第5節	消防・救助救急・危険物等対策	震-77

第1 消防活動	震-77
第2 救助救急活動	震-79
第3 危険物等の対策	震-80
第4 水防活動	震-81
第6節 医療救護・防疫活動	震-82
第1 応急医療救護	震-82
第2 保健衛生活動	震-85
第3 防疫活動	震-85
第7節 避難対策	震-87
第1 避難活動	震-87
第2 支部連絡所の開設及び役割	震-90
第3 指定避難所の開設及び運営	震-91
第4 広域一時滞在の要請	震-92
第8節 生活救援	震-93
第1 飲料水の供給	震-93
第2 食料の供給	震-94
第3 生活必需品の供給	震-95
第4 物資の受入れ・管理	震-95
第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理	震-96
第1 行方不明者の捜索	震-96
第2 遺体の処理	震-96
第3 遺体の埋葬	震-97
第10節 交通・緊急輸送	震-98
第1 交通規制	震-98
第2 緊急輸送	震-99
第3 緊急通行車両等の確認	震-100
第11節 災害警備・防犯	震-102
第1 災害警備	震-102
第2 防犯	震-103
第12節 ライフライン施設等の応急対策	震-104
第1 ライフライン施設	震-104
第2 交通施設	震-105
第3 公共施設	震-106
第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策	震-107
第1 災害発生時の対応	震-107
第2 応急教育	震-108
第3 応急保育	震-109
第4 社会教育施設の対策	震-109
第5 文化財の確認	震-109
第14節 避難行動要支援者対策	震-110
第1 避難行動要支援者の避難支援	震-110
第2 避難行動要支援者への対応	震-110
第3 社会福祉施設入所者等への支援	震-111

第15節 ボランティアへの対応	震-112
第1 ボランティアの受入れ体制	震-112
第2 ボランティア活動支援	震-113
第16節 帰宅困難者対策	震-114
第1 施設管理者等の対応	震-114
第2 市の対応	震-114
第17節 清掃・廃棄物・環境対策	震-115
第1 障害物の除去	震-115
第2 清掃・廃棄物処理	震-116
第3 環境汚染の防止	震-117
第4 動物対策	震-117
第18節 建物対策	震-118
第1 被災建築物の応急危険度判定	震-118
第2 被災宅地の危険度判定	震-118
第3 住家の被災調査・罹災証明の発行	震-119
第4 住宅の応急修理	震-119
第5 応急仮設住宅の供給	震-120
第19節 災害救助法の適用	震-122
第1 災害救助法の適用基準	震-122
第2 災害救助法の適用手続	震-123
第3 災害救助法による救助の実施機関	震-124
第4章 災害復旧・復興計画	
第1節 市民生活の安定	震-125
第1 被災者の生活確保	震-125
第2 地域経済への支援	震-128
第2節 生活関連施設の復旧計画	震-129
第1 災害復旧事業	震-129
第2 国の財政援助等	震-129
第3節 災害復興計画	震-131

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨	震-133
第2節 基本方針	震-134
第1 計画の内容	震-134
第2 計画の範囲	震-134
第3 前提条件	震-134
第4 計画の実施	震-134
第5 計画の位置付け	震-134
第6 業務の大綱	震-135
第7 東海地震関連情報と基本的な対応措置	震-135

第2章 東海地震関連情報の発表から 警戒宣言までの広報

第1節 東海地震注意情報の伝達	震-137
第1 東海地震注意情報の伝達	震-137
第2 伝達事項	震-138
第2節 活動体制の準備	震-139
第1 市の活動体制	震-139
第2 防災関係機関の活動体制	震-139
第3節 広報活動	震-140
第4節 混乱の防止	震-141

第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制	震-143
第1 市の活動体制	震-143
第2 防災関係機関の活動体制	震-143
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	震-145
第1 警戒宣言の伝達	震-145
第2 警戒宣言時の広報	震-146
第3節 警備対策	震-147
第1 基本的な活動	震-147
第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	震-147
第4節 水防・消防対策	震-148
第1 消防対策	震-148
第2 水防対策	震-148
第5節 公共輸送・交通対策	震-149
第1 公共輸送機関の措置	震-149
第2 警察のとり交通対策	震-149
第3 道路管理者の対策	震-150
第6節 上下水道・電気・ガス・通信対策	震-151
第1 上水道対策	震-151
第2 下水道対策	震-152
第3 電気対策	震-152
第4 ガス対策	震-153

第5 通信対策	震-154
第7節 学校・病院・社会福祉施設対策	震-156
第1 学校等対策	震-156
第2 病院対策	震-156
第3 社会福祉施設対策	震-156
第8節 避難対策	震-158
第1 警戒宣言時の措置	震-158
第2 事前の措置	震-158
第9節 救護救援・防疫・保健活動対策	震-159
第1 救護救援対策	震-159
第2 防疫対策	震-159
第3 保健活動対策	震-159
第10節 その他の対策	震-160
第1 食料、医薬品の確保	震-160
第2 緊急輸送の実施準備	震-160
第3 市営施設対策	震-160
第4 その他	震-160
第4章 市民等のとるべき措置	
第1節 市民等のとるべき措置	震-161
第2節 自治会・自主防災組織のとるべき措置	震-163
第3節 事業所のとるべき措置	震-164

第1章 総則

第1節 計画の基本方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、野田市防災会議が作成する計画であり、市域に係る地震災害に関し、市、防災関係機関、事業者、市民等が協力し、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、防災関係機関を含めた総合的な計画として定めたものであり、次の事項の定めをもって、防災に万全を期するものである。

- 1 市の区域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の予防に関する計画
- 3 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他必要な計画

第2 計画の基本方針

災害時における市民の生命、身体及び財産を守るための「災害に強いまちづくり」は野田市の課題である。

そのため、災害に強い都市づくりを最も重要な課題として取り組み、安心して暮せるまちづくりの実現を推進する。

- 1 被害を発生させない、拡大させない都市空間の整備・強化
災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して暮せる都市を実現するための総合的な防災対策を進め、災害に強いまちづくりの推進を図るものとする。
とりわけ市街化区域においては、人口及び産業の集中による建物の密集化、用途の混在化等の都市環境の悪化など、多くの防災上の課題を抱えている。
そのため、道路・公園等の都市防災空間の整備充実、災害に強い市街地への改造、土地区画整理等による都市施設の先行的整備、指定緊急避難場所・避難路等の都市防災施設の整備、建築物の不燃化を促進し、都市の防災構造化を推進する。
- 2 避難行動要支援者や女性への配慮
高齢者、幼児、障がい者、日本語を理解しない外国人等、避難行動要支援者の安全を確保するためには、公助とともに共助による支援が必要となる。しかし、災害発生時の混乱した状況のなかでは、事前の準備なしに迅速かつ確な支援を行うことは困難であるため、避難行動要支援者の安全確保について、事前に環境整備を進める必要がある。その対策として、避難行動要支援者の名簿作成、地域による要援護者の安否確認や避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等に留意する。

一方、近年の災害では、避難生活において女性の必需品の確保や配布方法、男女別のスペースの確保等、女性への配慮や男女のニーズの違いへの対応が問題となった。そのため、地域の自主防災活動への女性の参画を促し、女性の意見を取り入れること、女性の必需品の確保、指定避難所において更衣室や男女別トイレの設置等に留意した対策とする。

3 防災拠点施設の整備及び強化

野田市の自然的、社会的地域防災特性を踏まえ、発災直後の混乱の中で迅速に対応するためには、各自、各地域が独力で事態に対処（「分散防御」）し、そして本部の適切な指揮のもと連携（「集中防御」）する能力が要求される。

「分散防御」と「集中防御」の両面にわたりバランスの取れた体制となるよう、あらかじめ防災拠点となる施設を整備し強化しておかなければならない。

4 災害時行動力の向上その他ソフト面の充実

災害時の備えを可能な限り尽くし、なお不測の事態に際しては、災害を最小限度にとどめるため、市、防災関係機関、事業所、団体及び市民は、災害時における行動力の向上に努め、ソフト面の充実を図らなければならない。

5 大規模災害の教訓の反映

大規模な災害が発生した際は、行政機能が低下し、救援物資の到着やライフライン復旧の遅れなどにより、避難生活が長期に及ぶことがある。そのため、東日本大震災等、過去の大規模災害の教訓に基づき、野田市における最大クラスの地震を想定した体制とする。特に、公助だけでは限界があることから、自助・共助・公助の連携を強化した対策を行わなければならない。

第3 計画の修正

1 本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において修正する。また、修正したときは要旨を公表しなければならない。

なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日野田市防災会議に報告して承認を得るものとする。

2 本計画に基づく諸活動を行うにあたって、必要と認められる細部事項については防災関係機関において定めるものとする。

第4 他計画との関係

本計画は、市の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、千葉県地域防災計画や指定地方行政機関又は指定公共機関等が作成する計画との整合を図る。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民等、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第1 野田市

- (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 被災者の救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること
- (11) 災害時におけるボランティアの受入れ及び連携協力体制の確立に関すること
- (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 自衛隊の協力要請に関すること
- (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (16) 市民に対する警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること
- (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること
- (18) 被災者の生活再建支援に関すること
- (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること
- (20) 防災知識の普及及び教育に関すること
- (21) 防災訓練の実施に関すること
- (22) 災害に強いまちづくりの推進に関すること

第2 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること

- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
- (11) 災害対策要員の動員及び雇上げに関すること
- (12) 災害時における交通及び輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

第3 指定地方行政機関

1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること

2. 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- (3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- (4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

3. 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- (2) 融資関係
ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること
- (3) 国有財産関係
ア 市が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付けに関すること
イ 市が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付けに関すること
ウ 市が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付けに関すること
エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付けに関すること

こと

オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付け又は譲与に関すること

カ 市が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること

(4) 民間金融機関等に対する指示及び要請関係

ア 災害関係の融資に関すること

イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること

ウ 手形交換、休日営業等に関すること

エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること

オ 営業停止等における対応に関すること

4. 関東信越厚生局

(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること

(2) 関係職員の派遣に関すること

(3) 関係機関との連絡調整に関すること

5. 千葉労働局

(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること

(2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

6. 関東農政局

(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること

(2) 応急用食料・物資の支援に関すること

(3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること

(4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

(5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること

(6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること

(7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること

(8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること

(9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること

(10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

7. 関東森林管理局

(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること

(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

8. 関東経済産業局

(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること

(2) 商工鉅業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること

(3) 被災中小企業の振興に関すること

9. 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

10. 関東地方整備局

(1) 災害予防

- ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- イ 通信施設等の整備に関すること
- ウ 公共施設等の整備に関すること
- エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
- オ 官庁施設の災害予防措置に関すること
- カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
- キ 豪雪害の予防に関すること

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
- イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
- ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
- エ 災害時における復旧資材の確保に関すること
- オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
- カ 災害時のための応急復旧資材の備蓄に関すること
- キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
- ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

(3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努め、迅速かつ適切な復旧を図ること

11. 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

12. 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

13. 東京管区气象台

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事

第4 自衛隊

1. 陸上自衛隊需品学校

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料の基礎調査に関する事
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
 - ウ 防災資材の整備及び点検に関する事
 - エ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関する事
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
 - イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

2. 海上自衛隊下総教育航空群

1. に同じ

第5 指定公共機関

1. 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、I・N・T・E・I・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

2. 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
- (3) 義援金の募集及び配分に関する事

3. 日本放送協会

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること
- (4) 被災者の受信対策に関すること

4. 日本通運株式会社

災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

5. 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

6. KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

7. 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関すること
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- (4) 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること

8. ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第6 指定地方公共機関

1. 野田ガス株式会社

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策と復旧に関すること

2. 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

3. 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること
- (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

4. 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

5. 東武鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全に関すること
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 帰宅困難者対策に関すること

6. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7. 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1. 千葉県トラック協会野田支部

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

2. 一般社団法人野田市医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

3. 一般社団法人野田市歯科医師会

- (1) 歯科医療に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

4. 野田市薬剤師会

- (1) 医療活動に関すること
- (2) 薬剤師との連絡調整に関すること

5. 公益社団法人千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区

- (1) 柔道整復医療に関すること
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること

6. 社会福祉法人野田市社会福祉協議会

- (1) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
- (2) その他災害応急対策についての協力に関すること

7. 千葉県タクシー協会東葛支部野田地区

災害時におけるタクシー無線による災害箇所及び被害状況の通報及び連絡に関する事

8. 野田市赤十字奉仕団

- (1) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話業務等の協力に関する事
- (2) その他災害応急対策についての協力に関する事

9. 野田建設業協同組合・県北建設業協同組合

- (1) 災害時における応急活動の協力に関する事
- (2) 道路の復旧に関する事
- (3) 道路・橋梁等の被害の調査報告に関する事

10. 野田市建築業組合

- (1) 倒壊家屋等の撤去の協力に関する事
- (2) 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理の協力に関する事

11. ちば東葛農業協同組合

- (1) 災害時における食料及び物資の供給に関する事
- (2) 被災農家に対する融資及びあっせんにに関する事
- (3) 農作物の災害応急対策の指導に関する事

12. 東葛北部、五駄、南部、江川の各土地改良区

農地及び農業用施設の被害調査と湛水被害の復旧に関する事

13. 一般社団法人千葉県LPGガス協会野田支部

災害時における応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の供給に関する事

14. 危険物取扱施設等の管理者

- (1) 安全管理の徹底に関する事
- (2) 防護施設の整備に関する事
- (3) 災害時における防災活動に関する事

15. 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関する事

第8 市民等及び事業所等

1. 市民等

- (1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、次の事項を行う。
 - ア 地震情報発表時のとるべき行動の確認
 - イ 住宅の耐震診断・改修等
 - ウ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品・福祉用具等の備蓄（最低3日分以上）
 - エ 非常持出品の準備
 - オ 家具・大型家電の転倒防止
 - カ ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策
 - キ 家族との緊急連絡方法の確認
 - ク 発災時に一時的に避難できる場所及び避難経路の確認
- (2) 市民等自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること
- (3) 市又は県が実施する災害対策に積極的に協力すること

2. 自主防災組織

- (1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること
- (2) 情報の収集伝達に関すること
- (3) 避難誘導、救出救護、指定避難所の運営に関すること
- (4) 被災者に対する炊き出し、救援物資配布等の協力に関すること
- (5) 県、市が行なう被害状況調査等の災害対策への協力に関すること

3. 事業所

- (1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- (2) 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること
- (4) 従業員3日分の食料、飲料水、生活必需品及び医薬品等の備蓄を行うこと

4. ボランティア団体

- 平常時から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第3節 災害環境

第1 位置

本市は、千葉県北西部、関東平野のほぼ中心にあり、利根川とその支流である江戸川及び利根運河とに囲まれ、東京都心からは約30km、千葉市に45kmの距離、東経139度52分29秒、北緯35度57分18秒に位置する。

第2 自然環境

1. 地形

本市は南北に細長い三角形の地形をしている。市のほぼ全域に台地が分布しているが、利根川、江戸川の一部流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した微高地（自然堤防）が形成されている。台地面は、両河川に注ぐ多数の支流や水系に由来する谷や凹地の形成により、複雑な地形面となっている。

2. 地質

本市の市街地の多くは、高台に集中しており、その地質の大部分は火山灰土で形成されており、河川沿い及び低地部は、沖積土と沖積砂土となっている。

第3 社会環境

1. 人口

本市の人口と世帯数は、令和2年4月1日現在、154,330人、69,151世帯である。

2. 土地利用

本市の面積は、103.55km²であり、土地利用の状況は次のとおりである。

<土地利用の状況> (平成31年1月1日現在)

	面積 (m ²)	割合 (%)
田	12,750,922	12.3
畑	17,080,770	16.5
宅地	24,551,438	23.7
池沼	296,659	0.3
山林	5,581,388	5.4
原野	119,672	0.1
雑種地	12,570,013	12.1
その他	30,599,138	29.6

第4 既往災害

1. 地震の履歴

これまでに本市に被害を及ぼした地震は、関東地震(1923年)、東北地方太平洋沖地震(2011年)などが挙げられる。

千葉県における地震災害の履歴

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
1703 元禄 16	12.31	元禄地震	M8.2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者6,534人、家屋全壊9,610戸。
1854 安政 1	12.23	安政東海地震	M8.4 震源：駿河湾（駿河トラフ）	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者3人。
1855 安政 2	11.11	安政江戸地震	M6.9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に、被害。死者20人、家屋全壊82戸。
1923 大正 12	9.1	関東地震	M7.9 震源：相模湾（相模トラフ）	相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者1,342人、負傷者3,426人、家屋全壊31,186戸、同焼失647戸、同流失71戸。
1960 昭和 35	5.23	チリ地震津波		県内海岸に2～3mの津波。死者1人。
1987 昭和 62	12.17	千葉県東方沖地震	M6.7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者2人、負傷者161人、住家全壊16戸、墳砂現象多数。
2005 平成 17	4.11	千葉県北東部地震	M6.1 震源：千葉県北東部（震源の深さ：約52km）	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度5強。県内での被害なし。
2005 平成 17	7.23	千葉県北西部地震	M6.0 震源：千葉県北西部（震源の深さ：約73km）	東京都足立区で震度5強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度5弱。
2011 平成 23	3.11	東北地方太平洋沖地震	M9.0 震源：三陸沖（震源の深さ：24km）	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で23.7km ² に達した。死者は22名（内、津波による死者14名）、行方不明者2名（津波による）、負傷者261名。
2012 平成 24	3.14	千葉県東方沖地震	M6.1	県内で死者1名、負傷者1名、家屋の一部損壊3棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が4か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約14,800軒以上に断水が発生した。

（千葉県地域防災計画を編集）

2. 東日本大震災の被害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。

この地震により、全国で死者19,729人、行方不明者2,559人、負傷者6,233人、住家被害は、全壊121,996棟、半壊282,941棟、一部破損748,461棟、千葉県でも死者・行方不明者24人、負傷者261人、住家全壊801棟、半壊10,155棟などの被害が発生した（令和2年3月10日現在、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震第160報別紙 出典）。

また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。

本市では、震度5強の揺れを記録し、次の被害が発生した。

東北地方太平洋沖地震での本市の被害

項目	被害の概要
人的被害	死者1人、軽傷者5人
火災	1件
住家被害	全壊1棟、半壊6棟、一部破損1,931棟
道路の亀裂、陥没等	96箇所
利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24箇所
ブロック塀等の損壊	30箇所

第4節 想定地震と被害想定

第1 想定地震

震災対策の前提条件となる地震は、防災アセスメント調査（平成25年3月）から、本市に最も影響を与える野田伏在断層、いわゆる野田隆起帯を震源とする地震とする。想定地震の条件は、次のとおりである。

想定地震の条件

震源域の位置	震源域の深さ	マグニチュード	発生季節等
野田隆起帯	約5km ~9.5km	7.0	冬季18時 風速15m/s

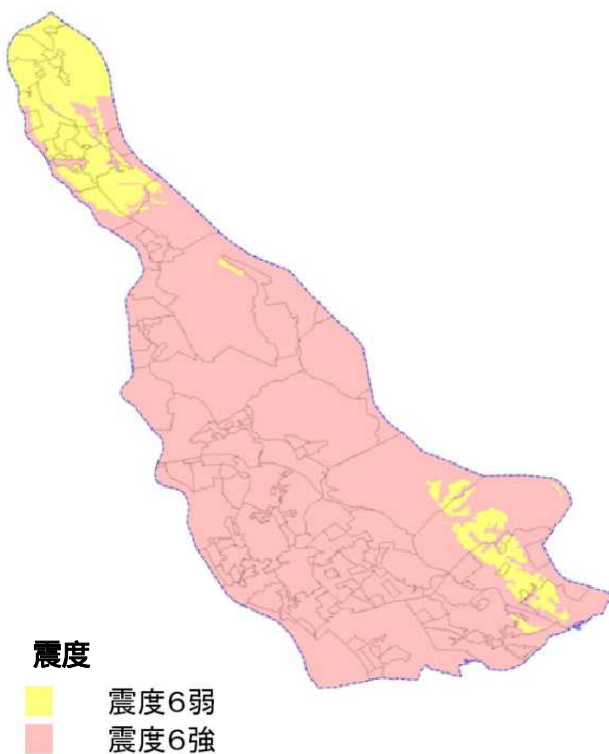
第2 被害想定

1. 震度・液状化予測

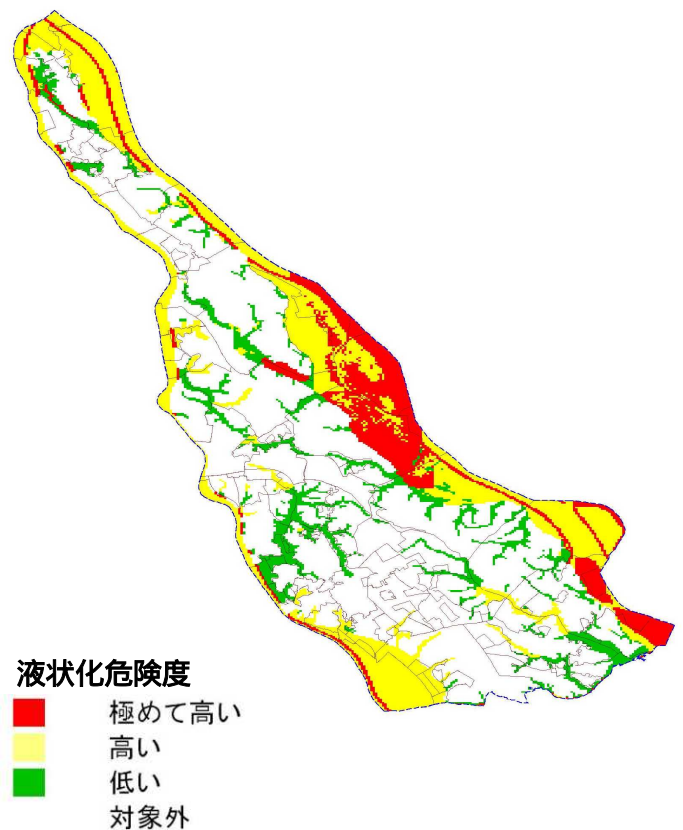
震度は、ほぼ全域で震度6強、関宿地区、福田地区、東部地区の一部で震度6弱が予測された。

液状化危険度は、利根川、江戸川沿いの低地で高くなっており、特に関宿南部地区、川間地区で極めて高いと予測された。

<震度予測図>



<液状化危険度予測図>



2. 被害の予測

(1) 建物被害

建物被害棟数は、次のとおりである。

建物被害予測結果

原因		全壊（棟）	半壊（棟）
揺れ	木造建物	5,517	8,494
	非木造建物	259	754
液状化	木造建物	49	99
	非木造建物	18	35
揺れ液状化被害合計		5,843	9,382
焼失家屋		4,208	

(2) 人的被害

建物倒壊、急傾斜地崩壊、屋内収容物の移動・転倒、ブロック塀等の転倒、屋外落下物による人的被害は、次のとおりである。

人的被害予測結果

	死者（人）	重傷者（人）	負傷者（人）
建物被害	169	224	1,553
地震火災	45	15	55
屋内収容物	-	21	78
ブロック塀転倒	8	55	141
屋外落下物	0	0	0

屋内収容物の死者数の予測は行っていない。

(3) ライフライン被害

上水道、下水道、電力、ガスの機能支障は、次のとおりである。

ライフライン被害予測結果

上水道	総被害件数 1,312 件、被害率 1.4 件/km 断水率 直後 97.5% 2 日後 83.0%
下水道	被害総延長 9.39km 被害率 2 % 影響世帯数 498 世帯
電力	電柱 268 本に被害、停電 9,115 軒 延焼による被害は考慮していない。 なお、延焼エリアでは、全域が停電する。
都市ガス	市全域で供給停止
L P ガス	漏洩、転倒が発生する。

(4) その他

ア 指定避難所避難者数

- ・建物被害による避難を要する者 . . . 33,342 人

建物の全壊や焼失が想定される人口の全てと、半壊が想定される人口の一定割合が避難を要する者と想定。

- ・建物被害による指定避難所避難者 . . . 21,673 人

のうち、一定割合が指定避難所へ避難すると想定。その他は指定避難所以外へ避難することを想定。

- ・断水による避難を要する者 . . . 24,294 人

断水が想定される人口の一定割合が避難を要する者と想定（市内の災害時の井戸の活用も考慮）

- ・断水による指定避難所避難者数 . . . 15,791 人

のうち、一定割合が指定避難所へ避難すると想定。その他は指定避難所以外へ避難することを想定。

- ・合計指定避難所避難者数（ + ） . . . 37,464 人

指定避難所収容可能人数 . . . 64,237 人

イ 帰宅困難者 . . . 10,099 人

国勢調査結果「従業・通学者数」より、市内の滞留人口に帰宅困難率を乗じて想定。

自宅までの距離	帰宅困難率
～10km	全員帰宅可能（帰宅困難率=0%）
10km～20km	帰宅困難率は1km遠くなるごとに10%増加
20km以上	全員帰宅困難（帰宅困難率=100%）

ウ 自力脱出困難者 . . . 847 人

建物の倒壊により内部に閉じ込められる人を推定。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

項目	担当	関係機関
第1 地域防災力の向上		
第2 情報連絡体制の整備	市民生活部、総務部	東日本電信電話株式会社、アマチュア無線連絡協議会

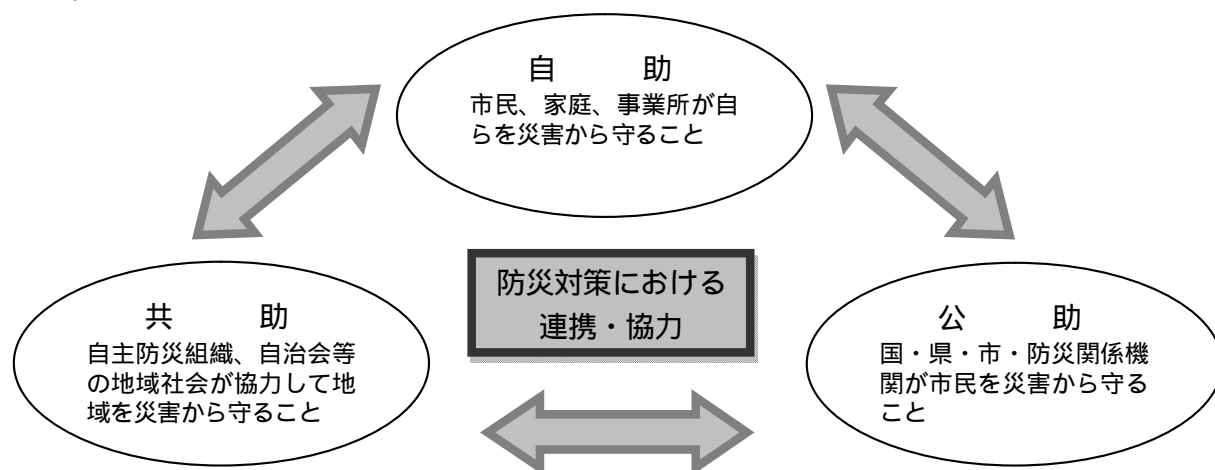
第1 地域防災力の向上

大規模災害においては、市や防災関係機関だけでなく、家族や地域住民が中心となって、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき、行動することが求められる。

阪神・淡路大震災、東日本大震災などの過去の災害では、地震発生直後の「自力・家族」、「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われており、災害直後における地域の防災活動の重要性が明らかになっている。また、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。

これらのことから、野田市全体で地域防災力を向上させるためには、「市民・事業所」、「地域の市民で組織する自主防災組織等」、「行政・防災関係機関」の3者がそれぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」の連携が不可欠である。

地域防災力の向上のために、3者がそれぞれの役割を認識し、自らの防災力を向上させるようにする。



1. 市民の役割（自助）

市民は、自らの生命は自らが守るという意識をもち、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につける。また、食料の備蓄など自主的に災害に備えるとともに、災害時には防災関係機関の協力と指導の下に可能な限り防災活動に参加し、市民自ら被害の軽減及び拡大防止に努める。

市民の活動

平 常 時	<p>ア 防災知識の修得（防災ハンドブック、地震ハザードマップ等の活用）</p> <p>イ 家屋等の耐震化の促進、家具の転倒防止対策</p> <p>ウ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、福祉用具等の備蓄（最低3日分以上）</p> <p>エ 非常持出品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）</p> <p>オ 災害時の指定緊急避難場所や一時（いつとき）避難場所 及び避難経路の確認</p> <p>カ 災害時の家庭内の連絡方法の確認</p> <p>キ 各種防災訓練への参加 （近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との指定避難所運営訓練）</p> <p>一時（いつとき）避難場所とは、指定緊急避難場所までの距離が遠い場合など、まず身の安全を確保するために、一時的に集合する近くの公園や空き地のことである。その場所で家族や地域住民の安否を確認した後、指定緊急避難場所まで避難をする。なお、自宅の安全が確認できる場合、無理に指定避難所へ避難する必要はない。</p>
発 災 時	<p>ア 正確な情報の把握</p> <p>イ 出火防止、初期消火</p> <p>ウ 近隣の負傷者や避難行動要支援者の行動の補助、介助</p> <p>エ 適切な避難の実施と指定避難所の運営</p> <p>オ 公共機関、自主防災組織、ボランティア等の活動との協力</p>

2. 事業所の役割（自助）

(1) 防災・防火管理体制の強化

店舗等多数の人が出入りする施設について管理権原を有する者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制の確立、自衛消防組織の設置や、発災時に防災体制がとれるよう指導する。

また、多数の人が利用する大規模建築物等については、消防法第36条の規定により防火管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられている。

事業所の活動

平 常 時	<p>ア 防災知識の広報・啓発（従業員の防災意識の醸成、災害時の行動の周知）</p> <p>イ 建築物の耐震化の促進（倒壊や外装材等の落下物による被害防止、室内の安全対策）</p> <p>ウ 防災訓練（避難訓練、初期消火訓練、救出訓練）</p> <p>エ 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材）</p> <p>オ 自衛消防隊の結成（隊長及び初期消火班、避難誘導班、応急救護班等の編成）</p> <p>カ 帰宅困難時に備えた備蓄（食料、飲料水、生活必需品、医薬品等）</p> <p>キ 地域の防災活動への参加、協力</p>
発 災 時	<p>ア 出火防止、初期消火</p> <p>イ 従業員、利用者等の避難誘導</p> <p>ウ 救出・救護（救出活動・救護活動）</p> <p>エ 災害時における地域組織との連携（資機材の提供、人的支援）</p> <p>オ 帰宅困難者対策</p>

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等の管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

3. 自主防災組織（共助）

(1) 自主防災組織の結成促進

市民生活部は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域市民自ら地域の防災活動を行い、被害を最小限にするため自治会を単位とした自主防災組織の結成促進を図る。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

(2) 自主防災組織の活動支援

市民生活部は、野田市自主防災組織育成補助金交付規則に基づき、自主防災組織が使用する資機材購入及び防災訓練等の活動を支援する。

さらに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であり、県及び市は協力してこれを促進する。

自主防災組織の活動

平 常 時	ア	防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
	イ	地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
	ウ	防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
	エ	家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具、危険物品、木造建物）
	オ	防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材）
	カ	避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理）
発 災 時	キ	他団体と連携した訓練活動の実施 （近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との指定避難所運営訓練）
	ア	情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示）
	イ	出火防止、初期消火
	ウ	救出・救護（救出活動・救護活動）
	エ	避難（避難誘導、指定避難所の運営）
	オ	給食・給水（指定避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）

4. 市の防災組織（公助）

(1) 野田市防災会議

市民生活部は、災害対策基本法第16条及び野田市防災会議条例に基づき防災会議を開催し、関係機関相互の情報共有を図り、地域防災計画の作成等の業務を実施する。

< 所掌事務 >

ア	地域防災計画の作成とその実施の推進
イ	水防計画その他水防に関し必要な事項についての調査及び審議
ウ	市長の諮問に応じた市域の防災に関する重要事項の審議
エ	上記に規定する重要事項に関しての市長への進言
オ	その他法律又は政令に基づく権限に属する事務

(2) 野田市災害対策本部

市民生活部は、災害発生時に設置する災害対策本部の組織について、災害教訓等を反映して機能や所掌事務について検討する。

また、職員に対し応急・復旧対策の実施について習熟を図る。

(3) 業務継続計画（震災編）の実施の推進及び検討

総務部は、大規模地震等が発生した場合において、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、市役所の機能を維持し行政サービスを提供するため業務継続計画（震災編）の実施を推進し、検討の上、必要がある場合は修正する。

5. 地区防災力の向上（自助・共助）

地区における防災力の向上を図るため、市民自らによる「地区防災計画」の策定や災害時の行動のための訓練などの防災活動を推進する。

第2 情報連絡体制の整備

1. 無線通信施設の整備

市民生活部は、災害時に電気や一般加入電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう防災行政無線、防災用M C A無線等の整備、保全を推進する。

また、災害時の防災機関との間の迅速かつ正確な情報連絡を確保するために、あらかじめ東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

2. アマチュア無線等との連携

市民生活部は、民間無線従事者からの情報提供を得られるよう、アマチュア無線連絡協議会、タクシー無線取扱者等と協力体制を確立する。

3. 非常通信体制の整備強化

県、市及び防災関係機関は、災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制の整備拡充に努める。

4. その他通信網の整備

市民生活部は、メール、ツイッター等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第2節 防災知識の普及啓発

計画の体系	担当	関係機関
第1 防災広報・防災教育の充実	市民生活部、学校教育部、企画財政部	
第2 防災訓練の推進	市民生活部、消防本部	野田警察署、野田健康福祉センター、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田地区、消防団
第3 調査・研究	市民生活部	

第1 防災広報・防災教育の充実

1. 市民等への防災知識の普及

市民生活部は、市民等が災害について正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、市報、市ホームページを活用し、防災知識の普及と啓発に努める。

また、より効果的な広報ができるよう研究を行う。

特に、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

(1) 印刷物による普及

防災ハンドブック、パンフレット、ポスター、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等を作成し配布するとともに、市報に地域防災計画の要旨や災害危険箇所の公表、震災時の心得、指定緊急避難場所及び防災に関する記事等を適時に掲載し、周知徹底を図る。

(2) 映画等による普及

防災に関する映画・ビデオテープやスライドを防災主管課が購入し、自治会等で実施する防災講演会等に貸し出しをし、又は個人にも貸し出し、啓発を図る。

また、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」、1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」に防災に関する事業を実施し、市民に啓発を図る。

2. 学校教育による普及

学校教育部は、学年用の防災に関する映画・ビデオテープやスライド等により、学校教育活動の中で地震に関する知識等の普及や、家庭や地域と連携した防災教育及び防災訓練を行う。

防災教育の推進にあたっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」（平成24年度）に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

3. 過去の災害教訓の伝承

企画財政部は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し適切に保存するとともに、市民等に見ることができるよう公開に努める。

防災広報の内容

ア 地域防災計画の概要	イ 各防災機関の震災対策
ウ 地震に関する一般知識	エ 出火の防止及び初期消火の心得
オ 室内外地下等における地震発生時の心得	カ 避難路、避難地
キ 避難方法、避難時の心得	ク 食料、救急用品等非常持出し品の準備
ケ 地震に関するドライバーの心得	コ 救助救護の方法
サ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得	シ 学校施設等の防災対策
ス 地震発生時の緊急初動措置	セ ライフライン施設の耐震性
ソ 建物の耐震対策、家具の固定	タ 災害危険箇所
チ 自主防災活動の実施	ツ 防災訓練の実施
テ 地震に関する調査結果	ト 講演会、シンポジウム等の実施
ナ 発生した災害の情報及び市の対応	

第2 防災訓練の推進

災害を未然に防止するとともに、発災時の被害を最小限に食い止めるためには、地域市民等による防災活動が重要である。市では、自主防災組織、事業所、防災関係機関等と協力し、防災訓練を実施する。

1. 総合防災訓練

市民生活部は、地震の発生を想定し、市、市民及び防災関係機関が一体となって、各種訓練を総合した総合防災訓練を実施する。訓練は、毎年1回実施するものとし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 訓練の実施時期

市民、関係団体の参加に適切な時期に実施する。

(2) 訓練内容

毎年度、次の事項を基本として、最も効果的な方法により実施するものとする。

ア 現地災害対策本部設置訓練	イ 職員参集訓練
ウ 情報収集伝達訓練	エ 避難誘導訓練
オ 初期消火訓練	カ 煙体験訓練
キ 救出・救護訓練	ク 火災防御訓練
ケ 物資輸送配給訓練	コ 給水、炊き出し訓練
サ 指定避難所開設訓練	シ 各種復旧訓練

(3) 参加機関

市、自治会、自主防災組織、防災関係機関、野田警察署、野田健康福祉センター、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区、消防団、交通安全協会、赤十字奉仕団、陸上自衛隊、民間協力団体等

2. 各種防災訓練

市は随時次の訓練を実施する。

(1) 初期消火訓練

市民等による初期消火活動を円滑に行うため、消火器、消火バケツ等を使用した消火訓練を実施し、消火活動の知識の修得を図るものとする。

(2) 避難誘導訓練

市民が速やかに避難を行うために、機会をとらえ避難等について訓練を実施し、避難時の注意事項の周知と知識の修得を図るものとする。

(3) 救出・救護訓練

被災者保護のため、救急救助技術の習熟を図るとともに、これらを実施する上での注意事項等を含めた訓練を行い、知識及び技術の修得を図るものとする。

(4) 情報収集伝達訓練

震災時に情報連絡の有効な手段と考えられる無線機、自転車、バイク及び徒歩を考慮した訓練を実施し、災害時に適切に対処できるようにするものとする。

(5) 広報訓練

状況に応じた広報手段を考慮して訓練を実施し、災害時に適切に対処できるようにするものとする。

広報放送文はあらかじめ次の区分により用意するものとする。

- | |
|--|
| ア 揺れがほぼ収まった時に行うもの
イ 地震後ある程度時間が経過してから行うもの
ウ その他 |
|--|

(6) 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合必要な人員を早期に確保するため、状況を考慮した非常招集訓練を実施するものとし、職員動員のための連絡、参集、参集所要時間等の確認を行う。

(7) 消防及び救助救急訓練

消防機関は、大震災並びに大規模な救急・救助事象等の災害規模に応じた現有消防力の合理的運用及び適確な災害防御活動に万全を期すため、防災関係機関並びに市民の協力を求め消防訓練を実施し、消火活動技術の習熟と防災及び救急知識の普及を図る。

ア 消防訓練

毎年「防災の日」又はその前後並びに火災予防運動期間等に大地震による同時火災を想定し、消防署及び消防団の合理的運用による訓練及び市民参加による初期消火訓練、避難訓練等を併せて実施する。

イ 救助救急訓練

震災その他多数の死傷者を伴う災害に際し、救急業務及びそれに付随する救助作業を迅速かつ的確に行うため救助救急技術の習熟を図る。

ウ 総合訓練

消防署及び消防団との活動体制の連携を図るため、訓練項目の全部又は一部を選択し、消防署と消防団の合同訓練を計画実施する。

第3 調査・研究

1. 防災関係機関との情報交換

市民生活部は、国、都道府県、区市町村、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画に関わる情報について、適宜、情報交換を行う。

2. 防災に関する図書・資料等の収集・整理

市民生活部は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

3. 専門的調査・研究の実施

市民生活部は、市の社会状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて防災アセスメントを実施し、災害危険箇所の把握に努め、防災広報や防災教育に活用する。

第3節 地盤災害予防対策

体系	担当	関係機関
第1 土砂災害の防止	市民生活部	東葛飾土木事務所
第2 液状化対策	市民生活部、都市部、土木部	
第3 地籍調査の推進	土木部	

第1 土砂災害の防止

1. 土砂災害危険区域の公表

市民生活部は、県の調査による土砂災害危険箇所について、防災マップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布等により、市民等に周知徹底を図る。

2. 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設における避難支援体制

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

(2) 警戒避難体制の整備

市民生活部は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、警戒避難情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

(3) 要配慮者利用施設における避難支援体制

土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達を定めるとともに、当該区域内における要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

3. 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、区域の指定を行なう場合には、市と協議の上、急傾斜地法の規定により急傾斜地崩壊危険区域の指定を行う。

急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

ア 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

イ 急傾斜地の高さが5m以上のがけ

ウ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内において居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築制限の徹底を図る。

(3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域市民等の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市が行う防止工事に対し、県費助成を行う。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、避難行動要支援者関連施設に係る危険箇所、指定避難所や避難路を有する危険箇所、がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

4. 宅地造成地災害対策

県は、宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき規制区域の指定等、宅地工事の指導を行う。

第2 液状化対策

1. 液状化に関する知識の普及

市民生活部は、県の「液状化しやすさマップ」、「揺れやすさマップ」、防災アセスメント調査の結果等を用いて、液状化の危険性を周知するハザードマップを作成し、周知を図る。

また、パンフレットの配布等により建築物の液状化対策に関する知識の普及・啓発に努める。

2. 被害の防止

(1) 建築物

市民等は、地盤の液状化が予想される地域においては、建築物等の被害を未然に防止するため、建築物の基礎、杭等について建築基準法に定められた構造基準への適合を図る。

(2) 道路・橋梁

道路管理者は、橋台や橋脚周辺の地盤が液状化することが予想される橋梁については、固い支持地盤まで支持杭を打ち込む等橋梁の破壊を防ぐ。

(3) 河川

河川管理者は、国土交通省で作成した各種施設の耐震点検マニュアルに基づき、堤防、水門、樋管等の点検を行う。

第3 地籍調査の推進

土木部は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、国土十箇年計画に基づき県の支援を受けて地籍調査を実施する。

第4節 火災の防止

体 系	担 当	関係機関
第1 出火防止	消防本部	
第2 初期消火	消防本部	
第3 火災の拡大防止	消防本部	

第1 出火防止

大地震時の出火は、同時多発であり消防機関の力だけでは、消火や救助が困難であるため、市民一人ひとりが「地震だ、まず火の始末」という行動が反射的にできるよう出火の防止、初期消火及び延焼拡大防止のための体制づくりを行うとともに、市民と消防が連携した火災予防対策を推進する。

また、危険物の漏洩、混触発火や市街地火災時の誘爆等に備え、関係法令に基づき危険物災害防止対策を推進する。

1. 火気使用設備器具の安全化

市民は、野田市火災予防条例第18条第2項で定める液体燃料を使用する器具について、地震等により自動的に消火又は燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用する。

2. ガス器具等の安全化

(1) プロパンガス

消防本部は、建物倒壊時の末端設備器具の安全化を図るため、ボンベの転倒防止策、地震発生時の元栓閉鎖等、漏洩による出火防止対策を防災訓練、講演会や広報媒体を通じ市民に普及浸透を図る。

(2) 都市ガス

ガス会社は、防災計画でガス受入の中止、送出バルブの閉鎖による供給停止及びガスの放散等を講じている。

なお、消防本部は、末端消費設備器具の安全化を図るために自動的に供給を遮断する装置を取り付けるよう提言している。

3. 危険物の安全化

消防本部は、危険物施設に対し災害発生時の安全を図るため消防法、危険物の規制に関する政令、同規則及び野田市火災予防条例等に基づく指導の強化を図るため、次の対策を進める。

(1) 危険物施設等の所有者、管理者に対する設備等への安全装置付設の指導

(2) 危険物施設等の所有者、管理者に対する応急措置・復旧を定めた計画作成の指導

- ア 施設の応急点検の実施
- イ 危険物の流出等の際の消防・警察等への通報
- ウ 付近の市民等への広報及び避難誘導
- エ 自衛消防組織等職員の活動体制
- オ 関係機関との連携体制等

(3) 査察指導の強化

野田市内の製造所等の防火対策について、各事業所の査察指導を強化し、地震時における出火危険を排除するとともに、安全基準の遵守と適正化を図る。

4. 出火防止知識の普及

消防本部は、各家庭及び事業所における地震時の出火防止措置体制を強化するため指導体制や施策を整備し、市民の自主防災意識の高揚と出火時の行動力の向上を図る。

(1) 防火映画等による普及

防火映画及び防災スライド等を各種集会時等に上映し、視覚による防災知識の普及を図る。

(2) 印刷物による普及

防災に関する各種印刷物を学校、自治会、各種団体等を通し広く市民に配布するとともに市報等により普及啓発を行う。

5. 多数の者を収容する建築物の防火対策

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

6. 化学薬品等の出火防止

消防本部は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

7. 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

第2 初期消火

消防本部は、同時多発が予想される火災に対応し、延焼拡大の阻止を図るため市民及び事業所の自主的な消火活動又は隣保共助等自主防災体制の強化を図るため、次の諸施策を推進する。

1. 消防用設備の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等の耐震性の強化と、出火時に有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

2. 消火器等の普及

(1) 消火器の配備

震災時における火災予防対策の一環として消火器を各世帯に設置するようPRに努め、初期消火活動体制の強化を図る。

(2) 事業所等における消火器具の普及

商店、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの形態に応じ消火器具を設置するよう指導する。

3. 住宅用火災警報器等の普及促進

住宅用火災警報器の住宅への設置促進、防災製品の活用の啓発を図る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

4. 一般家庭に対する指導

消防本部は、自治会、自主防災組織等の各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い、地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、市民等に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

第3 火災の拡大防止

1. 消防力の強化

(1) 常備消防の強化

消防本部は、消防力を震災時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図る。

また、住宅地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」（消防庁）にあわせて資機材の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

(2) 消防団の強化

消防本部は、消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図る。

また、次の点に留意して消防団員の確保を図る。

- | | |
|---|--------------------|
| ア | 消防団に関する市民意識の高揚 |
| イ | 処遇の改善 |
| ウ | 消防団の施設・装備の改善 |
| エ | 女性消防団員の積極的確保、能力活用等 |
| オ | 機能別消防団員の推進 |

(3) 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがある。そのため、消防本部は、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等、消防水利の計画的な整備を図る。

(4) 広域応援体制の整備

消防本部は、消防組織法第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用について、相互の連絡体制等を把握し、各種災害に迅速な対応ができるようにする。

第5節 地震に強いまちづくり

体系	担当	関係機関
第1 市街地の不燃化・耐震化	都市部、市民生活部、保健福祉部	
第2 道路・橋梁等の安全化	土木部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、江戸川河川事務所
第3 公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第4 ライフライン施設の耐震化	水道部、土木部	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社

第1 市街地の不燃化・耐震化

1. 建築物の不燃化の促進

都市部は、市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

都市部は、大規模な地震等に伴い発生する火災から市民等の生命・財産を守るため、建築基準法第22条の規定に基づき屋根の不燃化の指導を進め建築物の不燃化を促進する。

2. 防災空間の整備・拡大

都市部は、都市緑地保全法に基づき、緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てるものとする。

また、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努める。

道路については、災害時の避難路や緊急輸送路、消防など緊急活動の基盤となるとともに、大規模火災の延焼を防ぐ防災空間として重要な役割を果たすことから、都市計画道路などの整備を推進する。

3. 既存建築物の耐震化

都市部は、「野田市耐震改修促進計画」（平成20年3月）に基づき、住宅及び特定建築物、公共施設の耐震化を行う。

(1) 住宅及び特定建築物の耐震化

- ア 地震ハザードマップを用いた啓発、知識の普及
- イ 相談体制の整備・情報提供の充実
- ウ パンフレットの配布、相談会の開催等

エ リフォームに合わせた耐震改修の誘導策
オ 自治会等との連携

(2) 公共施設の耐震化

市有建築物の特定建築物については、平成 32 年度までに可能な限り全ての施設の耐震改修を行う。

(3) 県、関係団体との連携

県及び建築関連団体と連携して耐震改修促進法による指導、助言等を行う。

4. 生活空間の危険性の除去

(1) ブロック塀等の安全対策

都市部は、県と連携して「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和 58 年 9 月 千葉県）に基づき、次の対策を実施する。

ア 市民等に対するブロック塀等の転倒防止への注意の啓発

イ ブロック塀等の倒壊危険箇所の把握

ウ 危険なブロック塀等の所有者への改善指導

エ 小学校・中学校の通学路に面したブロック塀等の点検パトロール

(2) 落下物・倒壊物対策

都市部は、県と連携して「千葉県落下物防止指導指針」（平成 2 年 11 月 千葉県）に基づき、窓ガラスや外装材、屋外広告物等の落下を防ぐために、次の対策を講じる。

ア 市民に対する落下物防止の注意啓発

イ 落下の危険がある箇所の把握

ウ 落下の危険がある箇所の所有者への改善指導

(3) 家具・大型家電の転倒防止

市民生活部は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

(4) 高齢者・障がい者への支援

保健福祉部は、地震災害から高齢者及び障がい者の生命及び財産を守るため、支援を必要とする高齢者、障がい者世帯に家具転倒防止器具の取付けを行う。

第2 道路・橋梁等の安全化

1. 道路

(1) 市の対策

土木部は、区間に応じた地震その他の災害に対する補強整備を必要に応じ行う。道路の路面の損傷については、逐次補修し災害の防止に努める。特に緊急輸送道路となる可能性のある路線については、より一層の安全性を高めるよう順次必要な整備を行う。

(2) 県の対策

区間に応じた地震その他の災害に対する補強整備を必要に応じ行う。道路の路面の損傷については、逐次補修し災害の防止に努める。特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう耐震対策を最優先に実施する。

(3) 国の対策

道路施設の耐震性については、示方書、基準、指針等をはじめ、既往震災の教訓を考慮した設計施工を行っている。また、地震に対する補強整備を行っている。

2. 橋梁

(1) 市の対策

土木部は、管理橋梁の長寿命化に努めるとともに、転落防止等の対応を行い、地震災害時の避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。

(2) 県の対策

県は、老朽橋の架け替え及び補強等を推進するとともに、既設橋梁の耐震対策を進め、地震災害時の避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。

(3) 国の対策

(2)の県の対策と同様による。

3. 河川

河川管理者は、河川施設の耐震化を図る。

第3 公共施設の整備

各種防災活動の拠点となるべき市の施設は、補強の必要性の高いところについて、計画的な改修・補修工事を行い、耐震・耐火性能の維持・強化を図る。

1. 機能の確保

各部は、市庁舎等の防災上重要な公共施設の非常電源や無線機等の設備を整備する。

また、事務用家具・備品類の固定、危険物等の引火性物質の安全管理、防災設備の作動点検等を行い、普段からできる限りの危険の排除に努める。

2. 小中学校の施設整備

生涯学習部は、市立小・中学校の施設整備において、児童・生徒の安全確保、指定緊急避難場所、地域における防災活動拠点としての災害対応力を充実・強化する。

(1) 防災用M C A無線の活用

各校に配備された防災用M C A無線機の操作方法を周知しておく。

(2) 塀の生け垣化

敷地を囲むブロック塀・万年塀を解消するとともに、難燃性の植樹を実施する。

(3) 安全ガラス化及び窓ガラスの飛散防止

窓ガラスの割れと落下による被害を軽減するために、窓ガラス（強化ガラスを含む）に飛散防止フィルムを装着する。

(4) 耐震化

校舎の整備について、必要に応じて耐震化を図る。

第4 ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

1. 上水道施設

水道部は、上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の補修・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限にとどめる。

(1) 取導水施設

取導水施設の常時監視を実施して保守に努める。

(2) 浄水場・配水場施設

浄水場・配水場施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、二次災害の防止を図る。

特に、下流側の配水管の破損による貯・留水流出を防止し、応急用給水源を確保するために、浄配水場に緊急遮断弁等の流出防止装置を順次整備する。

(3) 送配水管施設

経年管の取り替えを計画的に進める。

(4) 非常用の揚水施設の整備

震災により給水供給が停止した場合、浄水場・配水場の貯水量だけでは給水用水が不足するため、中根配水場やその他適切な場所に耐震性非常用井戸を整備し、この場所を給水拠点として飲料水の確保を図る。

(5) 図面等の整備

災害時における応急復旧及び給水活動を迅速かつ円滑に行うために図面の充実を図る。

なお、図面は分散保管する。

2. 下水道施設

土木部は、ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物を、地震等の災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行って現状を把握し、不良部分については、清掃、浚渫、補修及び改良に努め、地震等による機能の麻痺を最小限にとどめる。

また、応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得られるように、災害時の協力協定を締結する。

(1) ポンプ場施設等

電気設備、機械設備をはじめ施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。

(2) 管路施設

定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽管の改良等を行う。

(3) 図面等の整備

災害時における応急復旧活動を迅速かつ円滑に行うために図面の充実を図る。

なお、図面は分散保管する。

3. 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。

4. ガス施設

野田ガス株式会社は、ガス受入設備、ガス供給設備などのガス施設そのものを地震災害に強いものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備及び緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

5. 液化石油ガス

LPガス販売業者は、県の指導により転倒・転落防止措置及びマイコンメーター等の安全器具の普及に取り組み、消費者に対しては地震時の元栓閉止等の行動の啓発を図る。

6. 通信施設

東日本電信電話株式会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

7. 鉄道

東武鉄道株式会社は、被害を最小限にするために、構造物耐震性・耐水性の強化、情報連絡設備の充実、復旧体制の整備を行う。

第6節 防災施設の整備

体 系	担 当	関係機関
第1 指定緊急避難場所の整備	市民生活部	
第2 避難路の整備	土木部、都市部	
第3 ヘリコプター臨時離発着場の整備	市民生活部	

第1 指定緊急避難場所の整備

1. 指定緊急避難場所の指定及び解除

現在、指定緊急避難場所として、学校や公園等が指定されている。

市民生活部は、今後、人口分布や指定緊急避難場所周辺の防災環境の変化や公共施設の設置状況等に応じて新たな指定緊急避難場所の指定、選定済みの指定緊急避難場所の解除を行う。

また、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）での生活が困難な避難行動要支援者等に対応するため、福祉避難所を指定する。

2. 指定避難所の整備

市民生活部は、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）については、「災害時における避難所運営の手引き」（平成21年10月 千葉県）により、次のような設備の整備に努める。

- (1) 対象地域の市民等を収容できる規模で、かつ、耐震化及び液状化対策を実施する。
- (2) 必要に応じ冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (3) 通信機器等施設・設備の整備に努める。
- (4) 指定避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (5) 避難生活の長期化、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対応するため、避難行動要支援者に特別の配慮をするための避難施設の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- (6) 間仕切りや照明等、女性に特に配慮した被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (7) 指定避難所の効率的な管理のために、野田市避難所運営マニュアルを周知し、適切な避難所運営を図り、必要に応じて適宜見直す。

3. 指定避難所を補完する避難施設

市民生活部は、指定避難所だけでは被災者を収容できない場合に備え、市内のゴルフ場と協定を締結し、指定避難所を補完する避難施設としての活用を図る。

4. 指定緊急避難場所の周知

市民生活部は、災害時に被災者が安全に指定緊急避難場所に避難できるよう、市報、防災ハ

ンドブック、地震ハザードマップ、市ホームページ等により周知を行う。

第2 避難路の整備

土木部、都市部は、指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、整備に努める。なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、歩道や火災延焼防止効果のある街路樹等の整備を推進する。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場の整備

市民生活部は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離着陸場の指定及び見直しを図る。

特に、使用の際に混乱が予想される医療救護所及び指定避難所の臨時離着陸場については、避難市民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離着陸場の区別等所要の措置を講じる。

第7節 応急対策の環境整備

項目	担当	関係機関
第1 備蓄・物流対策	市民生活部	
第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	消防本部、保健福祉部、市民生活部	野田市医師会、野田健康福祉センター、救急病院等医療機関
第3 給水体制の整備	水道部、市民生活部	
第4 緊急輸送体制の整備	市民生活部	
第5 ボランティア受入れのための環境整備	保健福祉部	
第6 広域応援体制の整備	市民生活部	

第1 備蓄・物流対策

1. 家庭や事業所等における備蓄の促進

市民生活部は、各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄について、最低3日分以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することについて知識の普及啓発を図る。

特に、家族に避難行動要支援者や食物アレルギーを持つ家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、専用食料などの備蓄を行うようにする。

2. 行政備蓄の整備

(1) 備蓄の推進

市民生活部は、市役所、櫛のホール、いちいのホール、北・南コミュニティセンター及び福田公民館、東部公民館、川間公民館、二川公民館、関宿中央公民館に設置してある備蓄倉庫並びにみずき備蓄倉庫、三ツ堀備蓄倉庫及び瀬戸備蓄倉庫の計13箇所、備蓄品の整備を図る。

備蓄目標の設定

- ・地震発生後4日目からは救援物資等で確保が可能と想定し、3日間を備蓄で対応する。なお、大規模災害時の混乱時であることを考慮し1日2食とする。
- ・建物倒壊により自宅から家庭内備蓄を取り出すことができない避難者を対象とする。

食料（一般） $93,670 \text{ 人} \times 81.8\% \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 90\% = 96,543 \text{ 食}$

食料（要援護者用：おかゆ、粉ミルク）

$93,670 \text{ 人} \times 18\% \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 90\% = 21,244 \text{ 食}$

93,670 人 = 3日間の延避難者数

81.8% = 3～69歳の人口比、18% = 左記以外の人口比

70% = 家庭等備蓄利用者を3割と想定することによる市の備蓄割合

90% = 県が1割備蓄することによる市の備蓄割合

飲料水 $93,670 \text{ 人} \times 70\% \times 2 \text{ 本} \times 90\% = 118,024 \text{ 本}$

毛布 $37,464 \text{ 人} \times 50\% \times 90\% = 16,858 \text{ 枚}$
 $37,464 \text{ 人} = \text{最大避難者数}$
 $50\% = \text{家庭等備蓄利用者を5割と想定することによる市の備蓄割合}$

トイレ $37,464 \text{ 人} \times 95.45\% \div 60 \text{ 基} \times 90\% = 536 \text{ 個}$
 $95.45\% = \text{おむつ利用者分除く}$
 $60 \text{ 基} = 60 \text{ 人に1基を想定}$

生理用品 $93,670 \text{ 人} \times 17.41\% \times 50\% \div 4 \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = 11,007 \text{ 枚}$
 $17.41\% = \text{全人口のうち12~51歳の女性の割合 (27,358/157,183 人)}$

紙おむつ(乳幼児) $93,670 \text{ 人} \times 3.18\% \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = 8,042 \text{ 枚}$
 $3.18\% = 0\sim3 \text{ 歳の割合 (4,995/157,183 人)}$

紙おむつ(大人:パンツ型) $93,670 \text{ 人} \times 1.37\% \times 50\% \times 2 \text{ 枚} \times 90\% = 1,154 \text{ 枚}$
 $1.37\% = \text{要介護3以上の割合 (2,153/157,183 人)}$

紙おむつ(大人:尿漏れパット) $93,670 \text{ 人} \times 1.37\% \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = 3,464 \text{ 枚}$

防水シート $37,464 \text{ 人} \times 50 \text{ 枚} \div 300 \text{ 人} = 6,243 \text{ 枚}$

(2) 民間との協定締結

市民生活部は、民間流通事業者との協定等により食料・飲料水・生活必需品等を確保できるようにする。

また、物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや指定避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(3) 県との情報の共有

県は、市町村の備蓄を補完及び災害応急活動を円滑に実施するため、千葉県西部防災センターを含め、県下13箇所及び県内10市町村に分散して物資等を備蓄している。

市民生活部は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

3. 指定避難所への備蓄

市民生活部は、災害時の指定避難所となる小・中学校等に食料、毛布など防災用品の備蓄を図る。

第2 救急・救護・保健衛生体制の整備

1. 市民等の救護能力の向上

消防本部は、市民等の自主救護能力を向上させるために、普通救命講習会や地域防災訓練において救命講習等を実施し、応急手当の知識・技術の普及活動を行う。

2. 応急医療体制の整備

(1) 応急救護体制の整備

保健福祉部は、野田市医師会等と連携し応急体制に必要となる医療救護所や後方医療機関を確保する。また、野田市医師会等との協議により医療救護所の設置場所を定める。

(2) 協力体制の構築

保健福祉部は、野田市医師会、野田健康福祉センター等の関係機関と応急医療体制の整備や訓練等の協議を行う場を設け、応急医療体制の充実・強化を図る。

日本赤十字社千葉県支部及び救急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。また、保健福祉部は、医師会等と協議し応急医療活動を効果的に行うために必要な「災害時医療救護活動マニュアル」を策定する。

(3) 医薬品等の確保

保健福祉部は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品について医療救護所を設置する医療機関に備蓄するほか、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材の確保・供給体制の整備に努める。また、県が千葉県医薬品卸協同組合等と締結した災害協定に基づき、市内の医薬品等が不足した場合等に円滑に供給されるように、県への要請や市内の受入れ体制等の整備に努める。

市民生活部は、医療救護所を設置する医療機関に、医療救護所の設置に必要なテント、発電機及び防災用M C A無線機を整備するとともに、備蓄倉庫に毛布等を備蓄する。

(4) 参集体制等の整備

保健福祉部は、医療救護所における応急処置や負傷者のトリアージ等の医療救護活動を行う医療救護班の編成を行うため、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部と協議し参集方法等の初動医療体制の確立を図る。

また、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部は、災害時に備えた緊急連絡網の整備を行う。

(5) 災害医療コーディネーター

市長は、野田市医師会から災害医療に精通した者の推薦を受け、災害医療コーディネーターを委嘱する。

(災害医療コーディネーターの主な業務)

(ア) 平時

保健福祉部長に災害医療体制の整備、災害医療に関する訓練に関し助言を行う。

(イ) 災害時

救護本部において救護本部長に助言及び調整を行う。

野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会、千葉県柔道整復師野田・流山支部等の救護活動団体に指示及び調整を行う。

(6) 調剤業務の事業継続の推進

薬剤師会は、災害による被害を最小限に留める対策を図り、発災後は速やかに調剤業務の再開が行えるよう会員の業務継続計画の策定を推進する。

3. 保健衛生体制の整備

野田健康福祉センターは、平時から保健福祉部と連携して、避難所等における感染症等の予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。

第3 給水体制の整備

1. 給水資機材の整備

水道部は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備・充実を図る。

2. 井戸の活用

市民生活部は、災害時における応急給水を補完するため、民間の井戸による災害時協力井戸の登録を推進する。

3. 受水施設の活用

受水設備のある施設については、施設管理者が給水設備（蛇口）を整備し、直接給水を可能とする。

第4 緊急輸送体制の整備

1. 緊急輸送道路の指定

市民生活部は、県の緊急輸送道路と防災拠点となる施設を結ぶ道路を、市緊急輸送道路として指定する。

2. 輸送拠点の整備

市民生活部は、救援物資の受入れ及び管理を行うための物資集積場所を指定し、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所等について検討する。

3. 車両等の確保体制の整備

市民生活部は、市有車両について緊急輸送車両の事前申請を野田警察署に行う。

また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

第5 ボランティア受入れのための環境整備

1. 受入れ体制等の整備

保健福祉部は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう野田市社会福祉協議会等の関係団体と協議して、災害ボランティアセンターの設置場所、必要な資機材の確保、運営方法等の受入れ体制を整備する。

また、野田市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

2. ボランティア意識の啓発

保健福祉部は、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心に県で実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、「防災の日」（9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）を中心に実施する防災訓練等に市民等とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

3. ボランティアの育成

保健福祉部は、ボランティア団体等に対し、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、防災ボランティアリーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

第6 広域応援体制の整備

1. 広域応援協定の締結

市民生活部は、大規模な災害を想定して、遠隔地の市町村と相互応援協定の締結を図る。

また、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣の市町村に設けるよう、検討する。

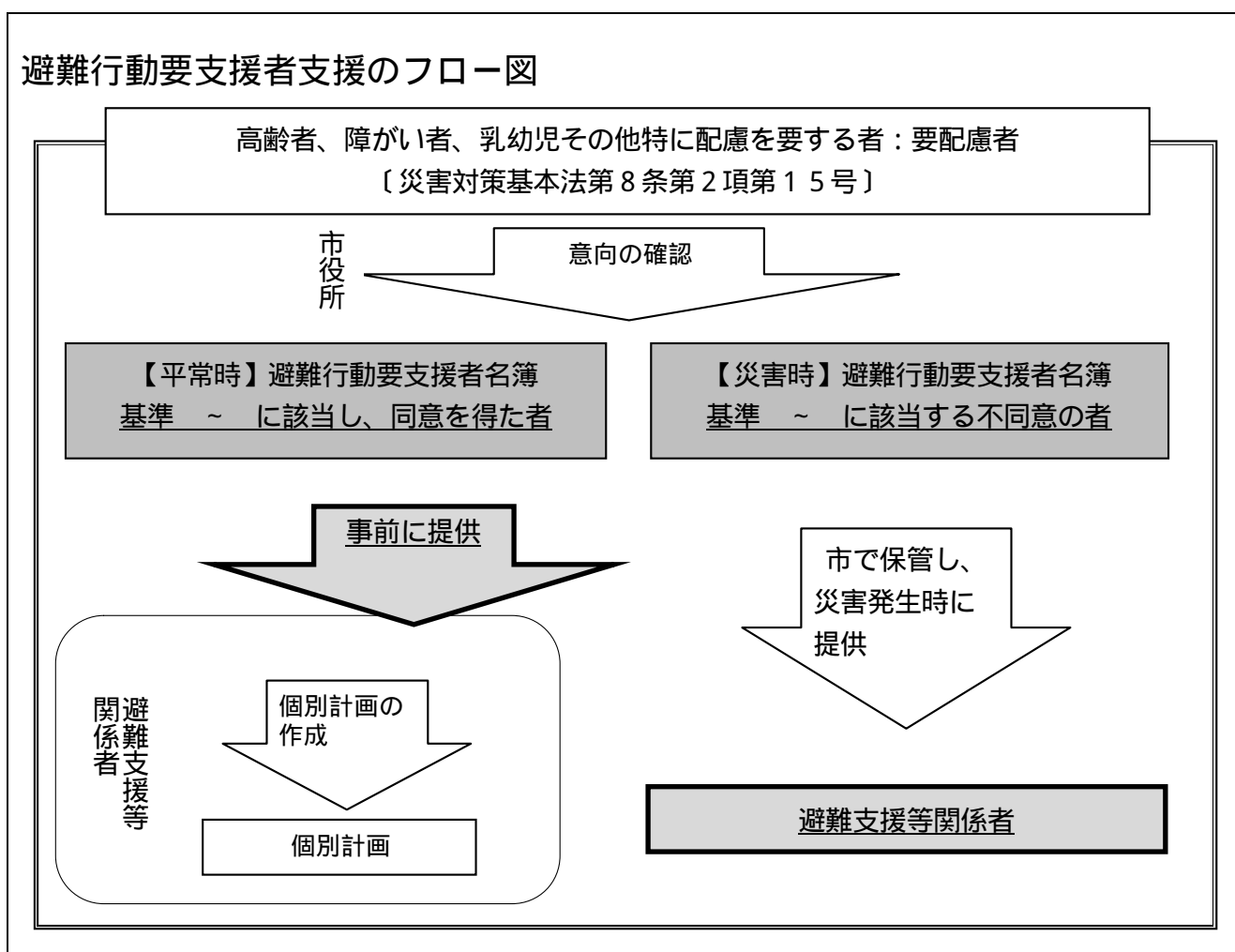
2. 受入れ体制の整備

市民生活部は、災害の想定等に応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めるものとする。

第8節 避難行動要支援者の安全確保対策

項目	担当	関係機関
第1 避難行動要支援者対策の方針	企画財政部、保健福祉部、児童家庭部、消防本部	野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、野田警察署、消防団
第2 避難行動要支援者への対策	企画財政部、保健福祉部、児童家庭部、消防本部	野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、野田警察署、消防団
第3 社会福祉施設等における防災対策	保健福祉部、児童家庭部	

避難行動要支援者支援のフロー図



第1 避難行動要支援者対策の方針

1. 避難行動要支援者対策の基本方針

「避難行動要支援者」とは、災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な者をいうもので、このような観点から、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、難病患者など避難時に支援を要する者を「避難行動要支援者」として想定する。

避難行動要支援者対策は、次のような基本的な考え方に基づき、避難行動要支援者の災害時の安全な避難を確保するために必要な施策を実施する。

- (1) 地域市民は、「避難行動要支援者」の問題を他人事ではなく、自ら担うべき課題として、行政との相互協力により解決することを認識する。
- (2) 地域市民は、避難行動要支援者自らが避難行動能力の向上に努められるよう日頃から支援する。
- (3) 自治会又は自主防災組織は、災害時の安全な避難誘導のために必要な人手の確保を日頃から手当てしておく。
- (4) 自治会又は自主防災組織は他の避難支援等関係者と連携するとともに、地域の実状に応じた必要な資機材を、日頃より検討し準備する。
- (5) 市は、介助を必要とする避難行動に対して、支障となるような要素の有無を調査し、避難行動要支援者が市民と共生できるよう、地域ぐるみ福祉ネットワーク等の結成を推進する。
- (6) 企画財政部は、外国人の安全な避難に関し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、多言語ややさしい日本語による防災の啓発に努める。

2. 野田市避難行動要支援者の支援計画

市は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の避難支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、野田市避難行動要支援者の支援計画（全体計画）を作成し、この計画に基づいて支援対策を実施する。

第2 避難行動要支援者への対策

1. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

支援を要する者の範囲として、生活の基盤が自宅にある方のうち、次の基準に該当する者（以下「基準」という。）を避難行動要支援者とする。

介護保険法の規定により要介護認定3～5を受けている者

身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く。）

療育手帳制度要綱の規定により療育手帳A以上を所持する知的障がい者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳

1・2級を所持する者で単身世帯のもの

障害福祉サービスを利用している難病患者

基準 に該当しない要支援・要介護認定者若しくは高齢者のみの世帯に属する者、
基準 ~ に該当しない障がい者又は基準 に該当しない難病患者のうち、本人等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認める者

乳幼児のうち、保護者等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの

妊婦のうち、本人等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの

外国人のうち、本人等から申出のあった日本語の理解が十分できない者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの

その他自主防災組織等の避難支援等関係者が、基準 ~ に該当しない者で支援の必要を認めるもの

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、下記に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要配慮者に関する情報を集約する。

氏名
 生年月日
 性別
 住所
 電話番号
 避難支援等を必要とする事由
 自主防災組織等

(3) 名簿登載と提供

市は、災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。

また、市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(4) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は、常に変化することから、避難行動要支援者の把握に努め、定期的に名簿情報の更新を行うものとする。

(5) 名簿の管理

市は庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

2. 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 自主防災組織、自治会・町内会（以下「自主防災組織等」という。）
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
- (4) 野田警察署
- (5) 野田市消防本部、野田市消防署、野田市消防団
- (6) その他市長が認める団体

3. 情報の漏えいを防止するための措置

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- (2) 災害対策基本法第49条の13に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せら

れていることを説明するものとする。

- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
- (6) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結するものとする。

4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置

市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、メール、ホームページ及びツイッター等様々な手段を確保し、避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報を提供する。

また、発令された避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

5. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

6. 避難行動要支援者の個別計画の作成

市は、災害発生時等の支援体制の充実を図るため、日頃から避難支援等関係者との情報共有を図り、避難行動要支援者一人一人の個別計画の作成を推進する。

7. 防災設備等の整備

保健福祉部、消防本部は、一人暮らしの方、寝たきりの高齢者、障がい者等の安全を確保するため、緊急通報装置、自動消火装置及び火災警報器等の設置の推進に努める。

8. 福祉避難所の指定

避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所を指定し、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月 内閣府）及び「災害時における避難所運営の手引き」（平成21年10月 千葉県）を参考とし、避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備及び避難行動要支援者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

なお、指定避難所内の福祉避難スペースの確保に努める。

- (1) トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品
- (2) 児童遊具、粉ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備
＜福祉避難所の条件：特別支援学校、障がい者施設、老人福祉施設等＞

- ア 建物自体の安全性が確保されていること
- イ バリアフリー化され、施設内の避難行動要支援者の安全性及び利便性が確保されること
- ウ 避難行動要支援者の特性を踏まえ必要な空間が確保されること

障がい者施設については、既存の障がい者施設等と協議を行い、福祉避難所に準じる避難の拠点として活用する。

第3 社会福祉施設等における防災対策

1. 施設の防災計画の作成

各施設の管理者は、入所者・通所者の安全な避難を確保するため、市の地域防災計画と整合を図り、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携等について検討し、防災計画を策定する。

防災主管課（消防を含む。）は、必要な指導助言を行う。

2. 防災学習・防災訓練・情報伝達体制の充実

社会福祉施設管理者等は、職員や入通所者等に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な学習と防災訓練を定期的に行う。

また、発災直後の保護者への情報伝達体制を整える。

3. 施設の安全対策

社会福祉施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の確保や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

4. 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にするなど、防災組織体制の整備や災害応急計画の作成を行う。

また、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域市民との交流に努め、災害時には、地域市民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

第4 外国人への対策

企画財政部は、外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を活用し、多言語ややさしい日本語による防災の啓発に努める。

第9節 帰宅困難者対策

項目	担当	関係機関
第1 一斉帰宅の抑制	市民生活部	東武鉄道株式会社
第2 帰宅困難者の安全確保	市民生活部	

第1 一斉帰宅の抑制

1. 基本原則の周知・徹底

市民生活部は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を行う。

また、企業、学校等に対し、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水、及び生活必需品及び医薬品等の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

2. 安否確認手段の普及・啓発

市民生活部は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版web171、災害用ブロードバンド伝言板、ツイッター・フェイスブック等のSNS、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3. 情報連絡体制

市民生活部は、東武鉄道株式会社と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。

第2 帰宅困難者の安全確保

市民生活部は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定し、周知を図る。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、施設における情報提供や物資の備蓄の在り方についても検討する。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

項目	担当	関係機関
第1 市の防災体制の確立	総括班、対策要員部班、各班	
第2 災害対策本部設置前の体制	総括班	
第3 災害対策本部の体制	総括班、各部	
第4 災害対策本部解散後の体制	総括班	

第1 市の防災体制の確立

1. 防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制		配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1 配備	(1) 市内で震度4の地震を観測し、市長が必要と認めるとき	・防災安全課職員 ()
	第2 配備	(1) 市内で震度5弱の地震を観測したとき (自動配備) (2) 東海地震注意情報が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めるとき	・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長(課長)が指定する必要な職員
災害対策本部設置後 非常配備体制	第1 配備	(1) 市内で震度5強の地震を観測したとき (自動配備・本部自動設置) (2) 東海地震予知情報(警戒宣言)が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めるとき	・全職員(自動配備) (配備後被害状況に応じて3分の1の職員で対応)
	第2 配備	(1) 市内で震度6弱の地震を観測したとき (自動配備・本部自動設置) (2) その他の状況により市長が必要と認めるとき	・全職員(自動配備) (配備後被害状況に応じて2分の1の職員で対応)
	第3 配備	(1) 市内で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備・本部自動設置) (2) その他の状況により市長が必要と認めるとき	・全職員(自動配備)

なお、自動配備、本部自動設置とは、勤務時間外において市長の指令がなくとも各職員が情報を収集し、あらかじめ定められた場所に参集し対応を開始することである。

勤務時間内においては、まずは自衛消防隊としての活動等による各施設の来庁者等の安全確保を行った後に、災害対策本部の配備体制による業務にあたる。

配備の特例措置

- 1 配備体制を強化する必要があると市長が認めた場合は、より上位の配備計画を指示することができる
- 2 各部局の基準と判断で必要な対応業務を実施する。

2. 動員・配備

(1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、市民生活部長から市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

(2) 動員の方法

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

勤務時間外で、自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。該当職員は、震度等に応じて、動員指令を待つことなく自ら所定の部署に参集する。

勤務時間外で市長の決定による配備は、市民生活部長から各部長に情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

3. 配備場所

配備場所は、あらかじめ定められた場所とする。

4. 動員報告

参集した職員は所属単位毎、総括班に参集報告を行う。

5. 消防団員の動員

災害対策本部を設置した場合、本部長は、消火・救助班を通じ、電話等を利用して速やかに消防団長に伝達する。

消防団長は、市長から災害対策本部の設置に伴う配備体制の連絡を受けたときはただちに出動できる体制を確立するよう各分団長に対し、防災無線、口頭、電話等を利用して指示する。

第2 災害対策本部設置前の体制

警戒配備体制は、各課での災害対応及び事務局への情報収集等を実施する。組織、所掌事務は、災害対策本部に準ずるものとする。

第3 災害対策本部の体制

1. 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

市長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置基準

- ア 市内で震度5強以上のを観測したとき（自動配備・本部自動設置）
- イ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき
- ウ その他の状況により市長が必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。市庁舎が被災した場合は、中央公民館、樺のホールの順に設置する。

(3) 本部設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合、電話その他適当な方法により県及び防災関係機関に通知する。

なお、設置した場合は、必要に応じ各機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

(4) 現地対策本部

本部長は、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

(5) 支部連絡所の設置場所及び活動内容

災害対策本部を設置した場合は、状況に応じて支部連絡所を設置する。

設置場所	関宿北部地区...関宿公民館 関宿南部地区...木間ヶ瀬公民館 北部地区...北コミュニティセンター 東部地区...東部公民館 福田地区...福田公民館	関宿中部地区...いちいのホール 川間地区...川間公民館 中央地区...中央出張所 南部地区...南コミュニティセンター
活動内容	支部長・副支部長（4人）・情報員・通信員を置く。 支部長は支部連絡所の事務を統括し職員を指揮監督する。 支部長に事故があるときは、副支部長がその職務を代理する。 <ul style="list-style-type: none"> ・担当区域の情報収集に関する事及び情報伝達に関する事 ・担当区域の現状把握と対応策の検討 ・指定緊急避難場所への通信連絡に関する事 ・指定緊急避難場所外の避難住民への対応に関する事 ・本部長の指示により職員の配置替えについて ・市外居住職員の配置 	

2. 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、局長、市民生活部長の順により権限を委任する。

(2) 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員（災害対策本部 組織図の統括責任者）で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

本部会議の協議事項

ア 災害対策本部の配備体制の変更に関する事 イ 避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定に関する事 ウ 災害救助法の適用に関する事 エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関する事 オ 災害対策経費の処理に関する事 カ その他災害対策の重要事項に関する事

(3) 本部事務局

災害対策本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報の管理、各部の活動状況の把握及び本部会議の運営を行う。

また、本部連絡員は、各部から指名し、本部員の指示及び伝達事項について連絡調整を行う。

(4) 分掌事務

各部長は、本部長の命を受け部内の業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

(5) 長期化への配慮

対策要員部班は、災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応にあたる等、災害対応従事者の健康を確保する。

(6) 災害対策本部オペレーション室の設置

本部長は応急対策に必要な情報の収集及び分析並びに関係機関との調整を行い、応急対策の処理を行う本部オペレーション室を設置する。

なお、本部オペレーションには、統括班、分析班、情報班、本部連絡員を置き、必要に応じて関係機関の連絡調整員（リエゾン）を置く

3. 災害対策本部の廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

第4 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、防災担当だけでなく全庁的に対応にあたる。

指揮は副市長が行い、総括班が事務局として調整にあたる。

災害対策本部 組織図



災害対策本部 所掌事務

本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議の記録に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。

特命班（各部からの応援要員で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班		指名による	・災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班			<ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの電話問合せ及び連絡受けに関すること（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関すること。 ・各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関すること。

各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。

各対策班

は複数の課で担当する場合の主な担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。 ・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査総括に関すること。 ・被害発生状況の記録に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。 ・罹災証明に関すること。
		課税課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査総括に関すること。 ・被害発生状況の記録に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。 ・罹災証明に関すること。
		収税課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査総括に関すること。 ・被害発生状況の記録に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。 ・罹災証明に関すること。
対策要員部班	総務部長	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・各班の不足人数を取りまとめ、調整班に報告すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関すること。
		行政管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・庁内基幹システムの機能確保に関すること。
庁舎管理班	総務部長	管財課長	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎及び施設の機能確保に関すること。 ・災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関すること。 ・緊急通行車両の申請に関すること。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。 ・ヘリコプター等の緊急輸送に関すること。
		営繕課長	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎及び施設の機能確保に関すること。 ・災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関すること。 ・緊急通行車両の申請に関すること。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。 ・ヘリコプター等の緊急輸送に関すること。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
生活支援班	市民生活部長	市民課長	総合相談窓口の開設及び運営に関する事 ・住民の安否及び所在の把握に関する事 遺体の埋火葬に関する事。
		関宿支所長	総合相談窓口の開設及び運営に関する事（関宿支所） ・遺体の埋火葬に関する事。
		国保年金課長	・総合相談窓口の開設及び運営に関する事 住民の安否及び所在の把握に関する事。
物資班	自然経済推進部長	商工観光課長	生活必需品の調達及び供給に関する事 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
		農政課長	・生活必需品の調達及び供給に関する事 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事 食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
		みどり水のまちづくり課長	・生活必需品の調達及び供給に関する事 救援物資の受入れ及び供給に関する事 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
		スポーツ推進課長	・生活必需品の調達及び供給に関する事 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
		魅力推進課長	・生活必需品の調達及び供給に関する事 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	・災害廃棄物収集及び処理に関する事 ・し尿の収集に関する事 ・仮設トイレ設置及び管理に関する事 ・防疫（消毒）に関する事
		清掃管理課長	災害廃棄物収集及び処理に関する事 し尿の収集に関する事 ・仮設トイレ設置及び管理に関する事。
		環境保全課長	仮設トイレ設置及び管理に関する事 ・放射性物質等のモニタリングに関する事 ・ペットの保護に関する事 防疫（消毒）に関する事。
土木班	土木部長	管理課長	・河川・排水路等の復旧に関する事 道路及び橋梁の復旧に関する事 道路の障害物の除去に関する事 土木関係業者との連絡調整に関する事。
		道路建設課長	・道路及び橋梁の復旧に関する事 ・道路の障害物の除去に関する事 ・土木関係業者との連絡調整に関する事 交通規制に関する事。
		用地課長	・道路及び橋梁の復旧に関する事 ・道路の障害物の除去に関する事 ・土木関係業者との連絡調整に関する事 ・交通規制に関する事。
		下水道課長	・下水道の復旧に関する事。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	被災宅地の危険度判定に関すること 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。
		営繕課長	住宅の応急修理に関すること。 住宅関係の障害物の除去に関すること。 仮設住宅の設置及び管理に関すること。 仮設住宅の入居者選定に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		関宿地区土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
保健救護班	保健福祉部長	保健センター長	・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫（保健衛生）に関すること。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・災害救助法の適用に関する事。 ・災害義援金及び見舞金の交付に関する事。 ・災害ボランティアセンターに関する事。
		障がい者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設・運営に関する事。 避難行動要支援者支援に関する事。
		高齢者支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関する事。 福祉避難所の開設・運営に関する事。
		介護保険課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関する事。 福祉避難所の開設・運営に関する事。
		こぶし園長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関する事。 福祉避難所の開設・運営に関する事。
		児童家庭課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関する事。 福祉避難所の開設・運営に関する事。
		保育課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関する事。 福祉避難所の開設・運営に関する事。 応急保育に関する事。
		子ども家庭総合支援室	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関する事。 福祉避難所の開設・運営に関する事。
		人権・男女共同参画推進課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関する事。 福祉避難所の開設・運営に関する事。 相談支援に関する事。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 避難者全体の把握に関すること。
社教班	生涯学習部長	生涯学習課	・避難所班の応援に関すること。
		青少年課長	・避難所班の応援に関すること。
		文化センター長	・避難所班の応援に関すること。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関すること。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関すること。 児童及び生徒の安否確認に関すること。 ・炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		選挙管理委員会事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		監査委員事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関すること。 指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		農業委員会事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		会計管理者	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関すること。
		予防課長	・消火に関すること。
		警防課長	・救急に関すること。
		消防署長	・水防活動に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	応急給水に関すること。 ・水道施設の復旧に関すること。
		工務課長	・応急給水に関すること。 水道施設の復旧に関すること。

支部連絡所及び指定避難所対応（各統括責任者の指示により対応部員を指定する）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
関宿北部地区	議会事務局長	議会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		選挙管理委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		監査委員事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		農業委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		会計管理者	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿中部地区	企画財政部長	企画財政部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿中部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿南部地区	土木部長	土木部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
川間地区	自然経済推進部長	自然経済推進部次長	・支部連絡所及び指定避難所（川間地区）の開設及び運営支援に関すること。
北部地区	児童家庭部長	児童家庭部次長	・支部連絡所及び指定避難所（北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
中央地区	生涯学習部長	生涯学習部次長	・支部連絡所及び指定避難所（中央地区）の開設及び運営支援に関すること。
東部地区	学校教育部長	学校教育部次長	・支部連絡所及び指定避難所（東部地区）の開設及び運営支援に関すること。
南部地区	都市部長	都市部次長	・支部連絡所及び指定避難所（南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
福田地区	総務部長	総務部次長	・支部連絡所及び指定避難所（福田地区）の開設及び運営支援に関すること。

次長不在の場合は主管課長

第2節 情報の収集・伝達

項目	担当	関係機関
第1 情報連絡体制の確立	総括班	野田市アマチュア無線連絡協議会、日本放送協会千葉放送局、関東地方非常通信協議会
第2 地震情報等の収集・伝達	総括班、消火・救助班	銚子地方気象台
第3 被害情報の収集・報告	被害調査班、総括班、消火・救助班、生活支援班、各班	野田警察署、東葛飾地域振興事務所

第1 情報連絡体制の確立

1. 通信体制

野田市及び防災関係機関は、災害時における相互間の通信を迅速かつ円滑に行うため、指定電話により連絡窓口を統一し、通信途絶への対応措置の実施や通信員の派遣などにより災害時の初動段階における情報連絡体制を確保する。

2. 市の通信体制

総括班は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、次の通信手段を用いて通信を行う。

(1) 電話

ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

イ 非常通話・緊急通話

加入電話による通話が困難な場合は、直接、「102番」をダイヤルし交換手に非常通話・緊急通話の申込みを行う。

ウ 災害時用公衆電話

指定避難所等の災害時用公衆電話を活用し、通信を確保する。

(2) 防災行政無線

防災行政無線（固定系）を用いて、市民等への一斉放送を行う。

また、指定緊急避難場所から距離のある自治会館には、相互通信可能な機能（アンサーバック機能）を整備し、指定緊急避難場所に避難するまでの一時（いつとき）避難した住民の安否確認に活用する。

(3) 防災用M C A無線

防災用M C A無線を用いて、本部・支部連絡所・消防署・現場職員及び関係機関等との連絡を行う。

(4) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

(5) アマチュア無線

一般加入電話が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線の協力を要請する。市は、野田市アマチュア無線連絡協議会に対して被害情報等の提供について協力依頼を行う。

3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

総括班は、災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

4. 通信施設が使用不能となった場合の措置

総括班は、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話若しくは無線等の通信施設を使用する。

- (1) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設
- (2) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

第2 地震情報等の収集・伝達

1. 地震情報の収集

総括班は、千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

なお、消防庁は、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）により緊急地震速報等を伝達している。

地震情報の種類

種 類	内 容
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の発現時刻を発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度 分布図	震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
-------------	--

2. 地震情報の伝達

総括班は、地震時に発表された地震情報等について、千葉県又は関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは必要に応じ、防災行政無線（固定系）、防災用MCA無線、野田市安全安心メール等により市民に周知する。

また、消火・救助班は、重要な情報について通報を受けたとき又は自らその発令を知ったときは、消防署及び各分署に掲示する等直ちに防災担当課又は対策本部が設置されている場合には本部に周知を図る。

第3 被害情報の収集・報告

1. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町村
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

2. 災害直後の被害情報の収集

災害発生時に、直ちに収集すべき被害情報等は、おおむね以下のとおりである。これらは県への報告事項を含むものである。

(1) 被害情報等内容

ア 人的被害

- (ア) 市民の死傷者の発生状況
- (イ) 児童・生徒、公共施設の来訪者、入所者、職員等の死傷者の発生状況

イ 物的被害

- (ア) 庁舎（本庁、出先機関）、清掃施設等の市有財産
- (イ) 学校、社会教育施設、福祉施設、道路等の公共施設
- (ウ) 河川、擁壁、液状化等
- (エ) 住家、商店・工場、危険物取扱施設等
- (オ) 水道、電力、ガス、下水道、ごみ処理等のライフライン施設
- (カ) 電話、道路、鉄道、放送等の通信交通関係施設
- (キ) 医療施設等
- (ク) その他応急対策に必要な情報

(2) 被害調査

災害発生当初、各班は把握した情報を本部に報告する。職員は、夜間・休日に地震が発生した場合は、参集途上の見聞情報を本部へ報告する。

また、指定緊急避難場所参集職員は、避難者から地域等の被害状況を収集し、支部連絡所を通じ本部へ報告する。

被害調査班は、報告を受けた情報を集約し整理する。

(3) 関係機関への通報

総括班は、必要に応じて災害情報を消火・救助班、警察署、東葛飾地域振興事務所に通報する。

3. 被害調査

被害調査班は、情報班の整理した情報に基づいて、被害発生箇所の確認を行い、状況を本部へ報告する。各班は、それぞれが所管する施設の被害調査を行う。

4. 災害報告

総括班は、震度5弱以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。震度5強以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報について県と併せて総務省消防庁に報告する。

消火・救助班は、大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときはその通知件数を、また震度6弱以上の地震の場合は119番件数についても、その概数を総務省消防庁及び県に報告する。

5. 県への報告

(1) 報告先・手段

災害報告は、総括班がとりまとめ、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(2) 報告のすべき事項・区分

県へ報告すべき事項は次のとおりである。

- | |
|-----------------------------------|
| ア 災害の原因 |
| イ 災害が発生した日時 |
| ウ 災害が発生した場所又は地域 |
| エ 被害の状況（被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する。） |
| オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 |
| (ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 |
| (イ) 主な応急措置の実施状況 |
| (ウ) その他必要事項 |
| カ 災害による市民等の避難の状況 |
| キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 |
| ク その他必要な事項 |

(3) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

ア 総括責任者

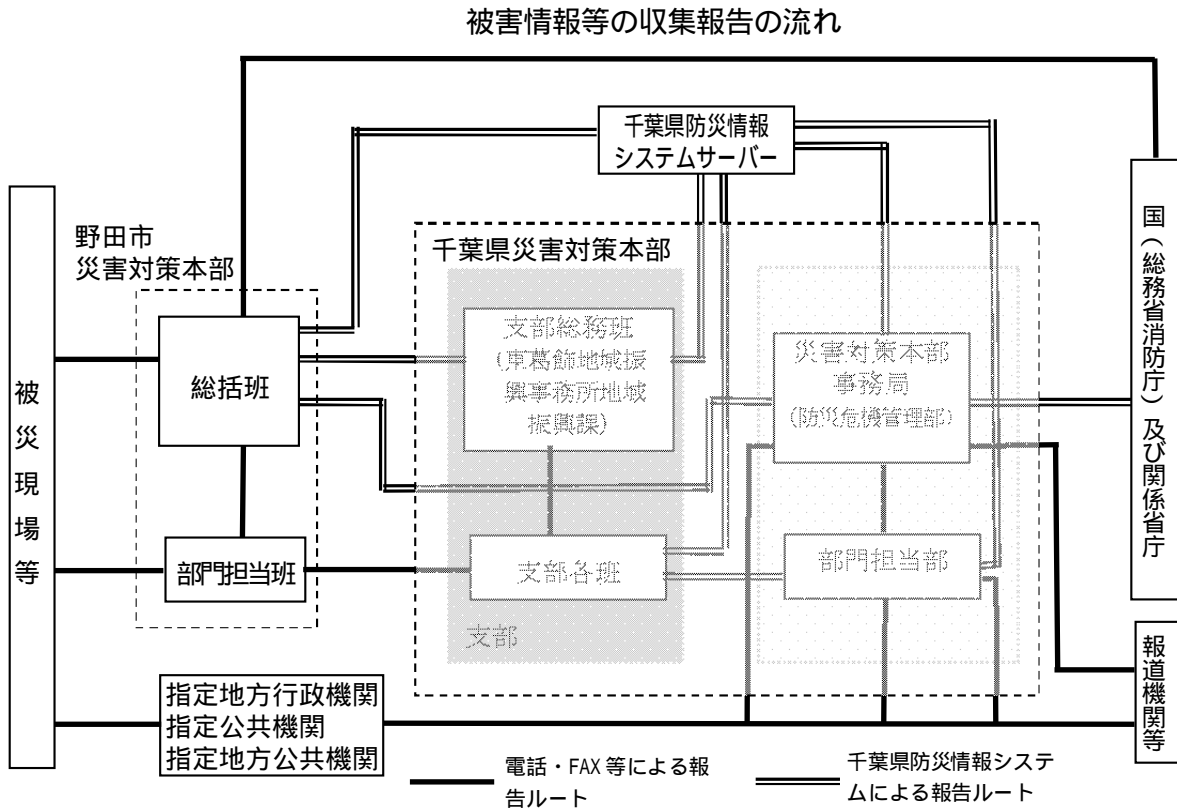
市長：防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。

イ 取扱責任者

市民生活部長：防災関係機関における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

(4) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



(5) 留意事項

- ア 発災初期の情報収集にあたっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。
- イ 人的被害、住家被害、市民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- カ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

6. 被災者台帳の作成

被害調査班は、市域に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被害調査結果に基づき、被災者台帳を作成し、応急対策に活用する。

7. 安否情報の提供

生活支援班は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

第3節 災害広報

項目	担当	関係機関
第1 災害時の広報	広報班、避難所班	野田警察署
第2 広聴活動	電話対応班、生活支援班	
第3 報道機関への対応	広報班	

第1 災害時の広報

1. 市災害対策本部の広報

広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段のほか、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

(1) 広報内容

広報内容は、次のとおりである。

災害発生直後の広報	ア 地震・気象情報の伝達 イ 被害の発生状況及び二次災害発生危険の見込み ウ 避難の準備情報・勧告・指示の周知 エ 市民等のとるべき措置と自主防災活動の要請
応急活動時の広報	ア 地震に関する情報（被害や余震の情報） イ 避難に関する情報 ウ ライフライン、交通機関の被害状況及び復旧の見込み エ 生活関連情報（給水、給食、その他の市の行う応急対策）
消火・救助の広報	ア 火災の発生防止及び初期消火に関すること イ 火災及び危険物施設被害の発生状況に関すること ウ 避難勧告又は避難指示（緊急）の伝達に関すること エ その他民心安定を図るため必要な情報に関すること

(2) 広報の手段

広報の手段は、次のとおりである。

ア 防災行政無線（固定系）	イ 広報車による巡回
ウ 災害広報紙の発行	エ メール、ツイッター及びLINE
オ ホームページ	カ 支部連絡所及び指定避難所への掲示

2. 野田警察署の広報

野田警察署は、次の広報を行う。

ア 被害状況、治安状況、救護活動及び警備活動
イ 道路交通規制に関すること
ウ 防犯指導等の犯罪予防に関すること
エ 避難に関すること

3. 防災関係機関の広報

防災関係機関は、次の広報を行う。

- | |
|---------------------------|
| ア 機関の活動体制に関すること |
| イ 電気、ガス、電話等の二次災害の防止に関すること |
| ウ 所管業務の被害状況、復旧状況に関すること |

4. 指定避難所における広報

避難所班は、支部連絡所・指定避難所に広報掲示板を設置し、市からの情報を掲示して、避難者への広報を行う。

第2 広聴活動

1. コールセンターの設置

電話対応班は、市民からの被害状況の報告や問合せを受けるため、コールセンターを設置して対応にあたる。

2. 臨時相談所の設置

生活支援班は、市民からの問合せや生活相談に対応するため、市役所、支所及び出張所に臨時災害相談所を設置する。相談窓口には、各部各班の担当者や専門職を配置し、被災者の生活相談等に対応する。

相談事項例

- | | |
|------------------|------------------|
| ア 安否情報（家族の消息等） | イ 搜索依頼の受け付け |
| ウ 罹災証明書の発行 | エ 埋葬許可証の発行 |
| オ 他各種証明書の発行 | カ 仮設住宅の申込み |
| キ 住宅の応急修理の申込み | ク 災害見舞金、義援金の申込み |
| ケ 被災者生活再建支援金の申込み | コ 生活資金、営業資金等の相談等 |
| サ 福祉、法律関係の相談 | シ 職業のあっせん等の相談 |

第3 報道機関への対応

1. 記者発表

災害時に市が行う広報は、災害対策本部の主体的な判断による場合と支部連絡所、防災関係機関からの依頼による場合がある。いずれの場合であっても、広報を実施することの判断は災害対策本部長が行う。

広報班の統括責任者は、災害対策本部長の指示により、記者会見を定期的に関いて、必要な情報を報道機関へ発表する。

2. 報道機関への要請

広報班は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材の制限や指定避難所における取材について、自主防災組織等の許可を得て行うように報道機関に要請する。

第4節 災害派遣・応援要請

項目	担当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	調整班、対策要員部班	
第2 県・市町村等への要請	調整班、対策要員部班	
第3 消防の広域応援要請	調整班、消火・救助班	
第4 上水道・下水道事業者の相互応援	給水班、土木班	
第5 応援の受入れ体制	対策要員部班	
第6 広域避難の受入れ	総括班	

第1 自衛隊の災害派遣

1. 災害派遣・撤収要請

(1) 派遣要請の手続

本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災行政無線又は一般加入電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難若しくは人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後所定の手続を速やかに行う。

災害派遣要請の手続

連絡先	県防災危機管理部危機管理課
要請事項	ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

(2) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

(3) 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

自衛隊の派遣活動

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2. 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

自衛隊自主派遣の判断基準

<p>ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること</p> <p>イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること</p> <p>ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること</p> <p>エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること</p>
--

3. 自衛隊の受入れ

対策要員部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入れ体制を整える。

また、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

県への応援要請手続

要 請 先	県防災危機管理部危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

2. 指定地方行政機関等への要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認める場合、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。

指定地方行政機関等への応援要請手続

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	ア 派遣の要請・あつせんを求める理由 イ 職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	派遣：災害対策基本法第 29 条 あつせん： 災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17

3. 県内市町村への応援要請

本部長は、県内で大規模な災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認める場合、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づいて、他の市町村に応援を要請する。

県内市町村への応援要請手続

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）
要 請 事 項	ア 被害の状況 イ 応援の種類 ウ 応援の具体的内容及び必要量 エ 応援を希望する期間 オ 応援場所及び応援場所への経路 カ 前各号に掲げるものの他必要な事項
応援の種類	ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 オ 被災者の一時収容のための施設の提供 カ 被災傷病者の受入れ キ 遺体の火葬のための施設の提供 ク ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ケ ボランティアの受け付け及び活動調整 コ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

第3 消防の広域応援要請

1. 広域消防応援体制

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月 千葉県）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月 千葉県）により広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、消防隊の受入れは野田市総合公園自由大広場及び野田市スポーツ公園前浦イベント広場とする。

2. ヘリコプターの派遣要請

本部長及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月 千葉県）及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」（平成4年4月 千葉県）に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

第4 上水道・下水道事業体の相互応援

1. 上水道

給水班は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

2. 下水道

土木班は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応援措置の支援を要請する。

第5 応援の受入れ体制

1. 受入れ準備

対策要員部班は応援の期間、人数及び名簿を所管課に示し、各々において受入れ準備を行う。

2. 支援

対策要員部班は、派遣・応援職員に対して、業務内容、派遣・応援場所、宿泊場所、現地までの交通経路、その他注意事項等を説明し、協力要請を行う。

対策要員部班は、受入れにあたって、必要とする部班の担当者と応援活動の現場への案内、効果的な活動を行うための活動計画、各応援機関との間の活動調整を行う。

宿舎、食事等は、原則として応援側に準備を要請する。

3. 給与及び経費負担

給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第18条、第19条に定めるところによる。

第6 広域避難の受入れ

総括班は、市外の地域において災害が発生し、県等を通じて避難者の受入れ要請があった場合、公共施設、公営住宅の確保、民間住宅の借上げ等による滞在施設の確保や食料・物資等の供給、福祉、教育、就業等の支援を行う。

第5節 消防・救助救急・危険物等対策

項目	担当	関係機関
第1 消防活動	消火・救助班	
第2 救助救急活動	消火・救助班	野田警察署
第3 危険物等の対策	消火・救助班、学校班	関東東北産業保安監督部
第4 水防活動	消火・救助班	

第1 消防活動

1. 組織

(1) 活動体制

市に「災害対策本部」が設置された場合又は消防長が特に必要と認めた場合、消防計画に基づき、消火・救助班に非常災害本部を設置する。

(2) 動員体制

震度5強以上の地震が発生した場合は、勤務時間外の消防職員は、別命を待つことなく、直ちに所定の勤務場所に参集する。

2. 初動活動

震度5強以上の地震が発生した場合及び東海地震予知情報の警戒宣言が発令された場合、消火・救助班は直ちに次の初動措置を行う。

ア 車両・機材等の確保	イ 有線電話の通話統制
ウ 全無線局の開局及び点検	エ 被害状況の把握
オ 重要防御地域の状況把握	カ 消防署・救急車・広報車等の出動準備

3. 消火活動

(1) 消防本部の活動

消火・救助班は、指揮本部等を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。

ア 指定避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした指定避難所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を

集中して活動にあたるものとする。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先するものとする。

カ 災害現場活動の原則

(ア) 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助救急活動の成算等を総合的に判断し行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(2) 消防団の活動

消防団は、次の活動を行う。

ア 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民等に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。出火した場合は、市民等と協力して初期消火を図るものとする。

イ 消火活動

消防団の出動不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

なお、署・各分署直近の団員は可能な限り、署・各分署に参集し初動時編成に加わる。

ウ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

エ 避難誘導

避難の勧告・指示がなされた場合は、これを市民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民等を安全に避難させるものとする。

オ 情報の収集・伝達

分団毎に指定される情報収集担当者により、発生初期における火災等の状況を収集し、本部及び署・各分署に伝達する。

4. 市民・自主防災組織・事業所の消火活動

市民、自主防災組織及び事業所は、出火防止措置を実施し、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

また、事業所は、周辺の火災の消火活動、倒壊建物からの救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

5. 通電火災等への警戒活動

消火・救助班は、市民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

6. 消防広域応援要請

第3章 第4節 第3「消防の広域応援要請」を参照のこと。

第2 救助救急活動

1. 消防の活動

(1) 救助活動

消火・救助班及び消防団は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により消防署及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長は、知事に要請を依頼する。また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設業者等に出動を要請する。

救助活動の原則は、次のとおりである。

ア 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する（医師等によるトリアージの実施）。

オ 傷病者が多数発生した場合は、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班との連携により効果的な救護活動を行う。

カ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に応急手当、搬送について協力を求める。

(2) 救急活動

消火・救助班は、負傷者を救急車にて医療救護所又は受入れ可能な病院に搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、必要に応じ、千葉県ドクターヘリ、千葉市消防局又は自衛隊のヘリコプターを要請する。

(3) 惨事ストレス対策

消火・救助班は、職員等の惨事ストレス対策を講じるため、必要に応じて精神医等の専門家の派遣等を国等に要請する。

2. 警察の活動

(1) 救出・救護活動

野田警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救護及び避難に遅れた者の発見、救護に努める。

(2) 措置要領

警察の措置要領は以下のとおりである。

ア 救出・救護活動に当たっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場その他多数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出・救護活動に当たっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資材を活用し、迅速な措置を講ずる。

ウ 救出・救護活動に当たっては、県、市、消防署、日本赤十字社等関係機関と積極的に協力し、警察の組織及び機能を挙げて、負傷者等の救出・救護に万全を期する。

エ 救出した負傷者は、応急処置を施した後、救急隊、医療救護所に引き継ぐか、又は警察車両を使用し、速やかに医療機関に収容する。

3. 市民、自主防災組織、事業所等の活動

市民、自主防災組織及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

第3 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防署は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

1. 高圧ガス等の保管施設

県及び消防署は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

2. 石油類等危険物保管施設

消防署は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域市民等に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- (4) 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

3. 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、火薬類保管施設の管理者等に対し、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

4. 毒物・劇物保管施設

県は、毒物・劇物保管施設の管理者等に対し、有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺市民等の安全措置、連絡通報について指導する。

また、学校等は、各学校長に対し、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒の安全確保を指導する。

5. 危険物等輸送車両

消火・救助班は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、地域市民等への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第4 水防活動

地震後の水害等の発生に対する水防活動については、「野田市水防計画」に基づき実施する。

第6節 医療救護・防疫活動

項目	担当	関係機関
第1 応急医療救護	保健救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田市地区、野田市薬剤師会、千葉県赤十字血液センター、野田健康福祉センター
第2 保健衛生活動	保健救護班、給水班	野田健康福祉センター
第3 防疫活動	保健救護班	野田健康福祉センター

第1 応急医療救護

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、医療救護所の設置や野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部等により編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）等により診療等を行う。

1. 初動医療体制の整備

(1) 救護本部の設置

災害対策本部が設置された場合、速やかに保健福祉部長を本部長とし、救護本部を設置する。

救護本部は災害対策本部内に設置し、本部長、災害医療コーディネーター及び本部員で構成し、野田健康福祉センターの職員を連絡調整員として置く。

（救護本部の活動内容）

医療救護活動方針の決定

災害時の医療救護活動の総合調整に関すること

医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。

災害対策本部オペレーション室への報告及び支援要請に関すること。

患者の搬送及び受入れの調整等に関すること。

医療救護所の設置及びスタッフの調整に関すること。

医療機関及び医療救護所への支援に関すること。

DMA T等の受入れに関すること。

関係機関等との連絡調整に関すること。

その他救護本部長が必要と認める医療救護に関すること。

(2) 医療救護班の編成

救護本部は、医療救護所を設置する場合、野田市医師会、野田市歯科医師会及び千葉県柔道整復師野田・流山支部から派遣される医師、歯科医師、看護師、柔道整復師等による医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

医療救護班は、災害対策本部が設置された場合、救護本部長の指示により参集する。ただし、市域において6弱以上の震度が観測された場合は、救護本部長の指示を待たずに、予め

指定された医療救護所に参集し、医療救護活動を行う。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の出動要請

救護本部長は、医療救護活動が困難な場合、災害対策本部長に支援要請を行う。災害対策本部長は、県医療救護班、日本赤十字社及びJMAT等の派遣並びに災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。

(4) 市外医療救護班、医療ボランティア等の受入れ

救護本部長は、県の調整により受け入れた市外の医療救護班や医療ボランティアについて、その活動の指揮と調整を行う。

(5) 医療救護所の設置

災害対策本部は、応急医療救護活動を行うため野田市医師会及び関係医療機関の協力を得てテント等を設営し医療救護所を設置する。医療救護所の設置は、あらかじめ定める次の医療救護所から被害の状況等により救護本部と協議して選定する。

医療救護班は、医療救護所において、医師の指揮の下で傷病者の緊急度判定(トリアージ)及び応急措置並びに軽症者に対する医療及び必要に応じ後方医療機関への転送を指示する。また医師は死亡の確認を行う。

医療救護所

医療法人社団福聚会	東葛飾病院（中戸 13）
医療法人社団真療会	野田病院（中里 1554-1）
医療法人社団圭春会	小張総合病院（横内 29-1）
キッコーマン総合病院	（宮崎 100）
医療法人社団喜晴会	野田中央病院（二ツ塚 148）

(6) 医療情報の収集

救護本部は、県災害医療本部と情報の共有を図り、医療救護活動における必要な事項を調整する。

県災害医療本部への報告事項

救護本部及び医療救護所の設置状況

状況に応じた必要事項

県災害医療本部からの収集事項

県内及び他都道府県のDMAT派遣状況

状況に応じた必要事項

ちば救急医療ネット（EMIS）による情報共有

災害医療協力病院の被災状況（負傷者の受入れの可否）

広域搬送が必要な負傷者情報

被災地外の災害医療協力病院の負傷者受入れについて

（EMISの運用方法）

機 関	運用方法
災害医療協力病院、東葛飾病院、野田中央病院、岡田病院、木野崎病院、江戸川病院、門倉医院	入力・閲覧
医療救護所	入力・閲覧
消防本部	閲覧
救護本部	閲覧
県（本庁、健康福祉センター）	閲覧・入力支援

2. 被災者の健康管理

野田健康福祉センターは、保健活動チームを編成し、保健救護班と連携して避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康管理を行うとともに、災害発生後のできるだけ早い時期から心のケア、食中毒や感染症の発生等の予防活動を行う。特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、心身機能の低下を予防する。

野田健康福祉センターは、避難所において実施する健康相談の体制支援を行い、併せてエコノミークラス症候群等に対し、積極的な予防活動を継続して行う。

3. 医薬品・医療器具の確保

(1) 医薬品・医療器具の確保

医療救護活動に必要な医薬品及び資器材（以下「医療資器材等」という。）については、原則として医薬品は医療救護所となる医療機関に配置する市による備蓄品を使用するものとし、資器材は医療機関が保有するものを使用する。

また、県により編成される医療救護班等は、原則として自己が携行した医療資器材等を使用する。

保健救護班は、災害対策本部を通じ患部の洗浄等のために必要な水の供給を給水班に要請する。

なお、医療資器材等に不足が生じた時は県の備蓄品等の供給を要請するほか、医療資器材等取扱い業者及び市内各医療機関等に協力を要請して調達に努める。

(2) 血液等の確保

保健救護班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

4. 後方医療体制

救護本部は、市内の災害医療協力病院等の医療機関の状況を把握し、負傷者の受入について要請する。また、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関等へ重症者の受入れを要請する。

後方医療機関

区 分		名 称（隣接ヘリコプター離着陸場）
災害医療協力病院		キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院
災害拠点病院	基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院（専用ヘリポート）
	地域災害医療センター	東京慈恵会医科大学付属柏病院 （柏市大堀川防災レクリエーション公園） 松戸市立総合医療センター（専用ヘリポート）

5. 搬送体制

大規模災害の発生時は、多数の負傷者が同時に発生するとともに、建物等が道路に倒壊することによる交通網の途絶や渋滞が想定されることから、平時と同様の救急搬送は困難となる。

(1) 医療救護所への搬送

負傷現場から医療救護所への搬送は、自主防災組織、自治会及び事業所等に協力に呼びかけることで対応することを原則とする。

救急車両等で搬送可能な場合は、重症者を優先する。

(2) 後方医療機関（災害医療協力病院）への搬送

医療救護所から後方医療への搬送は、ストレッチャー等で行うが、東葛飾病院、野田中

央病院では、防災用M C A無線等の通信手段により救急車両の搬送を要請する。

(3) 災害拠点病院への搬送

重症者等の災害拠点病院への搬送は救急車両またはヘリコプターで行い、ヘリコプターの搬送要請については、離着陸場及び離着陸場までの搬送手段の確保等関係機関と協議を行う。

6. 医療要援護者への対応

保健救護班、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等の医療要援護者について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

第2 保健衛生活動

1. 被災者の健康管理

(1) 巡回医療の実施

野田健康福祉センターは、保健活動チームを編成し、市と連携して次の活動を行う。

ア 指定避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とのコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

イ 災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、市と連携して予防活動を実施する。

ウ 指定避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制を支援し、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、指定避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して、予防活動を継続的に実施する。

2. 飲料水の安全確保対策

給水班は、飲料水の汚染等のおそれがある場合、直ちに巡回チームを編成して検水を実施し、安全確保を行うとともに、県と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

また、野田健康福祉センターは、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応する。

第3 防疫活動

1. 防疫体制の確立

保健救護班及び環境衛生班は、県と協力して防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。

2. 防疫活動

(1) 検病調査及び健康診断

野田健康福祉センターは、医師会及び保健救護班等関係機関の協力を得て指定避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。

(2) 消毒の実施

環境衛生班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。

防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、自治会及び自主防災組織等を通じて薬品を配布し自主的に散布するよう指導を行う。

また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(3) 感染症患者への措置

野田健康福祉センターは、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、感染症法の規定により入院を勧告する。

(4) 報告

保健救護班及び環境衛生班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時、野田健康福祉センターに報告する。

第7節 避難対策

項目	担当	関係機関
第1 避難活動	総括班	野田警察署
第2 支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第3 指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	
第4 広域一時滞在の要請	総括班	

第1 避難活動

1. 避難勧告・指示等の発令

(1) 避難勧告・指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難勧告・指示に先立ち、市民等の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。

避難の種類及び発令基準の目安

種類	内容	基準の目安
避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始	
避難勧告	危険区域の市民等が避難すること	火災が拡大するおそれがあるとき 同時多発の火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測された場合、又はガスの流出拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき
避難指示 (緊急)	危険の切迫性があり緊急的に避難すること。まだ避難していない対象市民等は、直ちに避難行動に移る	建物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれがあるとき 大きい地区があるとき その他、市民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき

避難勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	(1) 勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (2) 指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき (2) 市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
	(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	(2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(2) 避難勧告・指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の勧告・指示を解除する。

(3) 避難勧告・指示等の内容

避難勧告・指示等は、次の事項を明らかにして行う。

避難勧告・指示等の内容

ア 避難対象地域（町名、施設名）
イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）
エ 避難経路
オ その他必要な事項

2. 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

総括班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、消防車、メール等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

総括班は、避難の勧告・指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田健康福祉センターに連絡する。

3. 避難誘導等

(1) 市民の避難誘導

市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。

ただし、避難勧告・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、個別支援計画に基づいて、地域が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校、事業所等における誘導避難

学校、幼稚園、保育所（園）、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

(5) 携行品

市民等が避難する場合は、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯食料、飲料水等を入れた非常持ち出し袋を携行するものとする。

4. 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員又は 消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防 団員、消防機関 に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条

警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき 災害対策基本法第63条	
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

第2 支部連絡所の開設及び役割

1. 開設の決定

支部連絡所の担当は、災害対策本部からの指令に基づき、支部連絡所の開設を行う。

ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で必要があると自主的に判断されたときは、施設の管理者又は職員が施設の安全を確認した上で開設する。

2. 開場及び担当

支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	施設が開いている時間（勤務時間内）に震度5強以上の地震が発生した場合	施設が閉まっている時間（勤務時間外）に震度5強以上の地震が発生した場合
支部連絡所の開場	出勤している施設の管理者又は職員が開場	指定された市の参集職員が開場
支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部で指定された地域を担当

< 支部連絡所一覧 >

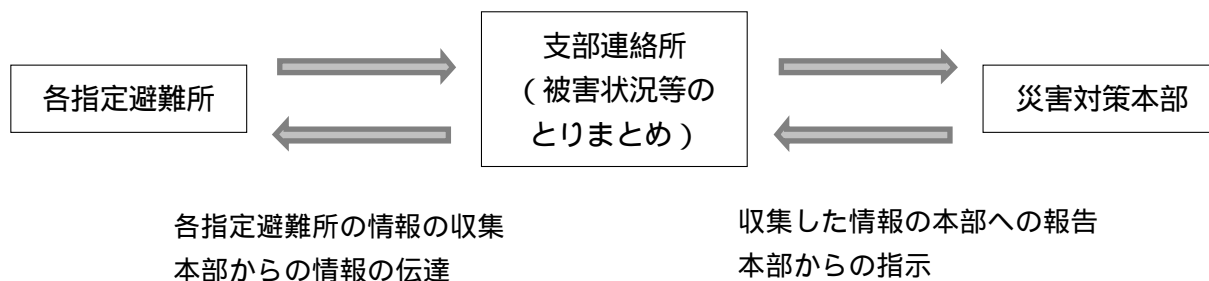
ア 関宿北部地区...関宿公民館	イ 関宿中部地区...いちいのホール
ウ 関宿南部地区...木間ヶ瀬公民館	エ 川間地区...川間公民館
オ 北部地区...北コミュニティセンター	カ 中央地区...中央出張所
キ 東部地区...東部公民館	ク 南部地区...南コミュニティセンター
ケ 福田地区...福田公民館	

3. 支部連絡所の役割

支部連絡所の役割は、次のとおりとする。

- ア 担当区域の情報収集に関する事及び情報伝達に関する事
- イ 担当区域の現状把握と対応策の検討
- ウ 指定避難所及び災害対策本部への通信連絡に関する事
- エ 指定避難所以外の避難住民の対応に関する事

< 支部連絡所の情報収集伝達体制 >



第3 指定避難所の開設及び運営

1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、指定避難所の開設を行う。

ただし、災害対策本部からの指令がなくとも、勤務時間内で避難の必要があると自主的に判断されたときは、避難施設の管理者又は職員が施設の安全を確認した上で避難者の受入れを行う。

2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	施設が開いている時間（勤務時間内）に震度5強以上の地震が発生した場合	施設が閉まっている時間（勤務時間外）に震度5強以上の地震が発生した場合
指定避難所の開場	出勤している施設の管理者又は職員が開場	指定された市の参集職員が開場 職員の被災や災害状況に伴い参集が遅延する場合、小中学校の体育館においては、自主防災組織や自治会が開場
指定避難所の担当	各部署で指定された地域を担当	発災から3日目までは指定された参集職員 4日目以降は、各部署で指定された地域を担当

3. 指定避難所の運営

避難所班は、避難者による指定避難所管理・運営委員会が立ち上がるまでの初期対応（自治組織のリーダー選定、班編成及び施設活用方法の決定等）を行う。

運営体制を整理後、運営は自主防災組織を中心とした指定避難所管理・運営委員会にて行い、施設管理者及び市職員は支援・協力を行う。

また、プライバシー等に配慮して、人権が尊重された安全・安心な避難生活の確保のため、初期対応や運営において、特に女性の参画を推進する。

なお、指定避難所を運営するに当たっては、指定避難所で生活する者だけでなく、その地域で避難生活を送る者も支援の対象とし、指定避難所を情報収集や情報提供、食料、水など生活関連物資の提供等に関する拠点とする。

第4 広域一時滞在の要請

総括班は、被害が甚大なため、市で被災者の生活を確保することが困難な場合には、県を通じて被災地外の自治体に、一時滞在施設の確保等の支援を要請する。

第8節 生活救援

項目	担当	関係機関
第1 飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第2 食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班	
第3 生活必需品の供給	物資班	
第4 物資の受入れ・管理	物資班	

第1 飲料水の供給

1. 家庭内備蓄等の活用

災害発生直後は、家庭内及び事業所内で備蓄している飲料水を活用することを原則とする。

2. 給水需要の把握

被害調査班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

把握する内容は、断水地区の範囲、断水人口・世帯数、指定避難所及び避難者数とする。

3. 応急給水活動

(1) 水源の確保

給水活動で使用する飲料水は、次のように確保する。

ア 給水班は、浄水場・配水場で貯留を図るほか、給水拠点である中根配水場に非常用井戸を設置する。また、給水班の予備水源である井戸及び各企業等の地下水も活用する。

イ 不足する場合は、千葉県水道局の浄・給水場及び北千葉広域水道企業団等から輸送する。

(2) 優先給水

給水班は、断水地区の医療機関、医療救護所、社会福祉施設等の重要施設に対し優先給水を行う。

(3) 給水活動

必要最小限の給水については、野田市が自ら対処するが、対応に限りがあるときは、市内の管工事組合等の応援や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき千葉県水道局及び北千葉広域水道企業団等に協力を依頼する。

災害時における応急給水の方法については、浄・給水場、配水場における給水車両による運搬給水及び応急復旧の進捗に伴い設置する仮設給水栓等により実施する。

ア 車両による応急給水

給水は、給水車、給水タンク等（以下「給水車等」という。）を用いて行う。飲料水は、浄・給水場で取水するほか、通水阻害のない配水管及び応急復旧の完了した配水管の消火栓等から取水する。

イ 指定給水場での応急給水

給水は指定給水場の9地区 27箇所で行うことを基本とし、市民等が持参したタンク、バケツ等に給水する。供給不能地域が一部の区域の場合は、状況に応じ設置する。

ウ 仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況及び応急復旧の進捗に伴い、仮設給水栓を設置し、応急給水を行う。

(4) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

給水量の基準

地震発生からの日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水	備蓄水と給水車等による運搬給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水、消火栓での拠点給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次、本給水に移行する

第2 食料の供給

1. 家庭内備蓄等の活用

災害発生直後は、家庭内及び事業所内で備蓄している食料を活用することを原則とする。

2. 食料供給体制

(1) 食料の支給対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

食料の支給対象者

ア 指定避難所に収容された者
イ 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
ウ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
エ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
オ 災害応急対策活動従事者

(2) 需要の把握

物資班は、食料供給の必要数の把握を、次により実施する。

ア 支部連絡所及び指定避難所については、支部連絡所の職員及び避難所班が把握する。

イ 住宅残留者については、支部連絡所の職員が自主防災組織の協力を得て把握する。

ウ 支部連絡所、指定緊急避難場所以外の災害応急対策活動従事者については、関係各部の協力を得て、市民情報班が実施する。

(3) 食料の確保

物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、自衛隊の炊き出しや県に対して供給を要請する。

応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。

3. 食料の供給

物資班は、指定避難所までの食料の輸送を食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。指定避難所での配布は、指定避難所管理・運営委員会に委任する。

4. 炊き出し

炊き出しは、市からの食料供給を補完するものとして、自主防災組織等が任意で行うものとする。炊き出しを行う要望がよせられた場合は、必要に応じて資機材、食材等を支援する。

第3 生活必需品の供給

物資供給の対象者は、次のとおりとする。

確保及び供給は、食料の供給と同様に行う。

生活必需品の供給対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第4 物資の受入れ・管理

1. 物資の要請

(1) 物資の要請

物資班は、備蓄や調達によっても食料及び生活必需品が不足する場合には、協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。

ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、日本赤十字社に義援品の要請を行う。

(2) 義援物資の受入れ方針

全国からの物資提供の申出があった場合は、企業、自治体、団体等から、まとまった量の物資を受け入れることを原則とする。受入れは、登録制とし市が必要なときに供給を要請する。

なお、個人からの小荷物での物資は受け入れないこととする。

2. 救援物資の受入れ

物資班は、文化センターに物資集積所を開設する。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、支部連絡所を物資輸送中継拠点として輸送業者により指定避難所等へ供給する。

大量に物資が集積する場合は、できるだけ民間物流会社に委託する。

物資の受入場所

物資集積所	文化センター
物資輸送中継拠点	中央出張所、北・南コミュニティセンター、福田・川間・東部・関宿・木間ヶ瀬公民館・いちいのホール

第9節 行方不明者の搜索・遺体の処理

項目	担当	関係機関
第1 行方不明者の搜索	市民情報班	野田警察署
第2 遺体の処理	生活支援班	野田警察署、日本赤十字社千葉県支部野田地区、野田市医師会、野田市歯科医師会
第3 遺体の埋葬	生活支援班	

第1 行方不明者の搜索

1. 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として搜索活動を実施する。

市民情報班は、搜索願等により行方不明者の情報を収集し、野田警察署と情報を共有する。

2. 搜索活動

行方不明者の搜索は、野田警察署、自治会・自主防災組織等の協力を得て実施する。

第2 遺体の処理

1. 遺体の安置

生活支援班は、多数の死者が発生した場合、遺体安置所を開設し、遺体発見現場から遺体を搬送する。

また、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

遺体安置所の開設予定場所

ア 野田市斎場	イ 野田市関宿斎場
ウ 福田体育館	エ 勤労青少年ホーム体育館

2. 遺体の検視

野田警察署は、遺体発見現場又は遺体安置所で遺体の検視を行う。

3. 遺体の処理

生活支援班は、警察官の検視後の遺体を処理するため、県、日本赤十字社千葉県支部、野田市医師会、野田市歯科医師会等に検案医師等の派遣を要請する。

なお、医師会等による検案は遺体安置所において行い、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。検案が終了した遺体は遺族へ引き渡す。

第3 遺体の埋葬

1. 遺体の埋葬

引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として、次のとおり火葬・埋葬を行う。

(1) 埋葬の受付け

生活支援班は、市役所及び支所の相談窓口で埋葬許可書を発行する。

(2) 埋葬

遺体は、市斎場又は近隣の火葬場で火葬する。遺体が多数のため対応できないときは、「千葉県広域火葬計画」に基づき、県に広域応援要請を行う。

2. 身元不明の死体の取扱い

生活支援班は委託業者とともに、身元不明の遺体を火葬する。

遺骨は遺留品とともに生活支援班が保管し、1年以内に遺骨引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、野田市仏教会に協力依頼し、保管する。

第10節 交通・緊急輸送

項目	担当	関係機関
第1 交通規制	土木班	
第2 緊急輸送	土木班、庁舎管理班	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、千葉県トラック協会 野田支部、千葉県バス協会
第3 緊急通行車両等の確認	庁舎管理班	

第1 交通規制

1. 交通規制の実施

各機関は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

土木班は、市管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項 第75条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

2. 運転者のとるべき措置

震災時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

運転者のとるべき措置

<p>ア 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。</p> <p>(ア) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>(イ) 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること。</p> <p>(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>イ 避難のために車両を使用しないこと。</p> <p>ウ 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。</p> <p>(ア) 車両を道路外の場所に置くこと。</p> <p>(イ) 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。</p> <p>(ウ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p>
--

第2 緊急輸送

1. 緊急輸送路の確保

土木班、東葛飾土木事務所及び千葉国道事務所は、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、緊急輸送路を確保する。

緊急輸送路

県緊急輸送道路1次路線	県緊急輸送道路2次路線
国道16号、主要地方道つくば野田線（柳沢交差点以西）、主要地方道松戸野田線、主要地方道越谷野田線（野田市中野台交差点以西）	主要地方道つくば野田線（柳沢交差点以东）、主要地方道結城野田線（野田市中里交差点以北）、主要地方道境杉戸線

2. 放置車両対策

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

土木班は放置車両や立ち往生車両等、緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転者等に対しては、移動を命令する。運転者の不在時は道路管理者自ら車両を移動する。その際、やむを得ない限度での破損を容認する。

(2) 土地の一時使用

放置車両や立ち往生車両等の移動に係るの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分する。

(3) 国・県への通知

国・県管理の路線について、啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。

3. 車両輸送の確保

(1) 車両の確保

庁舎管理班は、公用車その他の車両を管理し、各課で所有する車両及び確保した車両について、総合的に調整し配分する。

公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、市内運送業者等、千葉県トラック協会野田支部、千葉県バス協会に要請する。

(2) 燃料の確保

庁舎管理班は、各班の専用管理車両、庁舎管理班管理の庁用車、借上げ車両の必要な燃料の調達を行う。通常の方法により自動車燃料の確保ができない場合には、野田市内の石油協同組合に協力を要請する。

4. ヘリコプター輸送の確保

(1) ヘリコプターの確保

庁舎管理班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。

(2) ヘリコプター離着陸場の開設

土木班は、庁舎管理班の指示によりヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、開設準備を行う。

ヘリコプター離着陸場の開設予定場所

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ア | 野田市総合公園自由大広場 |
| イ | 市役所本庁舎屋上 |
| ウ | 文化センター駐車場 |
| エ | 川間駅南中央公園 |
| オ | 関宿中央小学校 |
| 全備重量 4.4 t、全長 15m次の機種に限る。 | |

第3 緊急通行車両等の確認

1. 緊急通行車両等の申請手続

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

庁舎管理班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。

知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備え付ける。

2. 緊急通行車両等の事前届出について

- (1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- (2) 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。
- (3) 届出済証の交付を受けた車両は、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出することにより、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

第11節 災害警備・防犯

項目	担当	関係機関
第1 災害警備		野田警察署
第2 防犯	総括班	野田警察署

第1 災害警備

1. 災害警備の基本方針

野田警察署は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

2. 警備体制

野田警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合及び東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合等

(2) 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合及び東海地震注意情報が発表された場合等

(3) 災害警部本部

大規模地震が発生した場合又は東海地震予知情報が発表された場合等

3. 災害警備活動要領

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 地震、その他災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 負傷者の救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

第2 防犯

総括班は、被災地、指定避難所における犯罪等を防止するため、野田警察署、指定避難所管理・運営委員会と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織や消防団等による巡回を行う。

第12節 ライフライン施設等の応急対策

項目	担当	関係機関
第1 ライフライン施設	給水班、土木班	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社
第2 交通施設	土木班	東武鉄道株式会社、東葛飾土木事務所、千葉国道事務所
第3 公共施設	各班	

第1 ライフライン施設

1. 上水道施設

給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定給水装置工事事業者や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県水道局及び他の水道事業者に応援を要請する。

応急復旧に当たっては、被害状況を調査し応急復旧計画を作成する。応急復旧は、別に定める優先順位に基づき行う。

2. 下水道施設

土木班は、下水道施設に被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。応急復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業に当たる。

3. 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、地震、雪害、その他非常災害に対して、人身事故の防止及び設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

4. ガス施設

野田ガス株式会社は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止する。

また、ガスによる二次災害の防止、市民等の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行う。

5. 通信施設

(1) 電話施設

東日本電信電話株式会社及びその他移動通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

通信設備に被害が生じた場合又は輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難又は、通信が途絶した場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

応急措置

ア 通信の利用制限	イ 非常通話、緊急通話の優先、確保
ウ 無線設備の使用	エ 特設公衆電話の設置
オ 非常用可搬型電話交換装置の設置	カ 緊急電報、電話受付所の開設
キ 回線の応急復旧	ク 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

電話に関する広報事項

ア 通信途絶、利用制限の理由と内容	イ 災害復旧措置と復旧見込み時期
ウ 通信利用者に協力を要請する事項	エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(2) 郵便関係

日本郵便株式会社は、次の処置を行う。

ア 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

イ 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

ウ 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、要請があった場合に取扱う。

第2 交通施設

1. 鉄道施設

東武鉄道株式会社は、災害発生時に乗客の安全確保を最優先として、あらかじめ定められた計画により、次の措置を行う。

(1) 運転規制

震度4以上の地震を覚知した場合は、列車の停止又は速度規則をとり、施設の点検を実施し、安全を確認した後、運転再開等の措置をとる。

(2) 乗客の避難誘導、混乱防止

駅においては、旅客を臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導する。

駅間の途中に停止した列車においては、原則として乗客を降車させないが、止むを得ないときは安全に注意して降車させる。なお、乗務員は、最寄りの駅等と連絡を取る。

2. 道路・橋梁

各道路管理者は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、緊急輸送道路を最優先に応急措置を行い道路交通の確保を図る。

土木班は、市道について、通行の禁止又は制限等の措置などを講ずるとともに、被災した道路、橋梁の応急措置を行う。

第3 公共施設

各班は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策

項目	担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第2 応急教育	学校班、市民情報班、保健看護班、避難所班	
第3 応急保育	要配慮者班	
第4 社会教育施設の対策	社教班	
第5 文化財の確認	社教班	

第1 災害発生時の対応

1. 児童・生徒の安全確保

学校班及び学校長は、地震が発生した場合、「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月 千葉県）等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒等の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会に報告する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。
また、保護者の引き取りがあるまで、児童・生徒等を一時的に保護する。

2. 保育乳幼児の安全確保

要配慮者班及び保育所（園）長は、地震が発生した場合、情報を収集するとともに保育乳幼児の安全を確保する。

ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。
また、保護者の引き取りがあるまで、保育乳幼児を一時的に保護する。

3. 施設の被害調査

学校長等は、施設の被害状況等について調査を行う。

4. 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の参集計画により参集し、保育乳幼児・児童・生徒の安否を確認する。要配慮者班及び学校班は、これら安否情報について把握する。

5. 指定避難所開設への支援

学校長等は、施設管理に必要な所属職員を確保し、指定避難所の開設等市の行う災害対策業務に協力・支援するものとし、所属職員に必要な指示を行い所属職員はその業務に従事する。

第2 応急教育

1. 応急教育の準備

学校班及び学校長等は、応急教育計画を作成、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒等及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

2. 応急教育

(1) 応急教育の実施

学校長等は、地震発生後は、臨時休校の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、市民情報班は、他市町村へ避難する児童・生徒等については、教職員の分担を定めて就学手続の臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は疎開先を訪問するなどの措置をとる。

(2) 健康管理

校内における児童・生徒等の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。学校長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。

保健救護班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

(3) 指定避難所との区分

避難所班及び学校長等は、避難収容場所と教育場所を区分し、学業や避難生活相互に妨げにならないように配慮する。

また、学校が災害により校舎等の一部損壊や、指定避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、できる限り早い段階での授業再開に努める。

(4) 学校給食の措置

学校班は、学校の再開後、学校給食の再開について、県に要請して指導助言を受ける。

また、被害を受けた学校給食用物資に関しては、被災市長はその状況について県災害対策本部支部を經由して県災害対策本部に速やかに報告しなければならない。県災害対策本部においては、被害物資量を把握し、県学校給食会に対し、その物資の確保について要望するものとする。

(5) 学校納付金等の減免

市は、被災状況に応じて、被災した児童生徒に対する学校納付金等の減免をすることができる。

県では、県立高等学校に対し生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置を取り、減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

3. 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、給与に着手するものとする。

学校班は、災害で学用品を失った児童・生徒を把握し、必要な教材、学用品を給与する。

第3 応急保育

1. 応急保育

(1) 応急保育の実施

保育所（園）長等は、地震発生後の被害の状況等に応じ臨時休所（園）の措置をとる。

要配慮者班は、各保育所の被害状況等をまとめ、施設、設備、給食材料の確保、保育士等の人員確保など、総合的な観点からの臨機な応急保育計画を策定し、応急的臨時的保育を実施する。

(2) 健康管理等

保育所（園）内における保育乳幼児の健康管理は、原則として当該嘱託医、看護師等が当たる。保育所（園）長等は清掃、飲料水等の衛生に留意する。

(3) 給食

自園調理を行うことが困難である場合、給食については原則として、一時中止する。

(4) 保育料の減免

要配慮者班は、被災状況に応じて、被災した保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

2. 学童保育所の応急保育の実施

要配慮者班は、学校の応急教育計画と連携し、臨機な応急学童保育計画を策定し、応急的臨時的保育を実施する。

第4 社会教育施設の対策

社会教育施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者を安全な場所に誘導する。児童・生徒等の場合は、一時保護又は指定避難所にて地域の市民等に引き渡す。

社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度にとどめる。

また、被災した社会教育施設を避難場所として一時使用する場合には構造上の安全を確認の上、使用する。

第5 文化財の確認

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会（社教班）へ、国、県指定の文化財は、教育委員会を経由して県教育委員会へ報告する。

第14節 避難行動要支援者対策

項目	担当	関係機関
第1 避難行動要支援者の避難支援	要配慮者班	
第2 避難行動要支援者への対応	要配慮者班	
第3 社会福祉施設入所者等への支援	要配慮者班	

第1 避難行動要支援者の避難支援

「野田市避難行動要支援者支援計画」に基づき、自治会、自主防災組織等が連携して避難行動要支援者の安否確認、避難支援及び災害情報の伝達を行う。

第2 避難行動要支援者への対応

1. 指定避難所における支援

要配慮者班は、避難行動要支援者の避難状況を確認し、野田市社会福祉協議会等の福祉関係団体、自治会、自主防災組織、福祉ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

なお、指定避難所での生活にあたっては、可能な限り障がい者の種類や特性に応じた収容方法等に留意する。

(1) 資機材の確保

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、間仕切りなどの必要な資機材の確保を行う。

(2) 生活必需品、食料等の配慮

避難行動要支援者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

(3) 生活支援等

必要なケアサービスを確認し、保健師、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の確保を行う。

2. 福祉避難所の開設

要配慮者班は、避難生活が長期化する場合、福祉避難所を開設し、指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。

3. 社会福祉施設等への入所

要配慮者班は、指定避難所で介護等が困難な避難行動要支援者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。

4. 被災した避難行動要支援者の生活確保

要配慮者班は、避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等について検討する。

また、応急仮設住宅入所後の生活支援として、福祉サービスの提供を行う。

第3 社会福祉施設入所者等への支援

1. 安全確認

社会福祉施設の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、医療救護所等に移送する。火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の市民等の協力を要請する。

要配慮者班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

2. 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として各施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は市が必要な支援を実施する。

第15節 ボランティアへの対応

項目	担当	関係機関
第1 ボランティアの受入れ体制	要配慮者班	野田市社会福祉協議会
第2 ボランティア活動支援	要配慮者班	野田市社会福祉協議会

第1 ボランティアの受入れ体制

1. ボランティアセンターの設置

要配慮者班及び野田市社会福祉協議会は、野田市総合福祉会館にボランティアセンターを設置する。ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

(1) ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

(2) ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

(3) ボランティアの派遣

災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

(4) ボランティアの募集

ボランティアの募集について、広報紙、マスコミ等を通じて行う。

2. ボランティアの受入れ

(1) 一般ボランティア

一般分野での活動を希望する個人及び団体は、ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

(2) 専門ボランティア

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

ボランティアの協力を得て実施する活動内容

(1) 専門ボランティア

- ア 外国語の通訳、情報提供
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 被災宅地の危険度判定
- エ 災害情報や安否情報の収集整理、広報
- オ 被災者への心理治療
- カ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者の看護、情報提供

- キ アマチュア無線通信
 - ク 特殊車両等の操縦、運転
 - ケ その他専門的知識、技能を要する活動等
- (2)一般分野
- ア 指定避難所の運営補助
 - イ 炊き出し、食料等の配布
 - ウ 生活物資や義援品の仕分け、輸送
 - エ 高齢者や障がい者等避難行動要支援者の介護
 - オ 被災地の清掃、がれきの片づけ等
 - カ その他被災地における軽作業等

3. ボランティアニーズの把握

要配慮者班及び野田市社会福祉協議会は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

第2 ボランティア活動支援

食事や宿泊場所等は原則としてボランティア自身が確保するが、必要に応じて市が公共施設等を宿泊場所として提供する。

ボランティア活動の拠点や資機材の調達、活動費用の負担についても、原則としてボランティア自身が行うが、必要に応じて要配慮者班は、野田市社会福祉協議会と協議の上対応する。

第16節 帰宅困難者対策

項目	担当	関係機関
第1 施設管理者等の対応		東武鉄道株式会社
第2 市の対応	総括班	

第1 施設管理者等の対応

1. 施設内待機

事業所及び学校等は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒等を施設内又は安全な場所へ待機させる。

2. 行楽施設や駅等における利用者保護

行楽施設の管理者や東武鉄道株式会社は、管理する施設の安全及び災害関連情報等をもとに、利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

また、必要に応じて、利用者を一時滞在施設へ誘導する。

第2 市の対応

1. 帰宅困難者の把握と情報提供

総括班は、行楽施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。

また、市が把握した被害や交通といった災害関連情報を施設管理者に提供する。

2. 一時滞在施設の開設及び誘導

(1) 一時滞在施設の開設

総括班は、一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、施設、学校、事業者等へ情報の提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

施設や駅等で保護された利用客は、原則、各施設管理者が市と連携して一時滞在施設へ誘導する。

第17節 清掃・廃棄物・環境対策

項目	担当	関係機関
第1 障害物の除去	住宅班、土木班	
第2 清掃・廃棄物処理	環境衛生班	
第3 環境汚染の防止	環境衛生班	
第4 動物対策	環境衛生班	野田健康福祉センター、動物愛護センター、千葉県獣医師会

第1 障害物の除去

1. 住宅関係障害物の除去

住宅班は、災害救助法に基づき、次の対象者について応急的に障害物を除去する。障害物の除去は建設事業者等に要請する。

市で処理することが不可能な場合は、近隣市、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

住宅関係の障害物除去の対象者

- | |
|--|
| <p>ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者</p> <p>イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者</p> <p>ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者</p> |
|--|

2. 道路関係の障害物の除去

道路管理者は、市道等の通行に支障を及ぼしている障害物を除去する。特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

3. 河川関係の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川、排水路等の巡視を行い、障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

第2 清掃・廃棄物処理

1. 廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

環境衛生班は、「災害廃棄物対策指針（環境省）」、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」及び「千葉県市町村震災廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理体制の整備を図るものとする。

処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(2) がれき処理

環境衛生班は、民間委託業者に要請して廃棄物を一時的に仮置き場に運搬し、可能な限り効率的な分別・選別・性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減して適正に処分する。

なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理するものとする。

(3) 生活ごみの処理

環境衛生班は、処理施設の被害状況、指定避難所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、収集方法を決定する。ごみの収集、処理は、委託業者が実施するが、対応できない場合は他市町村及び関係団体に応援を要請する。

廃棄物処理施設

名称	所在地
野田市清掃工場	野田市三ツ堀 356- 1
野田市リサイクルセンター	野田市目吹 331

2. し尿の処理

(1) 指定避難所

指定避難所では、原則として仮設トイレを設置し使用する。環境衛生班は、備蓄及びレンタル業者等から仮設トイレを確保して設置する。

また、指定避難所管理・運営委員会は、プール等の水を使用して施設内のトイレを使用する。

(2) 自宅

水洗トイレが使用できない場合は、風呂等の汲み置きの水を使用する。

また、便袋等の簡易トイレを用いてごみとして排出する。

(3) 公園

断水が長期にわたる場合は、公園等に仮設トイレを設置する。

(4) し尿の収集・処理

環境衛生班は、委託業者に要請してし尿の収集を行う。収集・処理が困難な場合に、県、近隣市等へ応援を要請する。

し尿処理施設

名称	所在地
野田市第二清掃工場	野田市船形 4236

第3 環境汚染の防止

環境衛生班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民等やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第4 動物対策

1. 死亡家畜の処理

環境衛生班は、県の指導により、死亡した家畜等を処理する。

2. 動物への対応

野田健康福祉センター、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、市、千葉県獣医師会等関係団及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。

3. ペット同行避難への対応

環境衛生班は、ペット同行避難に備えて、指定避難所のグラウンドにペットのスペースを確保する。

また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。環境衛生班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。

第18節 建物対策

項目	担当	関係機関
第1 被災建築物の応急危険度判定	住宅班	
第2 被災宅地の危険度判定	住宅班	
第3 住家の被災調査・罹災証明の発行	被害調査班、住宅班、消火・救助班	
第4 住宅の応急修理	住宅班	
第5 応急仮設住宅の供給	住宅班	

第1 被災建築物の応急危険度判定

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を行う。

1. 判定実施体制の準備

住宅班は、調査区域の分担、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材等の準備を行う。

また、県に要請して、他市町村、一般社団法人千葉県建築士会、社団法人千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。

判定を実施するときは、市民に対し実施予定区間、期間、問合せ窓口等を報道機関により周知する。

2. 判定の実施

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(一般財団法人日本建築防災協会)に基づき、目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

判定作業は、防災拠点施設を優先的に行い、次いで住宅の危険度判定を実施する。

第2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を軽減、防止し市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

1. 判定実施体制の準備

住宅班は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定を実施するときは、市民に対し実施予定区間、期間、問合せ窓口等を報道機関により周知する。

2. 判定の実施

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)等

に基づき行い、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の区分し、判定結果を色紙で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、市民等に周知するとともに、警戒避難対策、危険区域への立入制限を実施する。

第3 住家の被災調査・罹災証明の発行

1. 住家の被災調査

(1) 調査方法

被害調査班及び住宅班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、半壊以上の被害が見込まれる住家及び罹災証明書の申請のあった住家等を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損に区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消火・救助班が消防法に基づき火災調査を行う。

(2) 収集報告にあたって留意すべき事項

ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、市民等組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

ウ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

2. 罹災証明の発行

被害調査班は、臨時災害相談所等において、災害により被災した住家等について、その被害程度を証明する罹災証明書の交付申請を受けた場合には、住家等の被害調査の結果に基づき遅滞なく発行する。

なお、火災証明は消火・救助班の火災原因調査に基づき消防署で発行する。

第4 住宅の応急修理

1. 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半焼若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない市民等又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した市民等とする。

住宅班は、住宅の応急修理の申込みを受け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

(2) 応急修理の実施

応急修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設事業者との請負契約により実施する。市で実施が不可能な場合は、国、県、近隣市及びその他関係機関の応援を得て実施する。

2. 市営住宅の応急修理

住宅班は、既設の市営住宅又は附帯設備が災害により著しく損傷を受けた場合は、市民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する

市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分のみとし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第5 応急仮設住宅の供給

1. 応急仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

住宅班は、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、県に要請する。

(2) 入所者の選定

住宅班は、臨時災害相談所又は指定避難所において、仮設住宅入居の申込みを受け付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

なお、応急仮設住宅団地の入居者構成は、いわゆる避難行動要支援者と一般世帯との適正な混住となることに留意する。

応急仮設住宅の入居対象者

次の全ての条件に該当する者

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

例) 生活保護法の被保護者及び要保護者

特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等

上記に準ずる者

市民等登録の必要はなく、市に居住していることが明らかな者であればよい

(3) 用地確保

住宅班は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地から、利便性を考慮して建設用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

(4) 建設

災害救助法が適用された場合は、県が建設を行う。

災害救助法が適用されない場合で、本部長が建設を決めるときには、住宅班は、関係機関・協力団体等の協力を得て行う。

住宅班は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、市で建設ができない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

(5) 管理

住宅班は、入居者の要望等を把握し仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

2. 民間賃貸住宅の借上げ等の措置

住宅班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、公営住宅の空室や民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供する。

第19節 災害救助法の適用

項目	担当	関係機関
第1 災害救助法の適用基準	要配慮者班	
第2 災害救助法の適用手続	要配慮者班	
第3 災害救助法による救助の実施機関	各班	

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の第1号から第4号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号前段
生命・身体への危害が生じた場合	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。		第1条第1項第3号後段
	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第1条
	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。		第1条第1項第4号
生命・身体への危害が生じた場合	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令第2条第1項第1号
	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第2条第1項第2号

災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令

2. 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

滅失住家の換算

全壊（全焼・流失）住家	1世帯	滅失住家	1世帯
半壊（半焼）住家	2世帯	滅失住家	1世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家			
	3世帯	滅失住家	1世帯
注) 床下浸水、一部破損は換算しない。			

被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊全焼（全流出）	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体の占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
住家の半壊（半焼）	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、大規模半壊：損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。 その他：損壊部分はその住家の延床面積の20%以上50%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものをいう。
住家の床上浸水 土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

「住家」とは、現実に居住のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取り扱う。

「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第2 災害救助法の適用手続

- (1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を知事（本部事務局経由）に報告する。
- (2) 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないとき、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

第3 災害救助法による救助の実施機関

- (1) 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。
- (4) なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

災害救助法の救助項目

救助の種類		期間
収容施設の供与	避難所	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住宅	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	食品の給与	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		被害発生の日から10日以内に完了
医療及び助産	医療	災害発生の日から14日以内
	助産	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出		災害発生の日から3日以内
災害にかかった住宅の応急修理		災害発生の日から1月以内に完成
生業に必要な資金の貸与		災害発生の日から1月以内に完了
学用品の給与		教科書：災害発生の日から1月以内に完了 その他の学用品：災害発生の日から15日以内に完了
埋葬		災害発生の日から10日以内に完了
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間
遺体の搜索		災害発生の日から10日以内に完了
遺体の処理		災害発生の日から10日以内に完了
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去		災害発生の日から10日以内に完了

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活の安定

項目	担当	関係機関
第1 被災者の生活確保	要配慮者班、被害調査班	野田市社会福祉協議会、松戸公共職業安定所野田出張所、日本郵便株式会社、住宅金融支援機構、日本赤十字社千葉県支部野田市地区
第2 地域経済への支援	物資班	

第1 被災者の生活確保

1. 災害弔慰金等の支給等

要配慮者班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「野田市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、支給を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した市民等の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある市民等に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

2. 生活福祉資金の貸付

野田市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

3. 災害見舞金の交付

要配慮者班は、「野田市災害見舞金品交付要綱」に基づき、災害救助法の適用を受けない災害を対象に、災害見舞金を交付する。

4. 被災者生活再建支援金の支給

要配慮者班は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア又はイの被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた次の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ア 居住する住宅の全壊した世帯
- イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の二つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(4) 支援金支給手続き

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県会館は交付決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、（公財）都道府県会館が指定されている。）

(5) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記(1)の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率10/10）

ウ 支援金の支給額は上記(3)と同等とする。

5．税等の減免等

被害調査班は、条例等の規定に基づき、被災した市税、国民健康保険料及び県税等の納付義務者に対し、税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について適切な措置を講ずる。

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、減免及び納入義務の免除等を講じる。

(5) 保育料の減免等

要配慮者班は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する

6．職業のあっせん

松戸公共職業安定所野田出張所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、次の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

7．郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(3) 災害時における窓口業務の維持

(4) 災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

8．公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた市民等の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の

支払いについて特例措置をとる。

9．住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

被災者に対しては、既存公営住宅の空き家を活用し、応急仮設住宅として一時的に使用できる措置等を講じる。

(3) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

10．義援金品の受付け・配分

(1) 義援金品の受付けと保管

要配慮者班は、義援金を受入れる口座を指定金融機関に開設し、市に送付された義援金を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金品を受付ける。

(2) 義援金品の配分

要配慮者班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合はその基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

義援品は、救援物資と同様に扱う。

第2 地域経済への支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民等に周知する。

1．中小企業者への融資資金

物資班は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等との連携を図り広報等を行う。

2．農林者への融資資金

物資班は、農林業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

第2節 生活関連施設の復旧計画

項目	担当	関係機関
第1 災害復旧事業	各班	
第2 国の財政援助等	各班	

第1 災害復旧事業

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

市が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

第2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき、行うこととなっている。

1. 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、次のとおりである。

復旧事業の概要

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者支援施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

2. 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年・中央防災会議決定）の二つがあり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

第3節 災害復興計画

市域が大きな被害を受けた場合、再び地震による災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

そのため、市は、市民等の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置し、市民等・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

そして、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進する。考え方は、次のとおりである。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民等とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の産業である商業、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

附編 東海地震に係る周辺地域
としての対応計画

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月7日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成13年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度6弱以上又は発生20分以内に津波が来襲する市町村が強化地域として指定された。

本市は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局部的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されるところである。

このため、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生にあっても被害を最小限にとどめることを目的として、地域防災計画震災編の附編として本計画を策定する。

第2節 基本方針

第1 計画の内容

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生にあっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置等を定めることによつて、市民等の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、各機関が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としたが、市、団体等、個別に対応が異なる計画事項については、その基本的考え方を示した。

第2 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、震災編 第3章「災害応急対策計画」及び震災編 第4章「災害復旧・復興計画」で対処する。

第3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。
- (2) 東海地震が発生した場合の震度は、震度5強程度とする。ただし、地質・地盤によって異なるので、地域によっては若干の違いがある。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

第4 計画の実施

本市は、強化地域外であり大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

第5 計画の位置付け

本計画は、「野田市地域防災計画震災編」の附編として位置付ける。

なお、事前に行う措置は、震災編 第2章「災害予防計画」に準ずるものとする。

第6 業務の大綱

市が実施する業務の大綱は次のとおりである。

- (1) 防災会議及び災害対策本部の設置運営に関すること
- (2) 東海地震対策の連絡調整に関すること
- (3) 東海地震に係る予防、応急対策に関すること
- (4) 地震予知情報等の受理、伝達に関すること
- (5) 広報、教育、防災訓練に関すること
- (6) 消防、水防対策に関すること
- (7) 市が管理又は運営する施設対策に関すること
- (8) 例外措置としての市民等避難に関すること

第7 東海地震関連情報と基本的な対応措置

東海地震関連情報の種類と基本的な対応措置は、次のとおりとなっている。市は、それぞれの情報に応じ、県に準じた体制をとる。

東海地震関連情報と対応

情報名		発表する基準	強化地域での対応	市の防災体制
東海地震に関連する調査情報（カラーレベル青）	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	特に対策はしない。	通常の体制で対応する。
東海地震注意情報（カラーレベル黄）		観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合	情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 気象庁において判定会を開催	警戒配備体制 第2配備
東海地震予知情報（警戒宣言が含まれる）（カラーレベル赤）		東海地震の発生のおそれがあると判断した場合（東海地震予知情報を解除する場合）	警戒宣言の発令 交通規制、児童生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	非常配備体制 第1配備

第2章 東海地震関連情報の発表
から
警戒宣言までの広報

第2 伝達事項

市は、次の事項を市民等に伝達する。

- (1) 東海地震注意情報
- (2) 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること
- (3) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備

第1 市の活動体制

市は、東海地震注意情報が発表された場合、警戒配備をとり必要な職員を動員し、関係各防災機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 県、市町村、防災関係機関との連絡調整

第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、次の体制をとる。

機 関	体 制
県警察	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 情報の受理伝達
陸上自衛隊第1空挺団	(1) 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 (2) 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話株式会社	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量及び通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
株式会社NTTドコモ	次の初動措置を実施する体制をとる。 (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
東武鉄道株式会社	東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 広報活動

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により市民等に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県、警察等）へ緊急連絡を行う。連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送株式会社、株式会社ベイエフエムは、非常配備体制をとり通常番組を中断し地震関係の報道を行う。

第4節 混乱の防止

防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

機 関	体 制
県	<p>各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。</p> <p>(2) 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整・実施及びその推進を図る。</p> <p>(3) その他必要な事項</p>
県警察	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 警戒警備等、必要な措置をとる。</p> <p>(2) 市民等及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
東日本電信電話株式会社	<p>市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
株式会社NTTドコモ	<p>市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。</p> <p>(1) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>(2) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>
東武鉄道株式会社	<p>警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。</p> <p>また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</p>

第3章 警戒宣言発令に伴う対応 措置

第1節 活動体制

第1 市の活動体制

1. 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発令された場合は、県に準じて災害対策本部を設置し、第1配備をとる。

2. 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 警戒宣言等各種情報の収集・伝達
- (2) 社会的混乱の防止に係る施策の決定
- (3) 各防災関係機関との連絡調整
- (4) 防災行政無線及び広報車等による市民等への情報提供
- (5) その他必要な事項

第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

機 関	体 制
県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社	(1) 情報連絡室の設置 千葉事業部に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社NTTドコモ	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東武鉄道株式会社	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。

その他の防災関係機関	<p>(1) 各防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。</p> <p>(2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>
------------	--

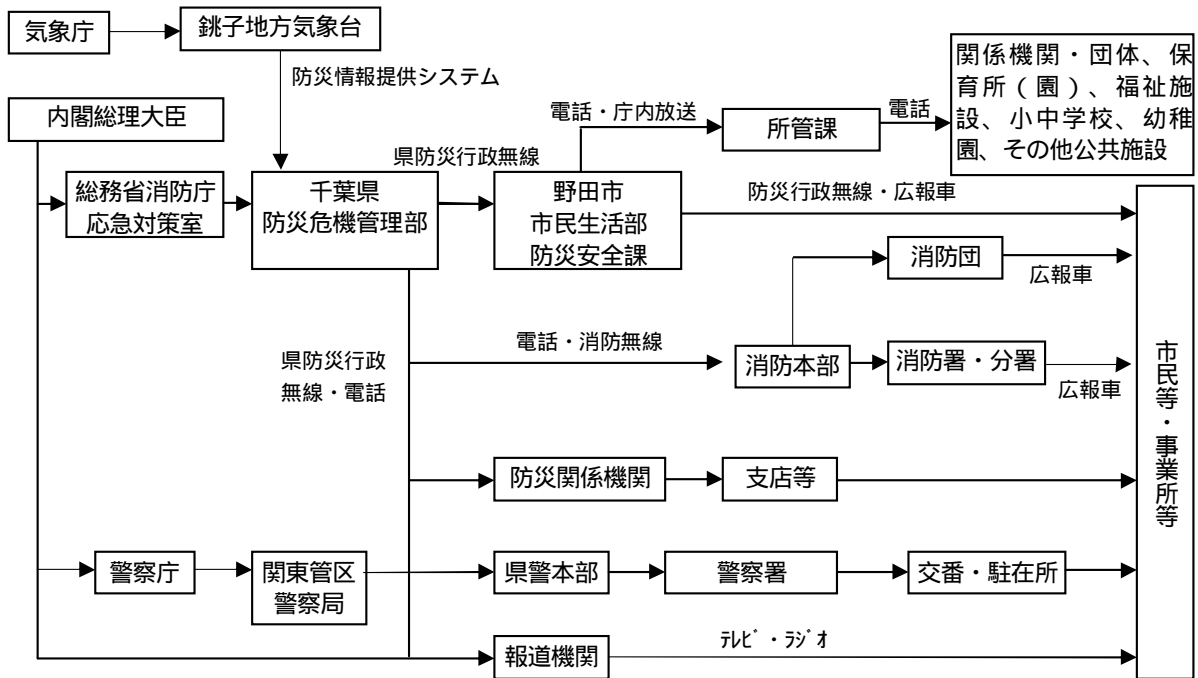
第2節 警戒宣言の伝達及び広報

第1 警戒宣言の伝達

1. 伝達経路

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

情報連絡経路



2. 伝達方法

(1) 市

市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を防災用MCA無線、電話及びその他の手段により市各部課、各出先機関、野田市医師会、消防本部に伝達するとともに市教育委員会、保健福祉部及び児童家庭部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育所(園)、社会福祉施設等に伝達する。

一般市民に対しては、防災行政無線並びに消防本部、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。

(2) 消防本部

消防本部は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び各分署並びに消防団へ伝達するとともに、サイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。

(3) 警察署

警察署は、県警察本部から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等へ伝達する。

警察署は、市に協力し、警察車両により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。

(4) 東武鉄道株式会社

東武鉄道株式会社は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにそ

の旨を構内放送、車内放送、看板掲示及びその他の手段により、駅並びに乗客へ伝達する。

(5) 野田市医師会

野田市医師会は、県医師会又は市から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに緊急連絡網により電話又は口頭で所属会員に伝達する。

(6) その他の防災機関

県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。

警戒宣言発令時の信号

警 鐘	(5 点) - - - - -	(5 点) - - - - -	
サイレン	(約 45 秒)	(間 隔 15 秒)	(約 45 秒)

警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。
必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

3. 伝達事項

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- (2) 市への影響予測
- (3) 各機関がとるべき体制
- (4) その他の必要事項

第2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた災害対策本部及び各防災関係機関は、必要な情報を速やかに市民等、各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

警戒宣言時の広報

<p>(1) 広報の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 警戒宣言の内容の周知徹底 イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ ウ 防災措置の呼びかけ エ 避難が必要な地域市民等に対する避難の呼びかけ <p>(2) 広報の実施方法</p> <p>各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。</p>

第3節 警備対策

野田警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

第1 基本的な活動

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広報

第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

1. 警備部隊の事前配置

- (1) 人の集中が予想される場所
- (2) 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- (3) 災害危険場所
- (4) その他必要と認める場所

2. 広報

- (1) 広報内容
 - ア 警戒宣言の内容及び関連する情報
 - イ 市民等及び自動車運転者のとるべき措置
 - ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
 - エ その他民心の安定を図るため必要な情報
- (2) 広報手段
 - ア パトロールカー、広報車等の警察車両
 - イ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
 - ウ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防対策

第1 消防対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講ずる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する市民等、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

第2 水防対策

水防管理団体は、次の対応措置を講ずる。

- (1) 要員確保については消防機関と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

第5節 公共輸送・交通対策

第1 公共輸送機関の措置

1. 東武鉄道株式会社の措置

(1) 警戒宣言の伝達

駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(2) 混乱防止対策

駅、車内での混乱を防止するため、駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知させるとともに、時差退社等を呼びかけ協力を要請する。

(3) 運行方針

警戒宣言発令当日は、現行ダイヤを使用し減速運転を行う。翌日以降は、震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止を実施する。

(4) 主要駅における対応

ア 旅客の安全を図るための措置

(ア) 適切な放送を実施し、旅客の沈静化に努める。

(イ) 状況により、改札止めの入場制限等を行う。

(ウ) 状況により、警察官の応援を要請する。

イ その他の措置

(ア) 状況を運輸担当現業責任者に通報し、早めに要請する。

(イ) 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

2. バス、タクシーの措置

千葉県バス協会、千葉県タクシー協会加盟各社及び市内を運行するバス事業者は、関東運輸局千葉運輸支局等の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

第2 警察のとり交通対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

(1) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

(2) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

これらの交通対策の実施等によって生ずる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

第3 道路管理者の対策

1. 関東地方整備局

(1) 道路施設に関する対策

ア 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、重点箇所等にパトロールカーを適切に配置し、道路状況の把握に努める。

イ 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

(2) 道路交通対策

ア 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。

イ 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

また、警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行うものとする。

ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

2. 県

警戒宣言が発せられた場合、東葛飾土木事務所は、緊急点検巡視を行い道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い対策の一本化に努める。

(1) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害が発生するおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(2) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

第6節 上下水道・電気・ガス・通信対策

第1 上水道対策

1. 基本方針

給水班は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。

また、市民等・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

2. 人員の確保、資機材の点検整備等

(1) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、管工事業協同組合等との連絡協力体制について確認する。

(2) 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

3. 施設の保安措置等

(1) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

(2) 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

(3) 浄水場、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、市民等・事業所等の緊急貯水に対応できるように送配水圧の調整を行う。

(4) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

4. 広報

警戒宣言が発せられた場合、市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

ア 通常の供給が維持されていること

イ 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること

(ア) 飲料水の汲み置きは、ポリタンク、蓋のできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

(イ) 生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し貯水する。

(ウ) その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。

ウ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

(2) 広報手段

- ア 防災行政無線による広報
- イ メールによる広報
- ウ ホームページによる広報

第2 下水道対策

土木班は、次の対策を実施する。

1. 施設等の保安措置

- (1) ポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、排水能力の確保に万全を期するため、巡視及び点検の強化及び整備を実施する。
- (2) 工事現場は中止し、現場の保安措置を講ずるとともに、応急資機材の点検及び整備を行う。

2. 危険物等に対する措置

- (1) 石油類等については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブの閉鎖、タンクローリーの貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近市民等の安全確保のため必要な措置をとる。
- (2) 苛性ソーダの残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。

第3 電気対策

1. 基本方針

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

2. 人員の確保、資機材の点検整備

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、復旧資機材の確保に努める。

3. 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

4. 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

- ア 無断昇柱又は無断工事をしないこと
- イ 断線又は電柱の倒壊折損を発見した場合には絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること
- ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること

- エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
- オ その他必要な事項

(2) 広報手段

- ア 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報
- イ 広報車等による広報

第4 ガス対策

1. 基本方針

野田ガス株式会社は、地震発生時の二次災害の防止、又は軽減を図るための応急措置を迅速かつ的確に講じ得る体制を確立する。

2. 人員の確保、資機材の点検整備等

(1) 人員の確保

ア 勤務時間内

社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。

イ 勤務時間外

伝達経路に従い、電話等で情報を受けた場合は、所属課所又はあらかじめ指示された箇所に出動し、地震災害警戒本部の指示に従う。

なお、ラジオ、テレビ等で警戒宣言の発令を覚知した場合、動員は自動発令されたものとする。

ウ 工事会社関係

当社の指示により動員を行い、警戒体制に入る。受入基地、主要導管、主要バルブ及び主要整圧器の巡視点検を行うとともに、要員を配置する。

(2) 緊急用工具・資機材及び車両の点検準備

警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。

- ア 初動措置に必要な車両を確保し配置するとともに、緊急用工具・資機材を点検準備する。
- イ 非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配、準備する。

3. 施設の保安措置

(1) 連絡網の確認及び統制

無線、電話等の連絡網を確認し、日常作業の交信を制限する。

(2) 施設の巡視、点検

- ア ガス供給施設（あらかじめ緊急指定したもの）の巡視、点検を行う。
- イ 主要バルブ、主要整圧器の巡視、点検を行う。

(3) 工事等の作業の中止と安全装置

警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員及びサービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。

4. 広報

警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。

また、特定地下室等及び第一種保安物件に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応について確認する。

(1) 広報内容

- ア 引き続きガスを供給していること
- イ ガス器具の使用方法及びガス栓の取扱い方法
- ウ 例外的に避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法
- エ 地震が発生し、ガスの供給が停止された場合の注意

(2) 広報手段

- ア 広報車により、直接需要家に呼びかける。
- イ 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

第5 通信対策

1. 東日本電信電話株式会社

警戒宣言の発令にあたり、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、市民等に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。

(1) 要員の確保等

必要な要員を確保し、各営業支店は、情報連絡室を設置する。

(2) 資機材の点検、確認等

予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬型無線基地局装置、可搬無線機、移動無線機、応急ケーブル等災害復旧用資機材等の点検、確認を行う。あわせて、工事中施設の安全措置をとる。

(3) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話からの通話は可能な限り疎通を確保する。

イ 手動通話、番号案内

非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話、番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

ウ 電報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

2. 株式会社NTTドコモ

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般加入者による家族間の連絡等の急増により、携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確認する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

第7節 学校・病院・社会福祉施設対策

第1 学校等対策

学校班及び学校長等は、警戒宣言が発せられた場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、児童・生徒等の下校（指定避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
 - ウ 学校等に残留し保護する児童・生徒等については、氏名等を把握し、職員は職務内容に従って対処する。
 - エ 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようにその手段を定め、関係者に徹底させておく。
 - オ 警戒宣言が解除されるまで臨時休校とする。
 - カ 校長は、防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全確認をし、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
 - キ 実践的な防災計画により教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
 - ク 地域の関係機関・団体との連携を密にし対応する。

第2 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。

保健救護班は民間医療機関に対し、医師会を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物設備の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

第3 社会福祉施設対策

要配慮者班、社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

- (1) 職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等の情報の受伝達を行う。
- (2) 応急補修、設備備品等の転倒、落下防止措置等の施設の防災点検を行う。
- (3) 出火に備え、消火器の点検、緊急貯水等を行う。
- (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資等の確保を行う。
- (5) 要保護者の引き渡し
通常の方法で保護者に引き渡す。保護者への引き渡しが済むまで乳幼児・通所施設利用者は各施設で保護する。
- (6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
引き渡し方法は、あらかじめ定め、保護者と十分な打ち合わせを行う。
- (7) その他必要な事項

第8節 避難対策

第1 警戒宣言時の措置

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあつては、市長は市民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、市民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難の勧告又は指示の内容は、「震災編 第3章」を参照のこと。

- (1) 避難勧告・指示
- (2) 指定避難所の確認
- (3) 情報伝達体制の確認
- (4) 関係機関に対する指定避難所開設の通知
- (5) 指定避難所への職員派遣
- (6) 避難行動要支援者に対する援護措置
- (7) 給食、給水措置
- (8) 生活必需物資の給与
- (9) 避難対象地区の防火・防犯パトロール

第2 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- (1) 避難対象地区の選定
- (2) 指定避難所の指定
- (3) 避難勧告、指示体制の確立
- (4) 情報伝達体制の確立
- (5) 避難行動要支援者に対する介護体制の確立
- (6) 市民等に対する周知

第9節 救護救援・防疫・保健活動対策

第1 救護救援対策

保健救護班は、医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者等への対応に向けた準備を要請する。

第2 防疫対策

保健救護班は、野田健康福祉センターの指示により次の体制を整える。

- (1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること
- (2) 発災後、必要と思われる防疫用の器具、器材等の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること

第3 保健活動対策

保健救護班は、災害による健康被害を最小限にとどめ早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- (1) 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・避難行動要支援者のリスト等について、要配慮者班と協力の上把握し、災害時には、医療機関の開設状況や救護活動の準備状況、避難行動要支援者の状況の把握等情報収集を行う。
なお、避難行動要支援者の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。
- (2) 避難者の健康管理及び要配慮者への処遇調整を行う。
- (3) 保健師の派遣の必要性について検討し、必要と判断された場合は、野田健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。
- (4) 指定避難所におけるプライバシーの確保に向けた対応を実施する。

第10節 その他の対策

第1 食料、医薬品の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、物資班は協定業者及び医師会に対し供給準備をとるよう要請する。

第2 緊急輸送の実施準備

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、「震災編 第3章」に準じて必要な準備を行う。

- (1) 緊急輸送車両の確保
- (2) 緊急輸送車両の確認
- (3) 関係団体による協力

第3 市営施設対策

市が管理、運営する施設については、原則として開館、開催を自粛する。

各班は、施設利用者に対して協力を呼びかけるとともに、各施設においては職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を実施する。

第4 その他

1. 税等の申告、納付等に関する措置

被害調査班は、警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、税等の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

警戒宣言に引き続き、災害が発生した場合には、税等の減免及び申告、納付等の期限延長等について適切な措置をとる。

2. 危険な動物の逃走防止

県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準により、あらかじめ届け出た緊急時の措置をとる。
- (2) 動物が施設から逃走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講ずる。

第4章 市民等のとるべき措置

第1節 市民等のとるべき措置

本市においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、市民等、自治会、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要である。

本章では、市民等、自治会、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

区分	とるべき措置
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 家や塀の耐震化を促進する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 (2)ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1)タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 (2)家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 (3)窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 (2)プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (3)火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 (4)火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 4 消火器、消火水の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1)出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (2)出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 5 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1)飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて最低3日以上準備しておく（1人1日分の飲料水 約2～3リットル）。 (2)食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩など）を日頃の買い置きなどを合わせて最低3日以上準備しておく。また、調理用にカセットコンロを準備しておく。 6 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。 なお、常用している医療品がある場合は最低3日以上準備しておくと共に、医療機関等発行の「お薬手帳」又は「お薬説明書」類を用意しておく。 7 生活必需品の準備をする。 簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレットペーパー、食品ラップ、ゴミ袋等）を準備しておく。 8 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 9 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に

	<p>対する知識、行動力を高める。</p> <p>10 家族で対応措置の話し合いをする。</p> <p>(1)東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。</p> <p>(2)警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。(3)発災した場合の指定避難所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>11 自主防災組織に積極的に参加する。</p> <p>12 最寄りの指定避難所を2ヶ所以上確認しておく。</p>
<p>東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで</p>	<p>1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>2 電話の使用を自粛する。</p> <p>3 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<p>1 警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(1)防災信号(サイレン)等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。</p> <p>(2)県、市、警察署、消防署等防災関係機関の関連情報に注意する。</p> <p>2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。</p> <p>(1)家具、棚等の上の重いものをおろす。</p> <p>(2)窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。</p> <p>(3)ベランダの置物をかたづける。</p> <p>3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>(1)火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p> <p>(2)ガス器具等の安全設備を確認する。</p> <p>(3)プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</p> <p>(4)火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。</p> <p>危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄せないようにする。</p> <p>6 非常用飲料水、食料を確認する。</p> <p>7 救急医薬品を確認する。</p> <p>8 生活必需品を確認する。</p> <p>9 防災用品を確認する。</p> <p>10 電話の使用を自粛する。</p> <p>県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>11 自家用車の利用を自粛する。</p> <p>(1)路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。</p> <p>(2)走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>12 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。</p> <p>(1)幼児、児童、生徒、高齢者、病者(臨床者)が安全な場所にいるか確認する。</p> <p>(2)幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>13 エレベーターの使用をさける。</p> <p>14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>15 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

第2節 自治会・自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 2 防災知識の普及活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1)各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2)地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3)地域内の消防水利を把握する。 (4)地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5)防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 3 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。 4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (2)各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3)プロパンガスボンベの点検を指導する。 5 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。 6 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域市民等に対して伝達する体制を確立する。 (2)地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 2 地域市民等に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の活動体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)自主防災組織の編成を確認する。 (2)自主防災組織本部を設置する。 (3)自主防災組織の役割分担を確認する。 2 市、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域市民等に対して周知する。 3 地域市民等に対して市民等のとるべき措置を呼びかける（第1節を参照のこと）。 4 防災資機材等を確認する。 5 幼児、児童、生徒、高齢者、病者の安全対策措置を呼びかける。 6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防災体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1)防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2)組織の役割分担の明確化 2 教育及び広報活動 <ol style="list-style-type: none"> (1)従業員の防災意識の高揚 (2)従業員の安否確認方法 (3)従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (4)従業員の帰宅対策 3 防災訓練 <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> 4 危険防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1)施設、設備の定期点検 (2)商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 5 出火防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1)火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2)消防水利、機材の整備点検 (3)商品の整備点検 (4)易・可燃性物品の管理点検 6 消防資機材等の整備 <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> 7 情報の収集、伝達体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1)市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 (2)事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 2 自衛防災体制を準備、確認する。 3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防災組織の活動体制を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1)自衛防災組織の編成を確認する。 (2)自衛防災本部を設置する。 (3)自衛防災本部の役割分担を確認する。 2 情報の収集、伝達体制をとる。 <p>市、消防署等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p>

- 3 危険防止措置を確認する。
 - (1)施設、設備を確認する。
 - (2)商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。
- 4 出火防止措置を確認する。
 - (1)火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。
 - (2)火気使用場所及び周辺を確認する。
 - (3)消防水利、機材を確認する。
 - (4)易・可燃性物品を確認する。
- 5 防災資機材等を確認する。

情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。
- 6 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。
- 7 不特定かつ多数の者が出入りする店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。
- 8 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。
- 9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。
- 10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。

なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。
- 11 電話の使用を自粛する。

県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問合せは控える。
- 12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

風 水 害 編

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の基本方針	風-1
第1 計画の目的	風-1
第2 計画の基本方針	風-1
第3 計画の修正	風-2
第4 他計画との関係	風-2
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	風-3
第1 野田市	風-3
第2 千葉県	風-3
第3 指定地方行政機関	風-4
第4 自衛隊	風-7
第5 指定公共機関	風-7
第6 指定地方公共機関	風-8
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	風-9
第8 市民等及び事業所等	風-10
第3節 災害環境	風-12
第1 位置	風-12
第2 自然環境	風-12
第3 社会環境	風-12
第4節 風水害の想定	風-13
第1 浸水想定	風-13
第2 土砂災害	風-13
第2章 災害予防計画	
第1節 防災体制の確立	風-15
第1 組織の整備	風-15
第2 情報連絡体制の整備	風-15
第2節 防災知識の普及啓発	風-16
第1 防災広報・防災教育の充実	風-16
第2 防災訓練の推進	風-16
第3 調査・研究	風-16
第3節 避難行動・避難施設	風-17
第1 避難行動	風-17
第2 避難所等の確保	風-17
第4節 各種災害の予防対策	風-18
第1 水害予防対策	風-18
第2 土砂災害防止対策	風-19
第3 風害防止対策	風-19
第4 雪害防止対策	風-20
第5節 火災の防止	風-22
第1 出火防止	風-22
第2 初期消火	風-22
第3 火災の拡大防止	風-22
第4 市街地の不燃化	風-22

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制	風-23
第1 市の防災体制の確立	風-23
第2 災害対策本部設置前の体制	風-24
第3 災害対策本部の体制	風-24
第4 災害対策本部解散後の体制	風-26
第2節 情報の収集・伝達	風-34
第1 情報連絡体制の確立	風-34
第2 気象に関する情報の収集	風-34
第3 被害情報の収集・報告	風-36
第3節 災害広報	風-37
第1 災害時の広報	風-37
第2 広聴活動	風-37
第3 報道機関への対応	風-37
第4節 災害派遣・応援要請	風-38
第1 自衛隊の災害派遣	風-38
第2 県・市町村等への要請	風-38
第3 消防の広域応援要請	風-38
第4 上水道・下水道事業者の相互応援	風-38
第5節 消防・救助救急・危険物等対策	風-39
第1 消防活動	風-39
第2 救助救急活動	風-39
第3 危険物等の対策	風-39
第4 水防活動	風-39
第6節 医療救護・防疫活動	風-43
第1 応急医療活動	風-43
第2 保健衛生活動	風-43
第3 防疫活動	風-43
第7節 避難対策	風-44
第1 避難勧告・指示等	風-44
第2 支部連絡所の開設及び役割	風-46
第3 指定避難所の開設及び運営	風-47
第4 広域一時滞在の要請	風-47
第8節 生活救援	風-48
第1 飲料水の供給	風-48
第2 食料の供給	風-48
第3 生活必需品の供給	風-48
第4 救援物資の受入れ・管理	風-48
第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理	風-49
第1 行方不明者の捜索	風-49
第2 遺体の処理	風-49
第3 遺体の埋葬	風-49
第10節 交通・緊急輸送	風-50
第1 交通規制	風-50
第2 緊急輸送	風-50

第 3 緊急通行車両等の確認	風-50
第 1 1 節 災害警備・防犯	風-51
第 1 災害警備	風-51
第 2 防犯	風-52
第 1 2 節 ライフライン施設等の応急対策	風-53
第 1 ライフライン施設	風-53
第 2 交通施設	風-53
第 3 公共施設	風-53
第 1 3 節 学校等における児童・生徒等の安全対策	風-54
第 1 災害発生時の対応	風-54
第 2 応急教育	風-54
第 3 応急保育	風-54
第 4 社会教育施設の対策	風-54
第 5 文化財の確認	風-54
第 1 4 節 避難行動要支援者対策	風-55
第 1 避難行動要支援者の避難支援	風-55
第 2 避難行動要支援者への対応	風-55
第 3 社会福祉施設入所者等への支援	風-55
第 1 5 節 ボランティアへの対応	風-56
第 1 ボランティアの受け入れ体制	風-56
第 2 ボランティア活動支援	風-56
第 1 6 節 帰宅困難者対策	風-57
第 1 施設管理者等の対応	風-57
第 2 市の対応	風-57
第 1 7 節 清掃・廃棄物・環境対策	風-58
第 1 障害物の除去	風-58
第 2 清掃・廃棄物処理	風-58
第 3 環境汚染の防止	風-58
第 4 動物対策	風-58
第 1 8 節 建物対策	風-59
第 1 被災宅地の危険度判定	風-59
第 2 住家の被災調査・罹災証明の発行	風-59
第 3 住宅の応急修理	風-59
第 4 応急仮設住宅の設置	風-59
第 1 9 節 災害救助法の適用	風-60
第 4 章 災害復旧・復興計画	
第 1 節 生活安定のため緊急措置	風-61
第 1 被災者の生活確保	風-61
第 2 地域経済への支援	風-61
第 2 節 生活関連施設の復旧計画	風-62
第 3 節 災害復興計画	風-63

第1章 総則

第1節 計画の基本方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、野田市防災会議が作成する計画であり、市域に係る風水害に関し、市、防災関係機関、事業者及び市民等が協力し、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、防災関係機関を含めた総合的な計画として定めたものであり、次の事項の定めをもって、防災に万全を期するものである。

- (1) 市の区域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他予防に関する計画
- (3) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、情報の収集及び伝達、避難、救助、衛生その他の災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

第2 計画の基本方針

本市は、千葉県の北西部に位置し、東は利根川、西は江戸川、南に利根運河の三川に囲まれている。河川沿いに続く低地には、人口集中に伴う居住地の拡大傾向及び市街地の排水不良地域等被害を受けやすい条件にあるが、治水事業等、排水事業への計画的な推進により、被害は最小限にとどめられている。

しかしながら、都市化の進展や人口の高齢化などによる避難行動要支援者の支援、地域の相互扶助意識の低下などにより、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

今後、「風水害等に強いまちづくり」の実現のため、都市基盤の整備のほか、地域における自助・共助を推進し、災害環境に対応した、風水害対策の実施を推進する。

1. 災害予防対策

- (1) 市民への風水害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と防災訓練の充実に努める。
- (2) 風水害等に強いまちづくりを進めるため、河川改修、土砂災害の防止対策や建築物対策等の都市防災対策を進める。
- (3) 各種資機材の備蓄と消防施設の整備を進める。
- (4) 情報連絡手段となる防災行政無線の整備を進める。
- (5) 今後の風水害対策に役立つ各種調査研究を進める。

2. 災害応急対策

- (1) 災害時に迅速な対応が取れるよう、市及び防災関係機関の応急対策を整える。
- (2) 気象予警報や被害情報等の災害情報の収集伝達体制を整える。
- (3) 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助等の救援救護活動の充実に努める。

- (4) 消防、水防、警備、交通規制等の応急活動の充実を図る。
- (5) 必要に応じ自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施する。
- (6) 電気、水道、ガス等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- (7) 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

3. 災害復旧対策

- (1) 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、民生安定を図る。
- (2) 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

第3 計画の修正

- (1) 本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において修正する。
また、修正したときは要旨を公表しなければならない。
なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日、野田市防災会議に報告して承認を得るものとする。
- (2) 本計画に基づく諸活動を行うにあたって、必要と認められる細部事項については防災関係機関において定めるものとする。

第4 他計画との関係

本計画は、市の地域に係る災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、千葉県地域防災計画や指定地方行政機関又は指定公共機関等が作成する計画との整合を図る。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第1 野田市

- (1) 野田市防災会議及び災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 被災者の救助、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- (8) 被災市営施設の応急対策に関すること
- (9) 災害時における文教対策に関すること
- (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- (11) 災害時におけるボランティアの受け入れ、連携協力体制の確立に関すること
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- (13) 被災施設の復旧に関すること
- (14) 自衛隊の協力要請に関すること
- (15) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- (16) 市民に対する警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること
- (17) 災害対策に関する隣接市町間及び協定市の相互応援協力に関すること
- (18) 被災者の生活再建支援に関すること
- (19) 自主防災組織の育成及び支援に関すること
- (20) 防災思想の普及に関すること
- (21) 防災知識の普及及び教育に関すること
- (22) 防災訓練の実施に関すること
- (23) 災害に強いまちづくりの推進に関すること

第2 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること

- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関する事
- (8) 被災県営施設の応急対策に関する事
- (9) 災害時における文教対策に関する事
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関する事
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関する事
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- (13) 被災施設の復旧に関する事
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関する事
- (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関する事
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
- (17) 被災者の生活再建支援に関する事
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

第3 指定地方行政機関

1. 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事

2. 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関する事
- (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関する事
- (3) 災害時における非常通信の確保に関する事
- (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関する事

3. 関東財務局千葉財務事務所

- (1) 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の上申に関する事
- (2) 融資関係
ア 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事
イ 災害復旧事業費の融資(長期)に関する事
- (3) 国有財産関係
ア 市が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付けに関する事
イ 市が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付けに関する事
ウ 市が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付けに関する事

エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付けに関する
こと

オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付け又は譲与に
関すること

カ 市が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関す
ること

(4) 民間金融機関等に対する指示及び要請関係

ア 災害関係の融資に関すること

イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること

ウ 手形交換、休日営業等に関すること

エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること

オ 営業停止等における対応に関すること

4．関東信越厚生局

(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること

(2) 関係職員の派遣に関すること

(3) 関係機関との連絡調整に関すること

5．千葉労働局

(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること

(2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

6．関東農政局

(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること

(2) 応急用食料・物資の支援に関すること

(3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること

(4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

(5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること

(6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること

(7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること

(8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること

(9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること

(10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

7．関東森林管理局

(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること

(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

8．関東経済産業局

(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること

(2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること

(3) 被災中小企業の振興に関すること

9．関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

10．関東地方整備局

(1) 災害予防

- ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- イ 通信施設等の整備に関すること
- ウ 公共施設等の整備に関すること
- エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
- オ 官庁施設の災害予防措置に関すること
- カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
- キ 豪雪害の予防に関すること

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
- イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
- ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
- エ 災害時における復旧資材の確保に関すること
- オ 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関すること
- カ 災害時のための応急復旧資材の備蓄に関すること
- キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
- ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

(3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努め、迅速かつ適切な復旧を図ること

11．関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

12．関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- (3) 地殻変動の監視に関すること

13．東京管区气象台

- (1) 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること。
- (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

第4 自衛隊

1. 陸上自衛隊需品学校

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関する事
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事
- ウ 防災資材の整備及び点検に関する事
- エ 市町村地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する各種訓練の実施に関する事

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事

2. 海上自衛隊下総教育航空群

- 1. に同じ

第5 指定公共機関

1. 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

2. 日本赤十字社千葉県支部

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
- (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
- (3) 義援金の募集及び配分に関する事

3. 日本放送協会

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関する事
- (4) 被災者の受信対策に関する事

4. 日本通運株式会社

- 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

5. 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 災害時における電力供給に関する事
- (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事

6. KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

7. 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関する事
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事
- (4) 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関する事

8. ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関する事
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

第6 指定地方公共機関

1. 野田ガス株式会社

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策と復旧に関する事

2. 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関する事
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関する事

3. 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関する事
- (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事

4. 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関する事
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関する事

5. 東武鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の保全に関する事
- (2) 災害時における救助物質及び避難者の輸送の協力に関する事
- (3) 帰宅困難者対策に関する事

6. 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 市民等に対する防災知識の普及及び警報の周知徹底に関する事
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事

(3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

7. 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1. 千葉県トラック協会野田支部

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

2. 一般社団法人野田市医師会

(1) 医療及び助産活動に関すること

(2) 医療機関との連絡調整に関すること

3. 一般社団法人野田市歯科医師会

(1) 歯科医療に関すること

(2) 医療機関との連絡調整に関すること

4. 野田市薬剤師会

(1) 医療活動に関すること

(2) 薬剤師との連絡調整に関すること

5. 公益社団法人千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区

(1) 柔道整復医療に関すること

(2) 医療機関との連絡調整に関すること

6. 社会福祉法人野田市社会福祉協議会

(1) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること

(2) その他災害応急対策についての協力に関すること

7. 千葉県タクシー協会東葛支部野田地区

災害時におけるタクシー無線による災害箇所及び被害状況の通報及び連絡に関すること

8. 野田市赤十字奉仕団

(1) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び指定避難所内の世話業務等の協力に関する
こと

(2) その他災害応急対策についての協力に関すること

9. 野田建設業協同組合・県北建設業協同組合

(1) 災害時における応急活動の協力に関すること

(2) 道路の復旧に関すること

(3) 道路・橋梁等の被害の調査報告に関すること

10. 野田市建築業組合

- (1) 倒壊家屋等の撤去の協力に関する事
- (2) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事

11. ちば東葛農業協同組合

- (1) 災害時における食糧及び物資の供給に関する事
- (2) 被災農家に対する融資及びあっせんに関する事
- (3) 農作物の災害応急対策の指導に関する事

12. 東葛北部、五駄、南部、江川、の各土地改良区

農地、農業用施設の被害調査と湛水被害の復旧に関する事

13. 一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部

災害時における応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の供給に関する事

14. 危険物取扱施設等の管理者

- (1) 安全管理の徹底に関する事
- (2) 防護施設の整備に関する事
- (3) 災害時における防災活動に関する事

15. 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関する事

第8 市民等及び事業所等

1. 市民等

- (1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、次の事項を行う。
 - ア 避難情報等発表時のとるべき行動の確認
 - イ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品・福祉用具等の備蓄（最低3日分以上）
 - ウ 非常持出品の準備
- (2) 市民等自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること
- (3) 市及び県が実施する災害対策に積極的に協力すること

2. 自主防災組織

- (1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関する事
- (2) 情報の収集伝達に関する事
- (3) 避難誘導、救出救護、指定避難所の運営に関する事
- (4) 被災者に対する炊き出し、救援物資配布等の協力に関する事
- (5) 県、市が行う被害状況調査等の災害対策への協力に関する事

3. 事業所

- (1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動

に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること

(2) 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること

(3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること

(4) 従業員3日分の食料及び飲料水、生活必需品、医薬品、福祉用具等の備蓄を行うこと

4. ボランティア団体

平常時から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第3節 災害環境

第1 位置

本市は、千葉県の北西部、関東平野のほぼ中心にあり、利根川とその支流である江戸川及び利根運河とに囲まれ、東京都心からは約30km、千葉市に45kmの距離、東経139度52分29秒、北緯35度57分18秒に位置する。

第2 自然環境

1. 地形

本市は南北に向かって細長い三角形の地形をしている。市のほぼ全域に台地が分布しているが、利根川、江戸川の一部流域には氾濫低地が発達し、砂の堆積した微高地（自然堤防）が形成されている。台地面は、両河川に注ぐ多数の支流や水系に由来する谷や凹地の形成により、複雑な地形面となっている。

2. 地質

本市の市街地の多くは、高台に集中しており、その地質の大部分は火山灰土で形成されており、河川沿い及び低地部は、沖積土と沖積砂土となっている。

第3 社会環境

1. 人口

本市の人口と世帯数は、令和2年4月1日現在、154,330人、69,151世帯である。

2. 土地利用

本市の面積は、103.55 km²であり、土地利用の状況は次のとおりである。

<土地利用の状況>		（平成31年1月1日現在）
	面積（m ² ）	割合（%）
田	12,750,922	12.3
畑	17,080,770	16.5
宅地	24,551,438	23.7
池沼	296,659	0.3
山林	5,581,388	5.4
原野	119,672	0.1
雑種地	12,570,013	12.1
その他	30,599,138	29.6

第4節 風水害の想定

第1 浸水想定

本市では、「水防法」に基づき、国土交通省が実施した利根川、江戸川の浸水想定に基づき「洪水ハザードマップ（洪水避難地図）」（平成19年度）を作成しており、この災害規模を本計画の前提条件とする。

第2 土砂災害

本市の土砂災害危険箇所は、県によって5箇所が指定されている。いずれも段丘と谷底平野の境界にあたる段丘崖に分布する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定・告示されている。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の確立

項目	担当	関係機関
第1 組織の整備		
第2 情報連絡体制の整備	市民生活部	東日本電信電話株式会社

第1 組織の整備

市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、それぞれの防災組織を構築し、防災教育や、災害時に行動を定めた防災計画の作成等を実施する。

対策の内容は、震災編 第2章 第1節 「防災体制の整備」を準用する。

第2 情報連絡体制の整備

市、県及び防災関係機関は、災害時の情報収集・伝達を確保するため、防災無線等の整備や無線を有する機関・団体との連携に努める。

対策の内容は、震災編 第2章 第1節 第2 「情報連絡体制の整備」を準用する。

第2節 防災知識の普及啓発

計画の体系	担 当	関係機関
第1 防災広報・防災教育の充実	市民生活部、学校教育部	
第2 防災訓練の推進	土木部、市民生活部、消防本部	野田警察署、野田健康福祉センター、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田地区、消防団
第3 調査・研究	市民生活部	

第1 防災広報・防災教育の充実

市民生活部及び学校教育部は、市民が災害について正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、防災知識の普及と啓発に努める。学校においても防災教育や災害教訓の伝承を実施し、市民の防災意識や行動力の向上を図る。

対策の内容は、震災編 第2章 第2節 第1「防災広報・防災教育の充実」を準用する。

第2 防災訓練の推進

土木部は、主に市職員並びに防災関係機関の関係団体を対象として、技能の習得を主体とした水防工法訓練、救護等の基礎的な実地訓練を適宜行い、技術の普及・錬磨に努める。

(1) 実施時期

毎年5月に実施する。

(2) 実施方法

野田市水防演習実施要領を定め、実施する。

(3) 内容

水害が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、市職員及び防災関係機関、関係団体により、土のう造り、杭打積土俵工、その他水防工法全般についての水防訓練を実施する。

その他対策の内容は、震災編 第2章 第2節 第2の2.「各種防災訓練」を準用する。

第3 調査・研究

土木部及び市民生活部は、今後の防災対策を進めるため防災関係機関との情報交換、防災に関する資料の収集整理や防災アセスメント調査等を実施する。

対策の内容は、震災編 第2章 第2節 第3「調査・研究」を準用する。

第3節 避難行動・避難施設

第1 避難行動

市民生活部は、風水害の発生は事前にある程度予測できるものであることから、各種気象警報における行動を市民に周知徹底させるとともに、早期の避難準備行動や、市民自らが考え避難行動を起こす積極的な自主避難が重要であることを事前に周知し、住民の理解を深めておく。

「自主避難」とは、風水害への不安や、避難行動に時間を要する等の理由により、避難勧告など特に出されていない状況において、あるいは避難勧告の対象に含まれていない者が、自らの判断により避難することである。

(市の備蓄品は、災害が発生した場合に備えている物品であることから、自主避難される方は、各自が必要な飲料水・軽食等を御用意の上、避難を行うものとする。)

第2 避難所等の確保

1. 市民自らによる避難先の確保

市の指定避難所だけでは、避難を必要とする全ての避難者を収容することは出来ない。

市民は災害に備え、日頃からタイムライン等により避難行動を考え、親族、友人、知人や勤め先など市内外を問わず、市民自らが避難先を確保するよう努めるものとする。

2. 指定避難所

市民生活部は、指定緊急避難場所のうち風水害時に浸水しない建物を指定避難所とする。

指定避難所は、災害発生当初は命を守る施設として、定員を設けず避難者の受け入れを行う。

3. 要配慮者優先避難所

市民生活部は、指定避難所のうち、公民館やコミュニティーセンター等、多目的トイレや和室等が整えられている施設を、災害時に要配慮者(障がい者、高齢者、乳幼児その他の特に配慮を要する方)を優先して受け入れる施設として指定する。

第4節 各種災害の予防対策

項目	担当	関係機関
第1 水害予防対策	土木部	江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第2 土砂災害防止対策	市民生活部	東葛飾土木事務所
第3 風害防止対策	市民生活部、自然経済推進部、都市部	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社
第4 雪害防止対策	土木部、都市部、市民生活部、自然経済推進部	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社

第1 水害予防対策

市は、国・県その他関係機関の協力を得て、河川・水路の改修整備、公共下水道（雨水）の整備及び雨水流出抑制施設の設置など総合的な治水対策の推進を図る。

1. 河川改修の計画

直轄1級河川である利根川、江戸川及び利根運河については、国が直接改修工事を行い、流域の浸水被害の軽減に大きく貢献している。また、県知事管理の1級河川の座生川については、将来の流域の市街化に備え、50年に1度降る大雨を想定し、その大雨を流すことができる水量（基本高水流量）を190m³/sという安全度の高い流量を想定して改修が完了している。さらに、江戸川の水位が高くなった場合に備え、河道沿いに5箇所の調整池を設置している。くり堀川についても、準用河川としての河川改修により、治水機能の整備を図る。

しかし、河川の流域での宅地開発等による市街化の進展及び下水道、道路等の生活関連公共施設の整備による河川への流出量の増大も進行している。

今後、さらに河川の治水、安全度を高めるために、土木部は雨水幹線の整備や雨水貯留池の建設等の総合的な流出抑制対策を必要に応じ講ずる。

2. 河川の管理

土木部は、管理する河川、排水路等に堆積したごみ、ヘドロ等を除去し、流水の適切な機能確保と水質浄化、臭気対策を図り、水辺環境の適切な維持に努める。

3. 洪水ハザードマップの作成と周知

土木部は、市民等に水害の危険性を正しく認識してもらうため、洪水ハザードマップ等を配布し、市民等に対し水害危険区域や指定避難所等の周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

なお、浸水想定区域内に福祉施設等があることから地域防災計画に施設の名称・所在地等の記載に努める。また、インターネット（市ホームページ等）を活用し周知に努める。

4. 公共下水道（雨水）の整備

土木部は、公共下水道全体計画区域の管渠整備を推進し、整備区域の拡大を図るとともに、水質汚濁を防止する。

特に雨水排水については、浸水発生のおそれのある地区を中心に雨水幹線の整備を推進する。

また、地域内の排水については、地域の実情を勘案しながら、排水路等の計画的な整備を推進する。

5. 雨水流出抑制施策の推進

土木部は、集中豪雨等洪水時の河川への流出軽減を図るため、引き続き、調節地の整備に努めるとともに、雨水の一時貯留施設を設置するなど公共施設を雨水流出抑制施設として、積極的に活用する。

特に道路の舗装、公共施設駐車場の整備に際しては、可能な限り、透水性舗装等の雨水浸透対策を採用する。

また、大規模工場や大規模店舗、レストラン等の駐車場並びに個人の住宅についても雨水浸透対策として協力を求める。

第2 土砂災害防止対策

市民生活部は、土砂災害の防止対策として土砂災害区域等の県の指定に基づいて、ハザードマップ作成、警戒避難体制の整備等を実施する。

対策の内容は、震災編 第2章 第3節 第1「土砂災害の防止」を準用する。

第3 風害防止対策

1. 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備の風圧荷重は、「電気設備の技術基準」、「送電用鉄塔設計基準」の各該当項目により設計しており、建築物は、建築基準法に基づき設計している。

また、樹木倒壊等による事故防止のため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

2. 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次のように対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施及び移動電源車の配備を実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によっている。

3. 立木・街路樹対策

都市部は、立木・街路樹が受ける被害（倒木、幹折れ、傾斜）のほか、その樹木が電線を切

断したり、塀を壊したりする場合も多く、枝おろし、支柱等の手入れや措置を講ずる。

4. 農作物対策

自然経済推進部は、農業協同組合を通じて農作物の風害防止について指導し被害の軽減を図る。

また、降雹等の被害についても指導する。

5. 知識の啓発

市民生活部は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報や、台風や竜巻から身を守るための知識の啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報等の防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

(ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

(イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

(ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

(エ) 大粒の雨やひょうが降りだす。

イ 発生時に屋内にいる場合

(ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。

(イ) 雨戸・シャッターを閉める。

(ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。

(エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ 発生時に屋外にいる場合

(ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。

(イ) 橋や陸橋の下に行かない。

(ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。

(エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

第4 雪害防止対策

1. 道路対策

(1) 除雪体制

野田市は年間を通じ降雪量が少なく、積雪による通行の途絶は希なため特別な予防施策事業はない。

今後の異常降雪の場合は、その状況により土木部が中心となり、都市部の応援を得て関係

機関と協力して交通の確保に努める。

(2) 主要幹線の除雪区分

一般国道、主要地方道及び一般県道については、各道路管理者が次のとおり行う。

また、市道については、道路の性格、地域及び気象条件及び交通量等の条件を考え、第一から三種を決定し、行う。

種類	道路種別	除雪目標
第一種	一般国道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施する。
第二種	主要地方道	2車線幅員の確保を原則とするが状況により、1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は極力早期に実施する。
第三種	一般県道	1車線幅員で必要な待避所を設ける。

(3) 除雪作業

土木部は、除雪作業に当たり、状況に応じて関係業者の協力を得て、人力及び機械力による協同作業を行う。

なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて交通制限の実施等や、砂・散布剤等の散布を迅速に行うものとする。

2. 電力施設対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電線設備及び配電線設備の着雪防止対策等に努める。

3. 通信施設対策

各通信事業者は、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策及び災害予防体制等を実施する。

4. 農作物対策

農作物が雪害を被る場合として、積雪の重さによるものが大きいと思われる。

自然経済推進部は、農作物の雪害防止について、農業協同組合等を通じて指導し、被害の軽減を図る。

第5節 火災の防止

体系	担当	関係機関
第1 出火防止	消防本部	
第2 初期消火	消防本部	
第3 火災の拡大防止	消防本部	
第4 市街地の不燃化	都市部	

第1 出火防止

火災を防止するために、初期消火及び延焼拡大防止のための体制づくりを行うとともに、市民と消防が連携した火災予防対策を推進する。

また、危険物の漏洩、混触発火や市街地火災時の誘爆等に備えた危険物災害防止等について、関係法令に基づき推進する。

対策の内容は、震災編 第2章 第4節 第1「出火防止」を準用する。

第2 初期消火

消防本部は、同時多発が予想される火災に対応し、延焼拡大の阻止を図るため市民及び事業所の自主的な消火活動又は隣保共助等自主防災体制の強化を図るため、次の諸施策を推進する。

対策の内容は、震災編 第2章 第4節 第2「初期消火」を準用する。

第3 火災の拡大防止

消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき、消防資機材、水利、消防団の強化等を行うとともに、広域応援体制を整備する。

対策の内容は、震災編 第2章 第4節 第3「火災の拡大防止」を準用する。

第4 市街地の不燃化

都市部は、防火地域の指定、都市防災不燃化事業等により、不燃化の促進を図り火災の延焼防止に努める。

対策の内容は、震災編 第2章 第5節 第1「市街地の不燃化・耐震化」を準用する。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

項目	担当	関係機関
第1 市の防災体制の確立	総括班、各班	
第2 災害対策本部設置前の体制		
第3 災害対策本部の体制	総括班	
第4 災害対策本部解散後の体制	総括班、対策要員部班、各班	

第1 市の防災体制の確立

1. 防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制	配備基準	配備人員	備考 (水防計画)
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1 配備 次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨注意報が発表されたとき (2) 洪水注意報が発表されたとき (3) 利根川又は江戸川氾濫注意情報が発表されたとき	・防災安全課防災担当職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防注意体制
	第2 配備 次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨警報が発表されたとき (2) 洪水警報が発表されたとき (3) 暴風警報が発表されたとき (4) 土砂災害警戒情報が発表されたとき (5) 利根川又は江戸川氾濫警戒情報が発表されたとき	・防災安全課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防警戒体制
災害対策本部設置後 非常配備体制	第1 配備 (1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市内に特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発表され、本部長が必要と認めたとき イ 市域に局地的災害が発生したとき及び予想されるとき ウ 利根川又は江戸川氾濫危険情報の発表が見込まれるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・3分の1の職員で対応	災害対策本部へ移行
	第2 配備 (1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 市域の広範囲で災害が発生したとき及び予想されるとき イ 利根川又は江戸川氾濫危険情報が発表されたとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・2分の1の職員で対応	
	第3 配備 (1) 次の条件の1以上が該当するとき ア 全市域で災害が発生したとき及び予想されるとき イ 利根川又は江戸川氾濫発生情報が発表されたとき及び発表が予想されるとき ウ 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき及び予想されるとき (2) その他の状況により本部長が必要と認めたとき	・全職員で対応	

2. 動員・配備

(1) 配備の決定

市民生活部長は、市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

(2) 動員の方法

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

勤務時間外は、市民生活部長から各部長に情報の伝達を行う。各部長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

3. 配備場所

配備場所は、あらかじめ定められた場所とする。

4. 動員報告

参集した職員は所属単位毎、総括班に参集報告を行う。

5. 消防団員の動員

災害対策本部を設置した場合、市長は、電話等を利用して速やかに消防団長に伝達する。

消防団長は、市長から災害対策本部の設置に伴う配備体制の連絡を受けたときは、ただちに出勤できる体制を確立するよう各分団長に対し、防災無線、口頭、電話等を利用して指示する。

第2 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部設置前は、各課での災害対応及び事務局への情報収集等を実施する。組織、所掌事務は、水防本部の体制をとるものとする。

第3 災害対策本部の体制

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置基準

- | |
|------------------|
| ア 市内に災害が発生したとき |
| イ 市内に災害が予想されるとき |
| ウ その他市長が必要と認めたとき |

(2) 設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。市庁舎が被災した場合は、中央公民館、櫻のホールの順に設置する。

(3) 本部設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合、電話その他適当な方法により県及び防災関係機関に通知する。

なお、設置した場合は、必要に応じ各機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

(4) 現地対策本部

本部長は、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

(5) 支部連絡所の設置場所及び活動内容

災害対策本部を設置した場合は、状況に応じて支部連絡所を設置する。

設置場所	東部地区...東部公民館 福田地区...福田公民館	南部地区...南コミュニティセンター
活動内容	支部長・副支部長（4人）・情報員・通信員を置く。 支部長は支部連絡所の事務を統括し職員を指揮監督する。 支部長に事故があるときは、副支部長がその職務を代理する。 ・担当区域の情報収集に関する事及び情報伝達に関する事 ・担当区域の現状把握と対応策の検討 ・指定緊急避難場所への通信連絡に関する事 ・指定緊急避難場所外の避難住民への対応に関する事 ・本部長の指示により職員の配置替えについて ・市外居住職員の配置	

2. 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長不在の場合は、副市長、教育長、理事、市民生活部長の順により権限を委任する。

(2) 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議員は、本部長、副本部長、本部員（災害対策本部 組織図の統括責任者）で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

本部会議の協議事項

ア 災害対策本部の配備体制の変更に関する事 イ 避難の勧告及び指示並びに警戒区域の設定に関する事 ウ 災害救助法の適用に関する事 エ 自衛隊、千葉県、他市町村及び公共機関等への応援要請に関する事 オ 災害対策経費の処理に関する事 カ その他災害対策の重要事項に関する事

(3) 本部事務局

災害対策本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報の管理、各部の活動状況の把握及び本部会議の運営を行う。また、本部連絡員は、各部から指名し、本部員の指示及び伝達事項について連絡調整を行う。

(4) 分掌事務

各部長は、市長(本部長)の命を受け部内の業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

(5) 長期化への配慮

対策要員部班は、災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応にあたる等、災害対応従事者の健康を確保する。

3. 災害対策本部の廃止

本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

第4 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、防災担当だけでなく全庁的に対応にあたる。

指揮は副市長が行い、総括班が事務局として調整にあたる。

災害対策本部 組織図



災害対策本部 所掌事務

本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議の記録に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。

特命班（各部からの応援要請で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集、整理及び分類に関すること。
分析班		指名による	・災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班		指名による	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの電話問合せ、連絡受付に関すること（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関、自治体等外部との連絡調整に関すること。 ・各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関すること。

各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引渡しに関すること。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。

各対策班

は複数の課で担当する場合の主な担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。 ・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査総括に関すること。 ・被害発生状況の記録に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。 ・罹災証明に関すること。
		課税課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査総括に関すること。 ・被害発生状況の記録に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。 ・罹災証明に関すること。
		収税課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査総括に関すること。 ・被害発生状況の記録に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。 ・罹災証明に関すること。
対策要員部班	総務部長	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関すること。
		行政管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・庁内基幹システムの機能確保に関すること。
庁舎管理班	総務部長	管財課長	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎及び施設の機能確保に関すること。 ・災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関すること。 ・緊急通行車両の申請に関すること。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。 ・ヘリコプター等の緊急輸送に関すること。
		営繕課長	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎及び施設の機能確保に関すること。 ・災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関すること。 ・緊急通行車両の申請に関すること。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。 ・ヘリコプター等の緊急輸送に関すること。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
生活支援班	市民生活部長	市民課長	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 ・住民の安否及び所在の把握に関すること。 ・遺体の埋火葬に関すること。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
		関宿支所長	総合相談窓口の開設及び運営に関すること（関宿支所）。 ・遺体の埋火葬に関すること。
		国保年金課長	・総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 住民の安否及び所在の把握に関すること。
物資班	自然経済推進部長	商工観光課長	生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		農政課長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		みどりと水のまちづくり課長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		スポーツ推進課	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		魅力推進課	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	・災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・防疫（消毒）に関すること
		清掃管理課長	災害廃棄物収集及び処理に関すること。 し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		環境保全課長	仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・放射性物質等のモニタリングに関すること。 ・ペットの保護に関すること。 防疫（消毒）に関すること。
土木班	土木部長	管理課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 道路及び橋梁の復旧に関すること。 道路の障害物の除去に関すること。 土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。 交通規制に関すること。
		用地課長	・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。 ・交通規制に関すること。
		下水道課長	・下水道の復旧に関すること。

住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	被災宅地の危険度判定に関する事 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 ・住宅の応急修理に関する事。 ・住宅関係の障害物の除去に関する事。 ・仮設住宅の設置及び管理に関する事。 ・住家被害認定調査に関する事。
		営繕課長	住宅の応急修理に関する事。 住宅関係の障害物の除去に関する事。 仮設住宅の設置及び管理に関する事。 仮設住宅の入居者選定に関する事。 ・被災建築物の応急危険度判定に関する事。
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関する事。
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関する事。
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	・土木班・住宅班の応援に関する事。
		閑宿地区地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関する事。
保健救護班	保健福祉部長	保健センター長	・応急医療救護及び助産に関する事。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関する事。 ・被災者の健康管理に関する事。 ・防疫（保健衛生）に関する事。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉関係団体、社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・災害救助法の適用に関する事。 ・災害義援金及び見舞金の交付に関する事。 ・災害ボランティアセンターに関する事。
		障がい者支援課長	福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・避難行動要支援者支援に関する事。
		高齢者支援課長	避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		介護保険課長	・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		こぶし園長	・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・応急保育に関する事。
		子ども家庭総合支援課長	・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。
		人権・男女共同参画推進課長	・避難行動要支援者支援に関する事。 ・福祉避難所の開設・運営に関する事。 ・相談支援に関する事。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
----	-------	-----	------

避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する事 と。 避難者全体の把握に関する事。
社教班	生涯学習部長	生涯学習課長	・避難所班の応援に関する事。
		青少年課長	・避難所班の応援に関する事。
		文化センター長	・避難所班の応援に関する事。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関する事。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関する事。 児童及び生徒の安否確認に関する事。 ・炊出し協力業者との調整に関する事。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関する事。
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	行方不明者等の受け付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関する事。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関する事。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する事。
		選挙管理委員会事務局長	・行方不明者等の受け付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関する事。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関する事。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する事。
		監査委員事務局長	・行方不明者等の受け付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関する事。 指定避難所以外の避難者の把握に関する事。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する事。
		農業委員会事務局長	・行方不明者等の受け付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関する事。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関する事。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する事。
		会計管理者	・行方不明者等の受け付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関する事。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関する事。 市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する事。
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関する事。
		予防課長	・消火に関する事。
		警防課長	・救急に関する事。
		消防署長	・水防活動に関する事。 ・り災証明（火災）に関する事。 ・自主防災組織等との協力連携に関する事。
給水班	水道事業管理者	業務課長	応急給水に関する事。 ・水道施設の復旧に関する事。
		工務課長	・応急給水に関する事。 水道施設の復旧に関する事。

支部連絡所及び指定避難所対応（各統括責任者の指示により対応部員を指定する）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
北部地区	児童家庭部長	児童家庭部次長	・指定避難所（北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
中央地区	生涯学習部長	生涯学習部次長	・指定避難所（中央地区）の開設及び運営支援に関すること。
東部地区	学校教育部長	学校教育部次長	・支部連絡所及び指定避難所（東部地区）の開設及び運営支援に関すること。
南部地区	都市部長	都市部次長	・支部連絡所及び指定避難所（南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
福田地区	総務部長	総務部次長	・支部連絡所及び指定避難所（福田地区）の開設及び運営支援に関すること。

次長不在の場合は主管課長

第2節 情報の収集・伝達

項目	担当	関係機関
第1 情報連絡体制の確立	総括班	野田市アマチュア無線連絡協議会、日本放送協会千葉放送局、関東地方非常通信協議会
第2 気象に関する情報の収集	総括班	銚子地方気象台、利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所、東葛飾土木事務所
第3 被害情報の収集・報告	被害調査班、総括班、消火・救助班、各班	野田警察署、東葛飾地域振興事務所

第1 情報連絡体制の確立

市は、災害時の情報連絡手段として防災行政無線、防災用M C A無線等を用いて、防災関係機関や市民への情報連絡を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第2節 第1「情報連絡体制の確立」を準用する。

第2 気象に関する情報の収集

1. 気象情報等の収集

(1) 気象情報

総括班は、千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。

なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

主な気象情報等の種類

種類	内容
気象注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
気象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪
気象情報	警報や注意報に先立って注意を呼びかけるため、又は警報や注意報の内容を補完するために発表。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。

(2) 水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨特別警報・大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(3) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。

市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

なお、詳細は、野田市消防計画による。

火災気象通報の基準

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）
--

2. 洪水予報・水防警報

国（関東地方整備局）及び気象台（気象庁予報部）は、河川の水位を示した洪水予報を発表する。国（関東地方整備局）は、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所を通じて、市に伝達する。

また、利根川上流河川事務所及び江戸川河川事務所は、水防警報を発表し、県を通じて、市に伝達する。

詳細は、野田市水防計画による。

洪水予報・水防警報の水位（m）

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2.00	5.00	7.10	7.70
江戸川	西関宿	幸手市西関宿	4.50	6.10	7.90	8.70
	野田	野田市中野台	4.60	6.30	8.40	9.00

3. 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を共同発表する。

また、県はホームページ等を利用して、災害発生危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

総括班は、大雨警報（土砂災害）の発表や土砂災害判定メッシュ情報、土砂災害警戒情報の発表等の状況に応じて、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所周辺の住民に対し周知徹底し、自主避難を支援するとともに、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の判断を行う。

4. 民間気象情報

(1) 気象解析の委託

市域の気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を次のとおり委託しており情報の活用を図る。

なお、端末は市民生活部防災安全課及び土木部管理課に配置してある。

システム名	防災気象情報システム
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨及び降雪に係る 36 時間先までの定時情報の提供（1日2回） ・ 時間雨量 10 mm以上の大雨、又は 5 cm以上の降雪が予想される場合の臨時情報の提供及びプリンターにアラーム通報・出力 ・ 24 時間体制での気象に関するコンサルティング・サービス等

(2) 雨量及び雨域の推移並びに河川に関する情報の入手

市域における雨量及び雨域の推移並びに河川に関する各種情報等について、次のとおり、財団法人河川情報センターから情報が提供される。

なお、端末は土木部管理課内に置き、管理課が管理している。

システム名	河川・流域総合情報システム（略称：FRICSシステム）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨量レーダ情報、雨量テレメータ情報、水位テレメータ情報、ダム諸量情報の画面情報の提供サービス ・ 緊急時の通報表示サービス

第3 被害情報の収集・報告

総括班は、市民からの通報や職員のパトロール等により被害情報を収集し、応急対策に活用する。

また、浸水等の被害が解消した段階で、住家の被害調査を実施する。被害情報や被害調査の結果は、「千葉県被害情報等報告要領」等に基づき県等に報告を行う。

対策の内容は、震災編第3章 第2節 第3「被害情報の収集・報告」を準用する。

第3節 災害広報

項目	担当	関係機関
第1 災害時の広報	広報班、避難所班	野田警察署
第2 広聴活動	電話対応班、生活支援班	
第3 報道機関への対応	広報班	

第1 災害時の広報

広報班及び防災関係機関は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

対策の内容は、震災編第3章 第3節 第1「災害時の広報」を準用する。

第2 広聴活動

電話対応班は、市民からの電話による問合せや、各種手続き等の相談のため、コールセンター、臨時相談所を設置して対応する。

対策の内容は、震災編第3章 第3節 第2「広聴活動」を準用する。

第3 報道機関への対応

広報班は、市からの情報を市民等に発信するために、報道機関への発表を定期的に行うほか、法令等の定めに基づき、放送の要請等を行う。

対策の内容は、震災編第3章 第3節 第3「報道機関への対応」を準用する。

第4節 災害派遣・応援要請

項目	担当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	調整班、対策要員部班	
第2 県・市町村等への要請	調整班、対策要員部班	
第3 消防の広域応援要請	調整班、消火・救助班	
第4 上水道・下水道事業者の相互応援	給水班	

第1 自衛隊の災害派遣

市は、人命又は財産の保護のために必要がある場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求し、野田市パブリックゴルフ場（けやきコース及びひばりコース駐車場）を受け入れ場所として、必要な措置を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第4節 第1「自衛隊の災害派遣」に準拠する。

第2 県・市町村等への要請

市は、市だけでは災害への対応が困難な場合、法令や協定に基づき、県、他の市町村等に対し職員の派遣、物資の供給等の応援を要請し、受け入れのため必要な措置を実施する。

対策の内容は、震災編第3章 第4節 第2「県・市町村等への要請」に準拠する。

第3 消防の広域応援要

消防長及び市長は、災害が発生し、野田市のみの消防力では対応が困難な場合、法令や協定に基づき県内消防機関及び緊急消防援助隊等の応援を要請する。

対策の内容は、震災編第3章 第4節 第3「消防の広域応援要請」に準拠する。

第4 上水道・下水道事業者の相互応援

市は、給水活動や上下水道の復旧において、資機材、職員等の技術的支援が必要な場合は、協定に基づき全国の事業体に応援を要請する。

対策の内容は、震災編第3章 第4節 第4「上水道・下水道事業者の相互応援」に準拠する。

第5節 消防・救助救急・危険物等対策

項目	担当	関係機関
第1 消防活動	消火・救助班	
第2 救助救急活動	消火・救助班	野田警察署
第3 危険物等の対策	消火・救助班、学校班	関東東北産業保安監督部
第4 水防活動	消火・救助班、土木班	

第1 消防活動

市街地の延焼火災や危険物施設での爆発・炎上等が発生した場合、消火・救助班及び消防団は消火、人命救助等の活動を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第5節 第1「消防活動」を準用する。

第2 救助救急活動

水害や土砂災害等により、生き埋め者や負傷者が発生した場合、消火・救助班、消防団、警察等は、救助活動や救急搬送等を実施する。

対策の内容は、震災編第3章 第5節 第2「救助救急活動」を準用する。

第3 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消火・救助班は消火、救助活動を実施する。

対策の内容は、震災編第3章 第5節 第3「危険物等の対策」を準用する。

第4 水防活動

大雨、洪水等による浸水被害等の警戒・防御及びその被害の軽減等のための水防活動の実施については、野田市水防計画により行う。

水防本部設置前において、気象状況その他により土木部長は、市民生活部長との協議により必要と認めるときは、水防本部設置前の配備体制により行う。

なお、事態の推移により全庁的な対応が必要となった場合には、本部長（市長）の決定に基づき、災害対策本部を設置し、水防本部は災害対策本部に統合されることとなる。

1. 水防配備体制及び活動内容

集中豪雨等による市内中小河川の氾濫や低地での内水氾濫により、比較的大規模に災害が発生した場合は、「水防本部」体制の発令を行い、災害対策職員配備・配置基準表に基づき災害対策活動を実施する。

市の水防配備体制及び活動内容は次のとおりである。

野田市水防配備体制及び活動内容

種別	配 備 時 期	水防配備体制と活動内容
水防準備体制	<p>(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の1以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めるときは、水防準備体制に入る。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 ア) 大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報</p> <p>(終期) 次の1項目以上の場合、水防準備体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防準備体制をとる必要がなくなったと認められたとき。 (3) 水防準備体制から水防注意体制に入ったとき。</p>	<p>1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表)</p> <p>2. 水防活動及び水防事業 (1) 各関係機関との緊密な連絡を行い、常に正確な水防状況を把握しておく。 (2) 市内河川の水位、雨量観測を行う。 (3) 防災行政無線等情報伝達網の整備をする。 (4) 市内の河川等の巡回出動ができるよう待機させる。</p>
水防注意体制	<p>(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の1項目以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めるときは、水防注意体制に入る。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報 ア) 大雨注意報 イ 水防活動用洪水注意報 (2) 水防法(第10条第2項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫注意報 (本編第4章第2節参照)</p> <p>(終期) 次の1項目以上の場合、水防注意体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防注意体制をとる必要がなくなったと認められたとき。 (3) 水防準備体制から水防警戒体制に入ったとき。</p>	<p>1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表)</p> <p>2. 水防活動及び水防事務 (1) 前記水防準備体制による水防活動を続行する。 (2) 各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。 (以後、各樋管管理者は操作規定により操作する。) (3) 必要に応じて市内河川等の巡回の準備をする。被害を認めるときは適切な処置をとるとともに本部に連絡する。 (4) 必要に応じて市内低地域の巡回を行い被害を認めるときは適切な処置をとるとともに、本部に連絡する。</p>

水 防 警 戒 体 制	<p>(始期)</p> <p>1. 台風等の異常気象が認められた場合は次の注意報の1項目以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めたときは警戒体制に入る。</p> <p>(1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 (本編第4章第1節参照)</p> <p>ア 水防活動用気象警報 (ア) 大雨警報 イ 水防活動用洪水警報</p> <p>(2) 水防法(第10条の2)に基づくもの (本編第4章第2節参照)</p> <p>ア 利根川・江戸川洪水警報</p> <p>(3) 水防法(第10条の2)に基づき行う水防警報 (本編第4章第2節参照)</p> <p>2. 台風等により、市内の一部に水害が発生した場合に指揮官が指示したとき。</p> <p>(終期)</p> <p>1. 次に1項目以上の場合は水防警戒体制を解除する。</p> <p>(1) 警報が解除され、又は市内の水害が回避され、指揮官が水防警戒体制をとる必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>2. 水防警戒体制から水防非常第1配備体制に入ったとき。</p>	<p>1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表)</p> <p>2. 水防活動及び水防事務</p> <p>(1) 前記「水防注意体制」による水防事務及び活動を続行する。</p> <p>(2) 市内河川の重要水防区域の巡視を行い、異常を認めたときは適切処置をとると共に本部長並びに(県)現地指導班長に連絡する。</p> <p>(3) 水防資機材の整備配地を確認する。</p> <p>(4) 樋管等の適宜操作を行う。なお、樋管等を操作した場合は、内水について警戒すること。</p> <p>(5) 道路等浸水箇所の内水排除及び防疫活動を行う。</p> <p>(6) 本部長の裁量により、人員配置を行い市内各水防団に重要水防区域を巡視させる。</p>
----------------------------	--	---

2. 消防本部の体制及び活動

水防管理者(市長)は、次のとおり消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(1) 出動準備

水防管理者(市長)は次の場合、野田市消防本部に対し、出動準備をさせる。

- ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがある場合
- イ 気象状況等により、危険が予知される場合

(2) 出動

水防管理者(市長)は、次の場合、直ちに野田市消防本部に対し、警戒配備への配置を指示する。

- ア 水防警報が発表されたとき
- イ 知事から出動の指示があったとき
- ウ 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき
- エ その他必要と認めるとき

(3) 活動

水災の発生が予想される時又は発生したときは、事前計画に基づき、次のとおり水防活動を実施する。

ア 水防(消防)隊の編成

水防管理者(市長)による警戒配備の指示の発令を受けたときは、別命を待たず、次の体制に入り、水防警戒体制を強化するものとする。

(ア) 消防本部隊

消防本部を水防警戒体制に切り替え本部に各班を置く。

(イ) 消防署・分署隊

消防署・分署隊においては、非番員を非常編成し、強化する。

(ウ) 水防(消防)団隊

消防団は自動的に切り替え、本部を消防本部内に置く。

イ 監視・警戒の実施

警戒配備体制の実施と同時に河川、堤防等について、常時監視・警戒を実施する。また、資材準備を行う。

ウ 水防作業の実施

水防管理者（市長）の要請があったとき又は監視警戒の状況報告その他により必要部隊を運用し水防作業にあたる。

エ 警戒区域の設定

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防作業のため必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入り禁止、立入り制限、区域外への退去を命ずる。また、洪水により著しい危険が切迫していると認められる区域の居住者に対し、水防管理者は避難のため立ち退きを指示することができる。水防管理者が指示する場合は、警察署長にその旨を通知しなければならない。

オ 水防活動実施報告

水防警報の「出動」発令時以降、解除までの間は、水防本部が県東葛飾土木事務所に対し、水防計画の定めに従い、水防活動実施報告（水防警報）をする。

消防長は、水防本部の情報連絡責任者に対し、これに準じた報告又は情報提供を行う。

カ 決壊時の措置

堤防の決壊又はこれに準じる事態が発生したときは、水防本部長に対し、その旨を緊急報告する。

キ 協力応援

堤防の決壊又はこれに準じる事態が発生したときは、水防本部長を通じて、野田警察署に出動要請をすることができる。

また、水害発生時又はそのおそれがあるときには、近隣水防管理団体と相互に応援、又は水防資材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努めるものとする。

ク 水防活動体制の解除と事後措置

水位が氾濫注意水位以下になり、水防警戒の必要がなくなったときは、水防本部に報告する。

また、水防解除の命が下ったときは、これを市民に知らせるとともに、水防計画に定める水防活動実施報告書を作成し、水防本部長に報告する。

第6節 医療救護・防疫活動

項目	担当	関係機関
第1 応急医療救護	保健救護班、消火・救助班	野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部野田市地区、野田市薬剤師会、千葉県赤十字血液センター、野田健康福祉センター
第2 保健衛生活動	保健救護班、給水班	野田健康福祉センター
第3 防疫活動	保健救護班	野田健康福祉センター

第1 応急医療救護

風水害等により傷病者が発生した場合は、消火・救助班による医療機関への搬送と治療が実施される。多数の傷病者が発生した場合は、医師会等の協力により現場に医療救護所を設置して応急医療救護を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第1「応急医療救護」を準用する。

第2 保健衛生活動

保健救護班は、被災して指定避難所生活をおくる被災者に対し、野田健康福祉センターと連携して、健康管理のための指定避難所救護センター設置、巡回医療などを実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第2「保健衛生活動」を準用する。

第3 防疫活動

保健救護班及び環境衛生班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、防疫組織を設け、野田健康福祉センターと連携して浸水した地域の消毒や被災者の検病調査や健康診断を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第3「防疫活動」を準用する。

第7節 避難対策

項目	担当	関係機関
第1 避難勧告・指示等	総括班	野田警察署
第2 支部連絡所の開設及び役割	避難所班、総括班	
第3 指定避難所の開設及び運営	避難所班、物資班、要配慮者班	

第1 避難勧告・指示等

1. 避難勧告・指示等の発令

(1) 避難勧告・指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を指示する。

また、避難勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示等の事務を行う。その際、避難勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。また、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴うと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難基準の目安

避難情報の種類	河川水位の目安	避難行動の種類	
避難準備情報	栗橋観測所 3時間後に氾濫危険水位に達すると予想される状況（氾濫警戒情報が発令されたとき）	避難行動要支援者	避難準備
避難準備・高齢者等避難開始	栗橋観測所 氾濫危険水位に達した状況 野田・芽吹橋観測所 3時間後に両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想されるとき	避難行動要支援者	避難開始
		一般	避難準備
避難勧告	野田・芽吹橋観測所 1時間後に両観測所のいずれかにおいて氾濫危険水位に達すると予想される時（氾濫警戒情報が発令されたとき） 土砂災害警戒情報が発表されたとき	避難行動要支援者	避難
		一般	避難開始
避難指示(緊急)	野田・芽吹橋観測所 両観測所のいずれかにおいて、氾濫危険水位に到達した状況（氾濫危険情報が発令されたとき）	避難行動要支援者	直ちに避難完了
		一般	

避難勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	(1) 勧告：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (2) 指示：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき (2) 市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条
	(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき (2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
	水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき

(2) 避難勧告・指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の勧告・指示を解除する。

(3) 避難勧告・指示等の内容

避難勧告・指示等は、次の事項を明らかにして行う。

避難勧告・指示等の内容

ア 避難対象地域（町名、施設名）
イ 避難理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）
ウ 避難先（安全な方向及び指定緊急避難場所の名称）
エ 避難経路
オ その他必要な事項

2. 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

広報班は、避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、ツイッター等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

総括班は、避難の勧告・指示等又は解除を発令したときは、その旨を県災害対策本部・支部、野田警察署、野田健康福祉センターに連絡する。

(3) 要配慮者利用施設への伝達

総括班は浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設の状況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

また、施設管理者側も雨量、河川水位等の防災情報をテレビ、ラジオ、インターネット、野田市安全安心メール等を用いて自らも得るものとする。

3. 避難誘導等

(1) 市民の避難誘導

市民等の避難誘導は、自主防災組織等による市民の自主的な避難誘導を原則とする。

ただし、避難勧告・指示等を発令した場合は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が自主防災組織等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、個別支援計画に基づいて、地域が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校、事業所等における誘導避難

学校、幼稚園、保育所（園）、事業所、スーパーその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。各交通機関施設の組織体制により、必要な措置を講ずる。

(5) 携行品

市民等が避難する場合は、家庭内備蓄である飲料水・食料3日分や必要な資機材等を入れた非常持ち出し袋を携行するものとする。

4. 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合若しくは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止又は退去を命ずる。

第2 支部連絡所の開設及び役割

1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、災害が発生するおそれのある地域の支部連絡所を開設する。

2. 開場及び担当

支部連絡所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	施設が開いている時間（勤務時間内）に災害発生のおそれがある場合	施設が閉まっている時間（勤務時間外）に災害発生のおそれがある場合
支部連絡所の開場	出勤している施設の管理者又は職員が開場	（事前に連絡を受けた）施設の管理者が開場
支部連絡所の担当	各部で指定された地域を担当	各部で指定された地域を担当

< 支部連絡所一覧 >

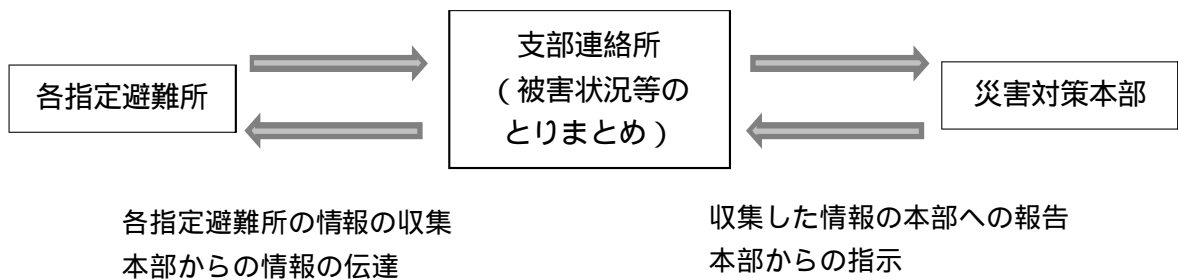
ア 東部地区...東部公民館	イ 南部地区...南コミュニティセンター
ウ 福田地区...福田公民館	

3. 支部連絡所の役割

支部連絡所の役割は次のとおりとする。

- ア 担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること
- イ 担当区域の現状把握と対応策の検討
- ウ 指定避難所及び災害対策本部への通信連絡に関すること
- エ 指定避難所以外の避難住民の対応に関すること

< 支部連絡所の情報収集伝達体制 >



第3 指定避難所の開設及び運営

1. 開設の決定

災害対策本部からの指令に基づき、災害が発生するおそれのある地域の指定避難所を開設する。

2. 開場及び担当

指定避難所の開場及び担当は、次のとおりとする。

開場・担当	施設が開いている時間（勤務時間内）に災害発生のおそれがある場合	施設が閉まっている時間（勤務時間外）に災害発生のおそれがある場合
指定避難所の開場	出勤している施設の管理者又は職員が開場	（事前に連絡を受けた）施設の管理者が開場
指定避難所の担当	各部で指定された地域を担当	各部で指定された地域を担当

指定避難所を開設した場合の運営については、状況に応じて震災編 第3章 第7節 第3「指定避難所の開設及び運営」を準用する。

第4 広域一時滞在の要請

震災編 第3章 第7節 第4「広域一時滞在の要請」を準用する。

第8節 生活救援

項目	担当	関係機関
第1 飲料水の供給	給水班、被害調査班	
第2 食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班	
第3 生活必需品の供給	物資班	
第4 救援物資の受入れ・管理	物資班	

第1 飲料水の供給

浸水等により飲料水の確保ができない場合、給水班は、対象地域に給水車等による給水を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第8節 第1「飲料水の供給」を準用する。

第2 食料の供給

市民は、避難する場合、家庭内備蓄等の食料を携行して避難することを原則とする。携行していない避難者に対しては、市の備蓄食料を供給する。

その後、床上浸水等により住家が被災、あるいはライフライン停止により炊事のできない者に対して食料を供給する。

対策の内容は、震災編 第3章 第8節 第2「食料の供給」を準用する。

第3 生活必需品の供給

生活必需品の供給は、食料の供給と同様とする。

対策の内容は、震災編 第3章 第8節 第3「生活必需品の供給」を準用する。

第4 救援物資の受入れ・管理

物資班は、全国からの救援物資を受け入れるため、物資集積所を開設し、受け入れた物資を被災者に供給する。

対策の内容は、震災編 第3章 第8節 第4「物資の受入れ・管理」を準用する。

第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理

項目	担当	関係機関
第1 行方不明者の捜索	市民情報班	野田警察署
第2 遺体の処理	生活支援班	野田警察署、日本赤十字社千葉県支部野田市地区、野田市医師会、野田市歯科医師会
第3 遺体の埋葬	生活支援班	野田市仏教会

第1 行方不明者の捜索

市民情報班は、行方不明者の情報を収集し、消防部、消防団、野田警察署に捜索活動を要請する。

対策の内容は、震災編 第3章 第9節 第1「行方不明者の捜索」を準用する。

第2 遺体の処理

生活支援班は、多数の遺体を収容した場合に遺体安置所を設置し、遺体の検案、処理等を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第9節 第2「遺体の処理」を準用する。

第3 遺体の埋葬

生活支援班は、遺体の検案を完了した遺体を遺族に引き渡す。引き取り手のない遺体及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として火葬・埋葬を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第9節 第3「遺体の埋葬」を準用する。

第10節 交通・緊急輸送

項目	担当	関係機関
第1 交通規制	土木班	
第2 緊急輸送	土木班、庁舎管理班	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、千葉県トラック協会 野田支部、千葉県バス協会
第3 緊急通行車両等の確認	土木班	

第1 交通規制

道路管理者は、浸水等で危険な道路について交通規制を実施する。

対策の内容は、震災編第3章 第10節 第1「交通規制」を準用する。

第2 緊急輸送

土木班及び庁舎管理班は、緊急輸送対策として緊急輸送路の優先的復旧、ヘリコプター臨時離着陸場の開設、車両・燃料の確保を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第10節 第2「緊急輸送」を準用する。

第3 緊急通行車両等の確認

土木班は、災害対策で使用する車両について、緊急通行車両の確認を行い公安委員会から証明書及び標章の交付を受ける。

対策の内容は、震災編第3章 第10節 第3「緊急通行車両等の確認」を準用する。

第11節 災害警備・防犯

項目	担当	関係機関
第1 災害警備		野田警察署
第2 防犯	総括班	野田警察署

第1 災害警備

1. 災害警備の基本方針

警察は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

2. 警備体制

野田警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し、災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風警報が発表された場合又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(2) 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

(3) 災害警備本部

大規模被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

3. 災害警備活動要領

(1) 要員の招集及び参集

(2) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

(3) 装備資機材の運用

(4) 通信の確保

(5) 救出及び救護

(6) 避難誘導及び避難地区の警戒

(7) 警戒線の設定

(8) 災害の拡大防止と二次災害の防止

(9) 報道発表

(10) 行方不明者の搜索及び迷子等の保護

(11) 死傷者の身元確認、遺体の収容

(12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

(13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

(14) 協定に基づく関係機関への協力要請

(15) その他必要な応急措置

第2 防犯

総括班は、警察や自主防災組織等と連携し、指定避難所や被災地の防犯対策を実施する。
対策の内容は、震災編 第3章 第11節 第2「防犯」を準用する。

第12節 ライフライン施設等の応急対策

項目	担当	関係機関
第1 ライフライン施設	給水班	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社
第2 交通施設	土木班	東武鉄道株式会社、東葛飾土木事務所、千葉国道事務所
第3 公共施設	各班	

第1 ライフライン施設

各ライフライン機関は、災害が発生した場合、被害の拡大を防止する措置により、機能の維持及び供給を継続する。

対策の内容は、震災編 第3章 第12節 第1「ライフライン施設」を準用する。

第2 交通施設

鉄道事業者及び道路管理者は、あらかじめ定められた基準に基づき、運転規制等を行う。また、管理する施設の被害状況を把握し、通行禁止措置や応急復旧措置を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第12節 第2「交通施設」を準用する。

第3 公共施設

各班は、利用者等の安全確保及び所管施設の被災状況の調査等を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第12節 第3「公共施設」に準拠する。

第13節 学校等における児童・生徒等の安全対策

項目	担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第2 応急教育	学校班、市民情報班、保健救護班、避難所班	
第3 応急保育	要配慮者班	
第4 社会教育施設の対策	社教班	
第5 文化財の確認	社教班	

第1 災害発生時の対応

学校長等は、災害のおそれのある場合、児童・生徒・保育乳幼児の安全を確保し避難を行う。また、児童・生徒・保育乳幼児は、保護者に引き渡すまで学校や指定避難所等で保護を行う。対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第1「災害発生時の対応」を準用する。

第2 応急教育

学校班及び学校長は、災害後、速やかに学校の再開を目指して復旧を行う。対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第2「応急教育」を準用する。

第3 応急保育

要配慮者班及び保育所（園）長は、保育所（園）の被害状況を把握し、応急保育を実施する。対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第3「応急保育」を準用する。

第4 社会教育施設の対策

社会教育施設の管理者は、利用者の安全を確保するとともに、施設の応急復旧を実施する。対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第4「社会教育施設の対策」を準用する。

第5 文化財の確認

文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、市に報告する。

対策の内容は、震災編 第3章 第13節 第5「文化財の確認」を準用する。

第14節 避難行動要支援者対策

項目	担当	関係機関
第1 避難行動要支援者の避難支援	要配慮者班	
第2 避難行動要支援者への対応	要配慮者班	
第3 社会福祉施設入所者等への支援	要配慮者班	

第1 避難行動要支援者の避難支援

「野田市避難行動要支援者支援計画」に基づき、自治会、自主防災組織等が連携して、避難行動要支援者の安否確認、避難支援及び災害情報の伝達を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第14節 第1「避難行動要支援者の避難支援」を準用する。

第2 避難行動要支援者への対応

要配慮者班は、自治会、自主防災組織、福祉団体と連携して、指定避難所の避難行動要支援者の支援を行う。

また、福祉避難所を開設し、指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。

対策の内容は、震災編 第3章 第14節 第2「避難行動要支援者への対応」を準用する。

第3 社会福祉施設入所者等への支援

社会福祉施設の管理者は、災害が発生するおそれのある場合、早期に施設入所者等の避難を行い、安全を確保する。

対策の内容は、震災編 第3章 第14節 第3「社会福祉施設入所者等への支援」を準用する。

第15節 ボランティアへの対応

項目	担当	関係機関
第1 ボランティアの受け入れ体制	要配慮者班	野田市社会福祉協議会
第2 ボランティア活動支援	要配慮者班	野田市社会福祉協議会

第1 ボランティアの受け入れ体制

要配慮者班は、野田市社会福祉協議会と連携して、野田市総合福祉会館にボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れを行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第15節 第1「ボランティアの受け入れ体制」を準用する。

第2 ボランティア活動支援

ボランティア活動の拠点や資機材の調達、活動費用の負担は、原則としてボランティア自身が行うが、必要に応じて野田市社会福祉協議会と協議の上、市が対応する。

対策の内容は、震災編 第3章 第15節 第2「ボランティア活動支援」を準用する。

第16節 帰宅困難者対策

項目	担当	関係機関
第1 施設管理者等の対応		東武鉄道株式会社
第2 市の対応	総括班	

第1 施設管理者等の対応

各施設の管理者は、災害により交通機関等が停止した情報を入手した場合は、従業員や利用者等に対し、施設内での待機を呼びかける。

対策の内容は、震災編 第3章 第16節 第1「施設管理者等の対応」を準用する。

第2 市の対応

多数の帰宅困難者が駅周辺や行楽施設等に滞留した場合、市は、一時滞在施設を開放し収容するとともに、情報の提供を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第16節 第2「市の対応」を準用する。

第17節 清掃・廃棄物・環境対策

項目	担当	関係機関
第1 障害物の除去	住宅班・土木班	
第2 清掃・廃棄物処理	環境衛生班	
第3 環境汚染の防止	環境衛生班	
第4 動物対策	環境衛生班	野田健康福祉センター、動物愛護センター、千葉県獣医師会

第1 障害物の除去

住宅班は、住家に竹木、土砂等が堆積した場合は、災害救助法に基づき対象となる住宅の障害物を除去する。また、河川管理者及び道路管理者は、管理する河川、道路の障害物の除去を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第17節 第1「障害物の除去」を準用する。

第2 清掃・廃棄物処理

環境衛生班は、災害により流出した竹木、家財等の廃棄物が発生した場合は、処理計画を立案して収集と処理を実施する。

また、浸水によりトイレが使用できない場合は、公共施設等のトイレの利用や仮設トイレの設置を行い対処する。

対策の内容は、震災編 第3章 第17節 第2「清掃・廃棄物処理」を準用する。

第3 環境汚染の防止

環境衛生班は、災害により危険物漏出等が発生した場合、河川等の環境監視や周辺への注意喚起を実施する。また、建物を解体する場合は、アスベスト飛散について対応を図る。

対策の内容は、震災編 第3章 第17節 第3「環境汚染の防止」を準用する。

第4 動物対策

環境衛生班は、死亡した家畜の処理、飼い主のもとから逃げ出したペット、指定避難所に同行避難したペット等の対策を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第17節 第4「動物対策」を準用する。

第18節 建物対策

項目	担当	関係機関
第1 被災宅地の危険度判定	住宅班	
第2 住家の被災調査・罹災証明の発行	被害調査班、住宅班、消火・救助班	
第3 住宅の応急修理	住宅班	
第4 応急仮設住宅の設置	住宅班	

第1 被災宅地の危険度判定

住宅班は、被災した宅地の二次災害を防止し、市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第18節 第2「被災宅地の危険度判定」を準用する。

第2 住家の被災調査・罹災証明の発行

被害調査班及び住宅班は、被災した家屋の被害程度を調査し、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損に区分して判定を行い、被害調査班において、罹災証明書を発行する。

対策の内容は、震災編 第3章 第18節 第3「住家の被災調査・罹災証明の発行」を準用する。

第3 住宅の応急修理

住宅班は、自らの資力では被災した住宅の修理ができないなど、一定基準を満たす者を対象に住宅の応急修理を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第18節 第4「住宅の応急修理」を準用する。

第4 応急仮設住宅の設置

県及び住宅班は、災害により住家を失った被災者に対し、応急仮設住宅を供給する。

対策の内容は、震災編 第3章 第18節 第5「応急仮設住宅の供給」を準用する。

第19節 災害救助法の適用

市における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合又は該当する見込みがある場合は、市からの被害報告に基づき、災害救助法が適用され、知事を実施者として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

市長は、知事からの事前に委任をされた対策を行うほか、知事が行う救助を補助する。
対策の内容は、震災編 第3章 第19節「災害救助法の適用」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 生活安定のため緊急措置

項目	担当	関係機関
第1 被災者の生活確保	要配慮者班、被害調査班	野田市社会福祉協議会、松戸公共職業安定所野田出張所、日本郵便株式会社、住宅金融支援機構、日本赤十字社千葉県支部野田市地区
第2 地域経済への支援	要配慮者班	

第1 被災者の生活確保

市及び防災関係機関は、法令等に基づいて被災した市民に対し、見舞金、義援金等の支給や、税の減免等、生活再建のために各種の支援を実施する。

対策の内容は、震災編 第4章 第1節 第1「被災者の生活確保」を準用する。

第2 地域経済への支援

防災関係機関、金融機関、関係団体等は、被災した中小企業者や農林業者に対し、法令等に基づき融資等の支援を実施する。

対策の内容は、震災編 第4章 第1節 第2「地域経済への支援」を準用する。

第2節 生活関連施設の復旧計画

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し、復旧事業にあたる。

市が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

対策の内容は、震災編 第4章 第2節「生活関連施設の復旧計画」を準用する。

第3節 災害復興計画

市域が大きな被害を受けた場合、再び風水害による災害を被らないために、現状復旧にとどまらず、「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

そのため、市は、市民等の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置し、市民・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

そして、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進する。

考え方は、震災編 第4章 第3節「災害復興計画」を準用する。

大規模事故編

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の基本方針	大-1
第1 計画の目的	大-1
第2 計画の対象	大-1
第3 計画の修正	大-1
第4 他計画との関係	大-1
第2節 大規模事故への体制	大-2
第1 配備体制	大-2
第2 災害救助法の適用	大-3

第2章 大規模事故対策計画

第1節 放射性物質事故対策計画	大-5
第1 基本方針	大-5
第2 予防計画	大-6
第3 応急対策計画	大-7
第4 復旧対策計画	大-10
第2節 大規模断水対策計画	大-12
第1 基本方針	大-12
第2 予防計画	大-12
第3 応急対策計画	大-12
第3節 大規模火災対策計画	大-14
第1 基本方針	大-14
第2 予防計画	大-14
第3 応急対策計画	大-16
第4節 林野火災対策計画	大-17
第1 基本方針	大-17
第2 予防計画	大-17
第3 応急対策計画	大-18
第5節 危険物等災害対策計画	大-19
第1 基本方針	大-19
第2 予防計画	大-19
第3 応急対策計画	大-20
第6節 航空機災害対策計画	大-21
第1 基本方針	大-21
第2 予防計画	大-21
第3 応急対策計画	大-21
第7節 鉄道災害対策計画	大-23
第1 基本方針	大-23
第2 予防計画	大-23
第3 応急対策計画	大-23
第8節 道路災害対策計画	大-26
第1 基本方針	大-26
第2 予防計画	大-26

第1章 総則

第1節 計画の基本方針

第1 計画の目的

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害が発生し、市民の生活に多大な影響を及ぼす危険性が增大している。

本計画は、これらの事故災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの事故災害に対応した基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。

なお、この計画に定められていないものについては、震災編に準ずるものとする。

第2 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のほか、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える次の災害である。

対象とする事故災害

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 放射性物質事故 | (2) 大規模断水 |
| (3) 大規模火災 | (4) 林野火災 |
| (5) 危険物等災害 | (6) 航空機災害 |
| (7) 鉄道災害 | (8) 道路災害 |

第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要が認められる場合は、野田市防災会議において修正を行う。

なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日野田市防災会議に報告して承認を得るものとする。

第4 他計画との関係

この計画は、市の地域に係る災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、千葉県地域防災計画や指定地方行政機関又は指定公共機関等が作成する計画との整合を図る。

第2節 大規模事故への体制

第1 配備体制

大規模事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関等の市所管部及び警察が対応にあたる。事故災害により甚大な被害が発生する場合、あるいは市民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市の機能をもって対応する。

なお、各機関の業務大綱及び所掌事務、本計画に記載のない事項は、震災編の規定に準ずるものとする。

1. 配備体制

大規模事故発生時の動員配備の基本は、次のとおりとする。

大規模事故災害発生

情報の収集及び初期対応

市所管部での対応

警戒配備体制（市所管部及び防災担当部での対応）

災害対策本部の設置

配備体制	配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 （警戒配備体制）	市域及びその周辺で大規模事故が発生し、市所管部以外の対策が必要と市長が認めたとき その他状況により市長が必要と認めたとき	所管部の職員及び 防災安全課職員
災害対策本部設置後 （非常配備体制）	震災編を準用する	震災編を準用する

2. 情報収集・報告

防災安全課及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、ファクシミリ等により消防庁へも報告する（覚知後 30 分以内）。

消防庁への直接即報基準

- | |
|---|
| (1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
(2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
(3) 119番通報の殺到状況時にその状況を報告 |
|---|

火災・災害等即報要領の直接即報基準

火災等即報	交通機関の火災	航空機火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力害	(1) 爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい (2) 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） (3) 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） (4) 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） (5) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
	その他の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高いもの
	救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられるような社会的影響度が高いもの

第2 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第 2 章 大規模事故対策計画

第1節 放射性物質事故対策計画

第1 基本方針

1. 基本方針

市及び県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、原子力施設等の防災対策について（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定）の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。

これらを受け、「地域防災計画（大規模事故編）」に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定めた「放射性物質事故対応マニュアル」を踏まえ、別途定める対応マニュアルによるものとする。

また、県外の原子力事業所における事故については、原子力規制委員会にて決定された、原子力災害対策指針に準じた対応をすることとする。

核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

原子力事業所：原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所

核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2. 放射性物質事故の想定

県地域防災計画により、放射性物質事故を次のように想定する。

- (1) 県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害等に起因する事故を想定する。
- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。
- (3) 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。
- (4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

第2 予防計画

1. 放射性物質取扱施設の把握

消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2. 情報の収集・連絡体制整備

県及び市民生活部は、国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

3. 応急活動体制の整備

市民生活部は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備するものとする。

また、市民生活部、消防本部、野田警察署及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

4. 放射線モニタリング体制の整備

環境部は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備するものとする。

5. 退避誘導體制の整備

市民生活部は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。

また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

6. 放射性物質に関する教育・訓練

県、環境部及び市民生活部は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施し、市民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

また、県と連携をし放射性物質事故を想定した訓練の実施を図る。

7. 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報の収集・伝達体制

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合又は周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに次の事項について、国、県、市、警察及び消防等の関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、おおむね次のとおりである。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲及び程度等
- カ その他必要と認める事項

また、県は、火災・災害等速報要領に基づき、その旨を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

総括班は県と密接な連携を図り、情報の入手に努める。

(2) 被害状況の報告

総括班は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防等の関係機関に通報する。

また、事故の発生状況及び人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 緊急時のモニタリング活動の実施

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は次のとおりである。

<県による緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目>

ア 大気汚染調査	イ 水質調査
ウ 土壌調査	エ 農林産物への影響調査
オ 食物の流通状況調査	カ 市場流通食品等検査
キ 工業製品調査	ク 廃棄物調査
ケ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	

(2) 市の措置

環境衛生班は、給水班や物資班等と連携して、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など、必要な情報を関係市町に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針における防護措置の判断基準である運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して屋内退避等の措置を講ずるものとする。

OIL と防護措置について
原子力災害対策指針（平成 29 年 7 月）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	線：40,000 cpm (皮膚から数 cm での検出器の計数率) 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

早期防護措置	0IL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
--------	------	---	--	--

飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	0IL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	0IL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、 穀類、肉、 卵、鳥、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg			
	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg			
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg			
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

(単位： μ Sv/h = 毎時マイクロシーベルト、Bq/kg = ベクレル)

- 注) 1. 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれが高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

4. 広報活動

広報班は、総括班からの情報に基づき防災行政無線（固定系）、野田市安全安心メール、ツイッター等により市民に周知する。また、ホームページ等で情報の提供を行う。
生活支援班は、問合せ窓口を設置し相談活動を行う。

5. 飲料水及び飲食物の摂取制限等

県及び総括班は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

6. 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防本部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

7. 広域避難の受入れ

(1) 受入れ調整

市の区域外からの広域的な避難者の受入れが必要となる場合には、県は、市に協議を行う。
県から受入れの協議があり、かつ市内で同時に被災していない場合は、当該被災者を受入れる。県外からの避難者も同様である。

(2) 滞在施設の提供

県及び住宅班は、広域避難者に対し、公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第4 復旧対策計画

1. 汚染された土壌等の措置

県及び土木班は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。
放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

2. 各種制限措置等の解除

県及び総括班等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3. 市民の健康管理

県及び医療救護班は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4. 風評被害対策

県は、国及び市等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確に分かりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5. 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び市等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第2節 大規模断水対策計画

第1 基本方針

水質事故等により大規模な断水が発生した場合に、迅速に広報や応急給水を行うための対策について定める。

第2 予防計画

水道部は、断水が発生した場合の応急給水の実施について、マニュアルを作成し、給水車や給水資機材の確保については、関係機関等と協力体制を構築する。

市民生活部は、断水時における応急給水を補完するため、民間の井戸による災害時協力井戸の登録を推進する。

第3 応急対策計画

水質事故等の発生情報により、大規模断水が発生するおそれがある場合又は大規模断水が発生した場合は、市長の判断により対策本部を設置し全庁的な体制で必要な人員を動員して対処する。

1. 応急活動体制

給水班及び総括班は、断水の状況に応じて必要な職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、千葉県水道局、北千葉広域水道企業団等の関係機関と密接な連携を図る。

2. 応急給水活動

(1) 応急給水計画の作成

給水班及び総括班は、断水の原因、断水地域の状況を把握し、応急給水活動を行うための応急給水区域、給水方法、給水の見込み等を定めた応急給水計画を作成する。

なお、医療機関、福祉施設等の飲料水の必要を把握し、必要に応じて優先的に給水を行うものとする。

(2) 給水資機材、要員の確保

給水班及び総括班は、市の保有する給水資機材で不足する場合は、県水道局、その他水道事業体に対し、給水車、給水袋、給水人員の応援派遣を要請する。

また、給水要員は、本部長の命により各部から必要な人員を動員する。

(3) 給水活動

給水班及び総括班は、地区の公共施設等に給水拠点を設け、市民の持参した容器への給水を行う。

また、物資班は、自治会、自主防災組織等に対し、地域の避難行動要支援者への飲料水の運搬等の支援を要請する。要配慮者班は高齢者への個別給水を行う。

3. 災害広報等

(1) コールセンターの設置

電話対応班は、電話による市民等からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置し、電話、必要な要員、対応マニュアル等を準備する。

(2) 広報活動

広報班は、断水発生状況や給水活動の実施予定について、防災行政無線、ホームページへの掲載やメール、ツイッターの配信等による広報活動を行う。

<提供する情報>

- 1.断水情報（事前予告を含む。）
 - ア 断水の原因 イ 断水の地域
- 2.給水情報
 - ア 給水拠点の位置 イ 給水時間 ウ 応急給水の方法等
- 3.復旧情報
 - 断水地域の復旧見込み

(3) トイレ対策

環境衛生班は、断水地域において水洗トイレが使用できない場合は、必要に応じて仮設トイレを公共施設、公園等に設置する。

(4) 応援要請

総括班は断水の状況により、自衛隊や県に応急給水の応援を要請する。

第3節 大規模火災対策計画

第1 基本方針

大規模火災対策計画は、市街地における大規模な延焼火災の発生により、広範囲の延焼や火災による多数の死傷者等の発生といった大規模火災災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

1. 建築物不燃化の促進

都市部は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき、次の対策の実施を検討する。

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定に基づき、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から市民の生命・財産を守るため、指定緊急避難場所周辺等の一定範囲の不燃化を促進する。

2. 防災空間の整備・拡大

都市部は、延焼を防止する防災空間の整備・拡大を図るために、次の対策を行う。

(1) 都市緑地保全法による緑地保全地区の指定などを行い、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、市街地における火災の防止に役立てる。

(2) 都市公園は、災害時における指定緊急避難場所や延焼防止のためのオープンスペースとして防災上も有効であることから、防災都市づくりの一環として、火災に強い植栽を行うなど、防災効果の高い公園整備を進めていく。

(3) 広幅員の街路は、交通機能のみならず大規模火災時には、延焼防止機能も有している。街路樹の植栽を含め、災害に強い街づくりに貢献する街路の整備を促進する。

3. 市街地の整備

都市部は、都市基盤施設の整備とあわせて土地区画整理事業・市街地再開発事業等においては、より防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

4. 火災予防検査

消防本部は、火災を未然に防止するため、消防法等に基づき防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物への立ち入り検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

5. 住宅の防火対策

消防本部は、住宅火災の予防と被害の軽減を図るため、6月1日を「住宅用火災警報器普及促進デー」とし住宅火災における逃げ遅れの死者の低減、住宅防火の徹底、新築及び既存住宅への住宅用火災警報器早期設置を含めた住宅防火への意識の高揚を図る。

また、防災製品の活用を推進する。

6. 多数の者を収容する建築物

(1) 消防計画の作成及び遵守

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

(2) 防火対象物の点検及び報告

特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

7. 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、次の事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

ア 高水準消防防災設備の整備

イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

(2) 防災センターの整備

防災センター要員に対する高度な教育の計画的な実施

8. 文化財の防火対策

教育委員会、消防本部及び都市部は、文化財の所有者又は管理者に対して次の事項を指導する。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日を文化財防火デーとして文化財建造物の消火訓練を実施する。

9. 消防組織及び防災資機材の充実

消防本部は、消防団員の確保に努め、消防組織の充実強化を推進するための指導・支援を行う。

また、消防施設等の整備強化を促進する。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、火災の状況に応じた職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 広報活動

広報班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。

4. 避難

総括班は、消火・救助班からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

5. 消防活動

消火・救助班は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

6. 救急救助

消火・救助班は、火災現場からの救助活動及び負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

7. 交通規制

野田警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を行う。

8. 救援・救護

物資班は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、生活必需品等を供給する。

第4節 林野火災対策計画

第1 基本方針

野田市は豊かなみどりに恵まれており、林野火災がひとたび発生すると、地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極めて大規模火災となるおそれがあるため、林野火災への対策について定める。

第2 予防計画

1. 広報宣伝

(1) 広報などによる注意

消防本部は、市報、防災行政無線、メール、ホームページ等を利用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。

(2) 学校教育による指導

学校教育部は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、児童・生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

2. 法令による規制

消防本部は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

(1) 市条例で定める火の使用制限

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限

(3) 火入れの許可制の励行（消防法第22条第4項）

3. 林野の整備

森林所有者は、林野等を下草刈、枝打ち、間伐等を実施し、消火活動に資する。

4. 消防体制の確立

(1) 火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立させる。

(2) 林野火災の消火に必要な機器の整備、点検に努める。

(3) 初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、林野火災の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携をとる。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに千葉県に報告する。

3. 広報活動

広報班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ等による広報活動を行う。

4. 避難

総括班は、消火・救助班からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難勧告・指示の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

5. 消防活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確認し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。

なお、空からの消火については、千葉県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

6. 救急救助

消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を要請する。

7. 立入規制

野田警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第5節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

危険物等の種類

- | |
|---|
| <p>(1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの
 (例) 石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など</p> <p>(2) 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの
 (例) 火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など</p> <p>(3) 高压ガス：高压ガス保安法第2条に規定されているもの
 (例) 液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど</p> <p>(4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの
 (例) 毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など</p> <p>(5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの
 (例) 紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など
 なお、道路上での危険物等の災害については、第8節「道路災害対策計画」の定めるところによる。</p> |
|---|

第2 予防計画

市内の危険物施設に対して災害発生時の安全を図るため、消防法、危険物の規制に関する政令、同規則及び野田市火災予防条例等に基づき、次の対策を行う。

1. 予防査察

消防本部は、消防法その他法令に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を実施する。

2. 事業所防災対策の強化

消防本部は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。

また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

3. 消防体制の強化

消防本部は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3. 広報活動

広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。

4. 避難

総括班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難勧告又は避難指示(緊急)を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。

避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。

自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

5. 消防活動

消火・救助班は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に危険物火災の性状に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消火活動の応援要請を行う。

6. 救急救助

消火・救助班は、事故現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

7. 交通規制

野田警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を行う。

8. 救護・救援

物資班は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食料、生活必需品等を供給する。

9. 環境汚染対策

環境衛生班は、危険物等による河川等の汚染を防止するため、監視を行う。流出が確認された場合は、消火・救助班や河川管理者等関係機関と連携して汚染の拡大を防止する。

第6節 航空機災害対策計画

第1 基本方針

市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、また、発生するおそれのある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための対策を定める。

第2 予防計画

市民生活部は、関係機関とともに、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。
また、各部は災害発生時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

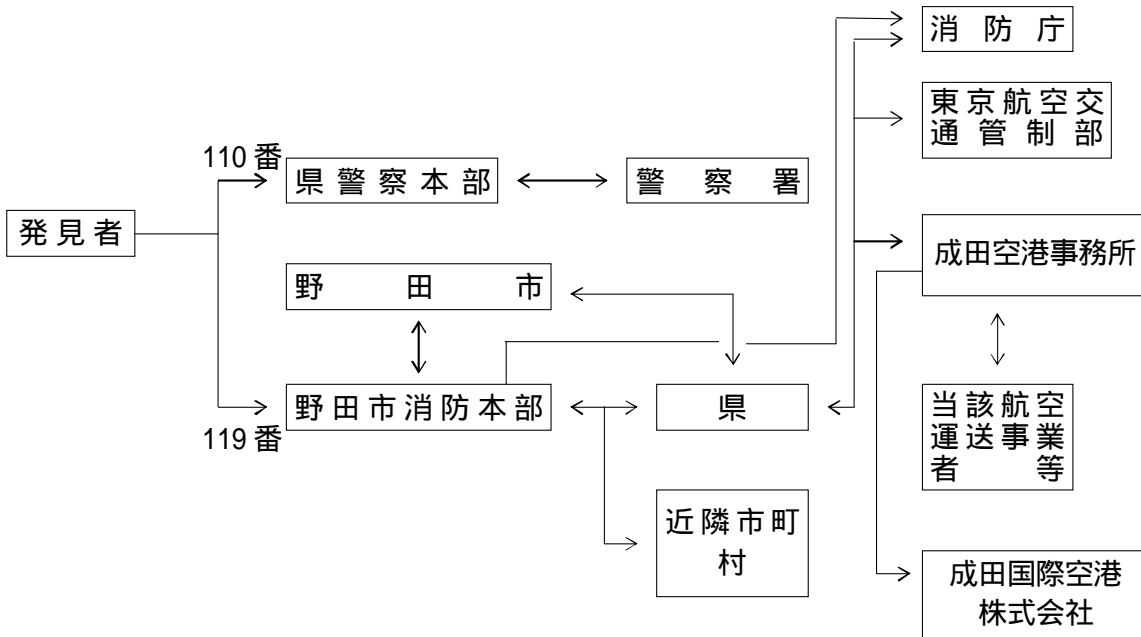
第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、被害状況を把握し関係機関に連絡する。



3. 広報活動

広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。

4. 避難

総括班は、航空機災害により影響を受け危険な区域に対し、避難勧告・指示の指示を行い、安全な地域に指定避難所等を開設する。

自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

5. 消防活動

消防本部は、化学車両、泡消火薬剤等による消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

6. 救急救助

消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他の市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

負傷者の救護は、災害現場に医療救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、野田市医師会、野田市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

7. 交通規制

野田警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

8. 遺体の収容

生活支援班は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

9. 防疫・清掃

医療救護班は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

環境衛生班、住宅班等は、災害現場の清掃を、震災編の清掃・廃棄物処置及び障害物の除去の定めにより行う。

10. その他支援

各班は、県、関係機関の要請により、公共施設の提供等の必要対策を支援する。

第7節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故といった鉄道災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

1. 事業者による予防対策

鉄道施設等については、鉄道事業法により充足すべき構造基準が定められている。東武鉄道株式会社は、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保について、当該基準により整備、築造及び保全を行う。

2. 行政等による予防対策

市民生活部及び東武鉄道株式会社は、情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、国、市、道路管理者及び東武鉄道株式会社は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3 応急対策計画

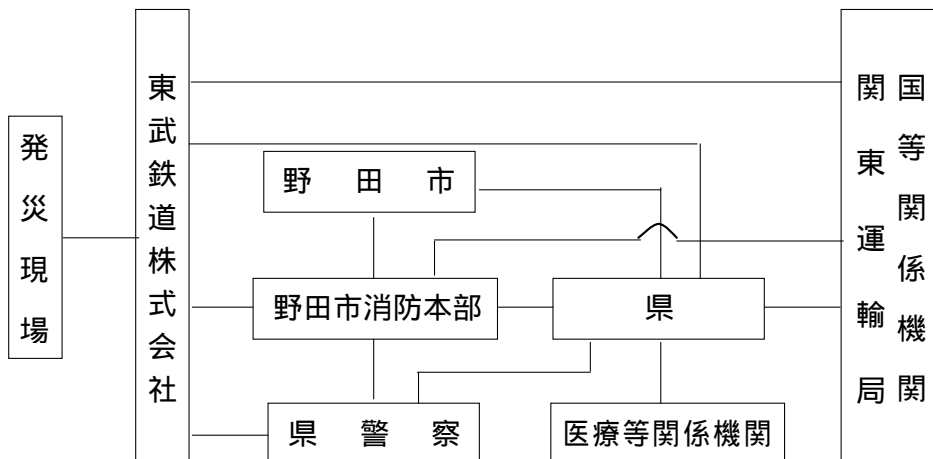
1. 応急活動体制

総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

被害の規模や応急措置の実施において必要がある場合は、他の市町村の応援や自衛隊の派遣要請を求める。

2. 情報収集・伝達体制

総括班は、被災状況を把握し関係機関に連絡する。



3. 広報活動

広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。

4. 避難

総括班は、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い指定緊急避難場所を解放する。

また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

5. 消防活動

東武鉄道株式会社は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

消火・救助班は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

6. 救助・救護活動

東武鉄道株式会社は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

消火・救助班は、乗客、地域住民救出のため救出班を編成し、必要な救助用資機材等を投入して救出にあたる。また、民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。

医療救護班は、負傷者の救護のため災害現場に救護所を設置し、野田市医師会、野田市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、救急指定病院又は災害拠点病院等に搬送する。

7. 交通規制

野田警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

8. 東武鉄道株式会社の応急・復旧対策

列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生した（発生が見込まれる）場合又は社会的に影響度が高い事故等のとき、関係乗務員、駅係員は、沈着冷静な判断と、臨機な処置をとり「運転取扱実施基準」「災害対策規程」「鉄道事業本部 事故・災害等対策規程」「鉄道事業本部防災規程」「鉄道運転事故応急処理手続」に定めるところにより、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救護等適切機敏な処置をとる。

(1) 災害対策本部の設置

大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。

(2) 現地対策本部

特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。

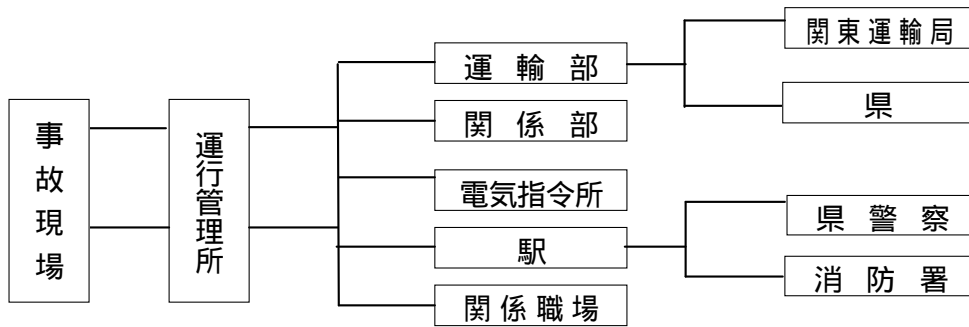
(3) 災害対策総本部

鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を

総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。

(4) 情報連絡体制

大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、警察及び各市町村の消防機関に連絡する。



第8節 道路災害対策計画

第1 基本方針

多数の死傷者を伴う道路災害に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

計画の対象となる道路災害は、橋梁の落下、擁壁の崩落等道路構造物の被災、土砂災害による道路施設の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出などである。

第2 予防計画

1. 危険箇所の把握・改修

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため応急復旧用資機材の保有に努める。

2. 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第3 応急対策計画

1. 応急活動体制

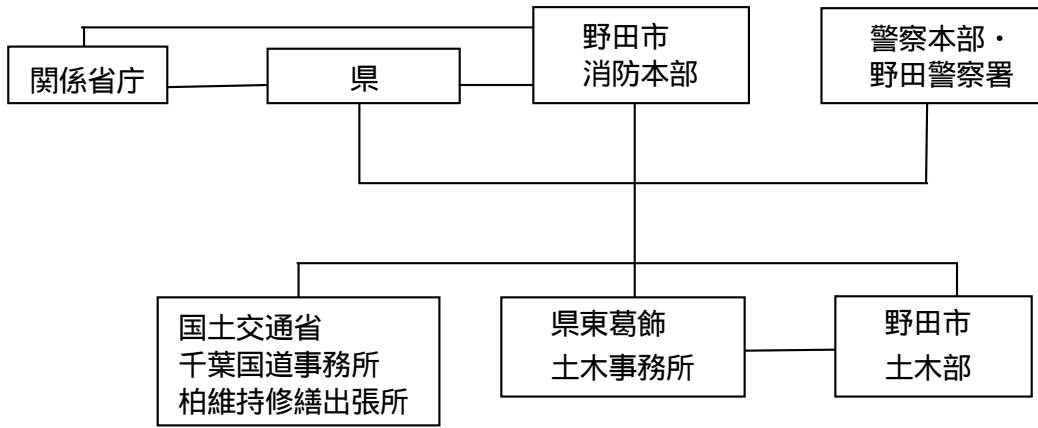
総括班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2. 情報収集・伝達体制

輸送事業者は、危険物積載車両の事故が発生した場合、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。道路施設が被災した場合は、道路管理者は、警察署、消防本部等に通報する。

土木班は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。



3. 広報活動

広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。

4. 避難

総括班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難勧告又は避難指示(緊急)を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。

また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。

5. 消防活動

消防本部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

6. 救急救助

消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

7. 交通規制

野田警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の的確な交通規制を行う。

資料編

目 次

1	防災会議・災害対策本部	
資料 1 - 1	野田市防災会議条例	資-1
資料 1 - 2	野田市防災会議運営要領	資-4
資料 1 - 3	野田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について	資-5
資料 1 - 4	野田市防災会議委員の構成	資-6
資料 1 - 5	野田市災害対策本部条例	資-7
資料 1 - 6	野田市災害対策本部組織図	資-8
資料 1 - 7	野田市災害対策本部所掌事務	資-9
2	自主防災	
資料 2 - 1	野田市自主防災組織育成補助金交付規則	資-15
資料 2 - 2	野田市自主防災組織一覧	資-20
3	情報連絡	
資料 3 - 1	野田市防災行政無線局管理運用規程	資-25
資料 3 - 2	野田市防災行政無線局管理運用細則	資-27
資料 3 - 3	野田市防災行政無線設置場所一覧	資-32
資料 3 - 4	野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱	資-37
資料 3 - 5	野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧	資-41
資料 3 - 6	野田市防災用 M C A 無線管理運用規程	資-45
資料 3 - 7	野田市防災用 M C A 無線携帯型無線機管理運用細則	資-47
資料 3 - 8	野田市防災用 M C A 無線局番号簿	資-48
資料 3 - 9	防災関係機関の電話	資-51
資料 3 - 10	災害広報の例文	資-52
4	指定緊急避難場所・防災関連施設等	
資料 4 - 1	指定緊急避難場所一覧	資-57
資料 4 - 2	備蓄倉庫・備蓄品一覧	資-66
資料 4 - 3	飲料水確保量	資-67
資料 4 - 4	指定給水場	資-68
資料 4 - 5	野田市内の緊急輸送路	資-69
資料 4 - 6	ヘリコプター臨時離着陸場	資-70
5	災害救助法・協定等	
資料 5 - 1	被害の認定基準（災害総括報告）	資-71
資料 5 - 2	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	資-73
資料 5 - 3	激甚災害指定基準、局地激甚災害指定基準	資-76
資料 5 - 4	野田市災害弔慰金の支給等に関する条例	資-79
資料 5 - 5	野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資-84
資料 5 - 6	災害見舞金品交付要綱	資-88
資料 5 - 7	災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）	資-90
資料 5 - 7	災害時応援協定一覧（民間事業者）	資-93
6	風水害・土砂災害	
資料 6 - 1	警報・注意報発表基準一覧	資-96
資料 6 - 2	土砂災害警戒区域等一覧	資-977
資料 6 - 3	水防法第 15 条第 1 項に規定する浸水想定区域内におけるよう配慮者利用施設一覧	資-98

野田市防災会議条例

昭和38年6月24日

野田市条例第13号

注 平成24年7月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、野田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平24条例27・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 野田市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 野田市水防計画その他水防に関し必要な事項について調査及び審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例27・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は36人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 千葉県知事の部内の職員
- (3) 千葉県警察の警察官
- (4) 自衛隊の自衛官
- (5) 自主防災組織を構成する者
- (6) 学識経験者
- (7) 市職員
- (8) 教育長
- (9) 消防長及び消防団長
- (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
- (11) 関係教育機関の職員
- (12) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (13) 一般社団法人野田市歯科医師会を代表する者
- (14) 野田市薬剤師会を代表する者
- (15) 千葉県野田市赤十字奉仕団を代表する者
- (16) 千葉県トラック協会野田支部を代表する者
- (17) 女性団体を代表する者
- (18) 障がい者団体を代表する者
- (19) 高齢者団体を代表する者
- (20) 未就学児の保護者を代表する者
- (21) 公募に応じた市民
- (22) その他市長が必要と認める者

6 前項第5号、第6号及び第10号から第22号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(平24条例18・平24条例27・令元条例13・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年12月25日野田市条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(他の条例の一部改正)

2 野田市特別職の職員の費用弁償及び旅費に関する条例(昭和26年野田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第40号を第41号とし、第39号の次に次の1号を加える。

(40) 野田市防災会議の委員

附 則(昭和57年3月31日野田市条例第10号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成元年7月1日野田市条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月29日野田市条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(他の条例の廃止)

2 野田市水防協議会条例(昭和62年野田市条例第5号)は、廃止する。

附 則(平成12年3月31日野田市条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成24年7月13日野田市条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市防災会議の委員の任期は、第1条の規定による改正後の野田市防災会議条例第3条第6項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員(第1条の規定による改正前の野田市防災会議条例第3条第6項本文に規定する任期の定めのある委員をいう。)の任期満了の日までとする。

附 則(平成24年10月3日野田市条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 25 日野田市条例第 13 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例(野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「旧各条例」という。)の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後のそれぞれの条例(野田市自転車等放置防止に関する条例を除く。次項において「新各条例」という。)の規定に基づき附属機関の委員として委嘱又は任命された者とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧各条例の規定に基づき附属機関の会長若しくは委員長又は副会長若しくは副委員長(以下「会長等」という。)として選任されている委員については、その任期中に限り、新各条例の規定に基づき附属機関の会長等として選任された委員とみなす。

野田市防災会議運営要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、野田市防災会議条例（昭和 38 年野田市条例第 13 号）第 5 条の規定に基づき、野田市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定める。

(会 議)

第 2 条 会議は会長が召集し、議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催することができない。

(委任による処理)

第 3 条 会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第 4 条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第 5 条 会議の庶務は、野田市市民生活部防災安全課において処理する。

附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 14 日から施行する。

1 防災会議・災害対策本部

資料1 - 3 野田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について 野田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

野田市防災会議運営要領第3条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1．災害が発生した場合において、情報の収集に関すること。
- 2．災害が発生した場合において、災害応急対策及び災害復旧に関して、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- 3．関係行政機関に関する協力の要請に関すること。
- 4．その他簡易な事項

野田市防災会議委員の構成

区 分	職 名
会 長	野田市長
第1号委員 (指定地方行政機関の職員)	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所 農林水産省関東農政局千葉県拠点
第2号委員 (県職員)	千葉県東葛飾地域振興事務所 千葉県東葛飾土木事務所 千葉県野田健康福祉センター
第3号委員	千葉県野田警察署
第4号委員	自衛隊の自衛官
第5号委員	自主防災組織
第6号委員	学識経験者
第7号委員 (市職員)	野田市副市長 野田市水道事業管理者 野田市建設局長 野田市職員
第8号委員	野田市教育長
第9号委員 (消防長及び消防団長)	野田市消防長 野田市消防団長
第10号委員 (指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員)	東日本電信電話株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東武鉄道株式会社 野田ガス株式会社
第11号委員 (関係教育機関の職員)	野田市小中学校長会
第12号委員	一般社団法人野田市医師会
第13号委員	一般社団法人野田市歯科医師会
第14号委員	野田市薬剤師会
第15号委員	野田市赤十字奉仕団
第16号委員	千葉県トラック協会野田支部
第17号委員	野田市女性団体連絡協議会
第18号委員	野田市障がい者団体連絡会
第19号委員	いきいきクラブ連合会
第20号委員	野田市立保育所保護者会
第21号委員	公募委員(最大4名)
第22号委員	その他市長が必要と認める者

野田市災害対策本部条例

昭和38年6月24日

野田市条例第14号

注 平成24年10月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、野田市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平24条例27・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月29日野田市条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月3日野田市条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

野田市災害対策本部組織図



野田市災害対策本部所掌事務
本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ・本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議の記録に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。

特命班（各部からの応援要員で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集及び整理並びに分類に関すること。
分析班		指名による	・災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関すること
電話対応班			<ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの電話問合せ及び連絡受けに関すること（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関すること。 ・各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関すること。

各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。

各対策班		は複数の課で担当する場合の主な担当	
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。 ・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		広報広聴課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査総括に関すること。 ・被害発生状況の記録に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。 ・罹災証明に関すること。
		課税課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査総括に関すること。 ・被害発生状況の記録に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。 ・罹災証明に関すること。
		収税課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査総括に関すること。 ・被害発生状況の記録に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。 ・罹災証明に関すること。
対策要員部班	総務部長	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・各班の不足人数を取りまとめ、調整班に報告すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関すること。
		行政管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・庁内基幹システムの機能確保に関すること。
庁舎管理班	総務部長	管財課長	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎及び施設の機能確保に関すること。 ・災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関すること。 ・緊急通行車両の申請に関すること。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。 ・ヘリコプター等の緊急輸送に関すること。
		営繕課長	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎及び施設の機能確保に関すること。 ・災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関すること。 ・緊急通行車両の申請に関すること。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。 ・ヘリコプター等の緊急輸送に関すること。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
生活支援班	市民生活部長	市民課長	総合相談窓口の開設及び運営に関する事。 ・住民の安否及び所在の把握に関する事。 遺体の埋火葬に関する事。
		関宿支所長	総合相談窓口の開設及び運営に関する事（関宿支所）。 ・遺体の埋火葬に関する事。
		国保年金課長	・総合相談窓口の開設及び運営に関する事。 住民の安否及び所在の把握に関する事。
物資班	自然経済推進部長	商工観光課長	生活必需品の調達及び供給に関する事。 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
		農政課長	・生活必需品の調達及び供給に関する事。 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事。 食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
		みどりと水のまちづくり課長	・生活必需品の調達及び供給に関する事。 救援物資の受入れ及び供給に関する事。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
		スポーツ推進課長	・生活必需品の調達及び供給に関する事。 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
		魅力推進課長	・生活必需品の調達及び供給に関する事。 ・救援物資の受入れ及び供給に関する事。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関する事。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	・災害廃棄物収集及び処理に関する事。 ・し尿の収集に関する事。 ・仮設トイレ設置及び管理に関する事。 ・防疫（消毒）に関する事
		清掃管理長	災害廃棄物収集及び処理に関する事。 し尿の収集に関する事。 ・仮設トイレ設置及び管理に関する事。
		環境保全課長	仮設トイレ設置及び管理に関する事。 ・放射性物質等のモニタリングに関する事。 ・ペットの保護に関する事。 防疫（消毒）に関する事。
土木班	土木部長	管理課長	・河川・排水路等の復旧に関する事。 道路及び橋梁の復旧に関する事。 道路の障害物の除去に関する事。 土木関係業者との連絡調整に関する事。
		道路建設課長	・道路及び橋梁の復旧に関する事。 ・道路の障害物の除去に関する事。 ・土木関係業者との連絡調整に関する事。 交通規制に関する事。
		用地課長	・道路及び橋梁の復旧に関する事。 ・道路の障害物の除去に関する事。 ・土木関係業者との連絡調整に関する事。 ・交通規制に関する事。
		下水道課長	・下水道の復旧に関する事。

班 名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	被災宅地の危険度判定に関すること 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。
		営繕課長	住宅の応急修理に関すること。 住宅関係の障害物の除去に関すること。 仮設住宅の設置及び管理に関すること。 仮設住宅の入居者選定に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		梅郷駅西土地地区 画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		関宿地区土地 区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
保健救護班	保健福祉部長	保健 センター長	・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫（保健衛生）に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ・災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		高齢者支援課長	避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		介護保険課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		こぶし園長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・応急保育に関すること。
		子ども家庭 総合支援課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		人権・男女共同 参画推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・相談支援に関すること。

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する事 こと。 避難者全体の把握に関する事 こと。
社教班	生涯学習部長	生涯学習課長	・避難所班の応援に関する事 こと。
		青少年課長	・避難所班の応援に関する事 こと。
		文化 センター長	・避難所班の応援に関する事 こと。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関する事 こと。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関する事 こと。 児童及び生徒の安否確認に関する事 こと。 ・炊出し協力業者との調整に関する事 こと。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関する事 こと。
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関する事 こと。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関する事 こと。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する 事 こと。
		選挙管理委員 会事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関する事 こと。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関する事 こと。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する 事 こと。
		監査委員 事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関する事 こと。 指定避難所以外の避難者の把握に関する事 こと。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する 事 こと。
		農業委員会 事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関する事 こと。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関する事 こと。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する 事 こと。
		会計管理者	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の 把握に関する事 こと。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関する事 こと。 市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関する 事 こと。
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関する事 こと。
		予防課長	・消火に関する事 こと。
		警防課長	・救急に関する事 こと。
		消防署長	・水防活動に関する事 こと。 ・り災証明（火災）に関する事 こと。 ・自主防災組織等との協力連携に関する事 こと。
給水班	水道事業 管理者	業務課長	応急給水に関する事 こと。 ・水道施設の復旧に関する事 こと。
		工務課長	・応急給水に関する事 こと。 水道施設の復旧に関する事 こと。

支部連絡所及び指定避難所対応（各統括責任者の指示により対応部員を指定する）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
関宿北部地区	議会事務局長	議会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		選挙管理委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		監査委員事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		農業委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		会計管理者	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿中部地区	企画財政部長	企画財政部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿中部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿南部地区	土木部長	土木部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
川間地区	自然経済推進部長	自然経済推進部次長	・支部連絡所及び指定避難所（川間地区）の開設及び運営支援に関すること。
北部地区	児童家庭部長	児童家庭部次長	・支部連絡所及び指定避難所（北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
中央地区	生涯学習部長	生涯学習部次長	・支部連絡所及び指定避難所（中央地区）の開設及び運営支援に関すること。
東部地区	学校教育部長	学校教育部次長	・支部連絡所及び指定避難所（東部地区）の開設及び運営支援に関すること。
南部地区	都市部長	都市部次長	・支部連絡所及び指定避難所（南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
福田地区	総務部長	総務部次長	・支部連絡所及び指定避難所（福田地区）の開設及び運営支援に関すること。

次長不在の場合は主管課長

野田市自主防災組織育成補助金交付規則

平成18年3月31日

野田市規則第21号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 自主防災組織資機材等補助金（第3条 - 第13条）
- 第3章 自主防災組織活動補助金（第14条 - 第24条）
- 第4章 雑則（第25条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、自主防災組織に対し、予算の範囲内において、防災活動を行う上で必要な資材、機具等（以下「資機材等」という。）の整備及び防災活動に必要な経費について補助金を交付し、もって自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に自治会等を単位として結成する組織をいう。

第2章 自主防災組織資機材等補助金

（資機材等補助金）

第3条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動に必要な資機材等の整備に要する経費に充てるための補助金（以下「資機材等補助金」という。）を交付することができる。ただし、資機材等補助金の交付は、1の自主防災組織につき1回に限るものとする。

2 資機材等の種類は、消火器、担架、救急薬品その他市長が必要と認めるものとする。

（平27規則49・一部改正）

（資機材等補助金の額等）

第4条 資機材等補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（平27規則49・全改）

（交付の申請）

第5条 資機材等補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、野田市自主防災組織資機材等補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 自主防災組織防災計画
- (3) 組織及び任務分担
- (4) 資機材等の整備に係る見積書

（平27規則49・令元規則23・一部改正）

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、資機材等補助金の交付の可否及び交付する場合における資機材等補助金の額を決定し、野田市自主防災組織資機材等補助金交付（不交付）決定通知書により前条の自主防災組織に通知するものとする。

（令元規則23・一部改正）

（交付の条件）

第7条 市長は、資機材等補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること。

(2) 資機材等を利用した防災訓練を毎年度 1 回以上実施するよう努めること。

(平 27 規則 49・一部改正)

(変更の申請)

第 8 条 第 6 条の規定により資機材等補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「資機材等補助金交付団体」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、野田市自主防災組織資機材等補助金変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(令元規則 23・一部改正)

(変更の承認)

第 9 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における資機材等補助金の額を決定し、野田市自主防災組織資機材等補助金変更承認（不承認）通知書により資機材等補助金交付団体に通知するものとする。

(令元規則 23・一部改正)

(実績報告)

第 10 条 資機材等補助金交付団体は、資機材等補助金の交付の決定に係る資機材等の購入が完了したときは、速やかに、野田市自主防災組織資機材等補助金実績報告書（別記第 5 号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 収支決算書

(資機材等補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、資機材等補助金の額を確定し、野田市自主防災組織資機材等補助金交付額確定通知書により資機材等補助金交付団体に通知するものとする。

(令元規則 23・一部改正)

(資機材等補助金の交付等)

第 12 条 前条の規定による通知を受けた資機材等補助金交付団体が、資機材等補助金の交付の請求をするときは、野田市自主防災組織資機材等補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により資機材等補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該資機材等補助金を交付するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、資機材等補助金の交付については、概算払をすることができる。

4 資機材等補助金交付団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、野田市自主防災組織資機材等補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

5 第 3 項の規定による概算払を受けた資機材等補助金交付団体は、前条の規定により資機材等補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに精算をしなければならない。

(令元規則 23・一部改正)

(資機材等補助金の返還)

第 13 条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定による調査等により資機材等補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、資機材等補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した資機材等補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により資機材等補助金の交付を受けたとき。

(2) 資機材等補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この規則又は資機材等補助金の交付の条件に違反したとき。

(平 27 規則 49・一部改正)

第 3 章 自主防災組織活動補助金

(活動補助金)

第 14 条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動について補助金（以下「活動補助金」という。）を交付することができる。ただし、活動補助金の交付は、1 度につき 1 回に限るものとする。
(平 27 規則 49・一部改正)

(活動補助金の額)

第 15 条 活動補助金の額は、200 円に自主防災組織を構成する世帯の数（以下「構成世帯数」という。）を乗じて得た額以内の額とする。
(平 27 規則 49・一部改正)

(交付の申請)

第 16 条 活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、野田市自主防災組織活動補助金交付申請書（別記第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。
(令元規則 23・一部改正)

(交付の決定等)

第 17 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、活動補助金の交付の可否及び交付する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織活動補助金交付（不交付）決定通知書により前条の自主防災組織に通知するものとする。
(令元規則 23・一部改正)

(交付の条件)

第 18 条 市長は、活動補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 自主防災組織の代表者は、組織の育成及び充実に努めること。
- (2) 防災訓練を実施すること。

(平 27 規則 49・一部改正)

(変更の申請)

第 19 条 第 17 条の規定により活動補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「活動補助金交付団体」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、野田市自主防災組織活動補助金変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。
(令元規則 23・一部改正)

(変更の承認)

第 20 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織活動補助金変更承認（不承認）通知書により活動補助金交付団体に通知するものとする。
(令元規則 23・一部改正)

(実績報告)

第 21 条 活動補助金交付団体は、活動補助金の交付の決定に係る防災訓練が完了したときは、速やかに、野田市自主防災組織活動補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。
(令元規則 23・一部改正)

(活動補助金の額の確定)

第 22 条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、活動補助金の額を確定し、野田市自主防災組織活動補助金交付額確定通知書により活動補助金交付団体に通知するものとする。
(令元規則 23・一部改正)

(活動補助金の交付)

第 23 条 前条の規定による通知を受けた活動補助金交付団体が、活動補助金の交付の請求をするときは、野田市自主防災組織活動補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(令元規則 23・一部改正)

2 市長は、前項の規定により活動補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該活動補助金を交付するものとする。

(活動補助金の返還等)

第 24 条 市長は、地方自治法第 221 条第 2 項の規定による調査により活動補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、活動補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した活動補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により活動補助金の交付を受けたとき。
- (2) 活動補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この規則又は活動補助金の交付の条件に違反したとき。

(平 27 規則 49・一部改正)

第 4 章 雑 則

(補 則)

第 25 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(野田市自主防災組織防災資機材交付規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 野田市自主防災組織防災資機材交付規則(平成 7 年野田市規則第 39 号)
- (2) 野田市自主防災組織防災活動補助金交付規則(平成 7 年野田市規則第 40 号)

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の野田市自主防災組織防災資機材交付規則の規定により資機材の交付を受けた自主防災組織は、第 3 条第 1 項の規定による資機材等補助金の交付を受けたものとみなす。

(資機材等補助金に関する特例措置)

4 平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 3 条第 1 項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により資機材等補助金の交付を受けた自主防災組織が一般財団法人自治総合センターの自主防災組織育成事業の助成を受けていない場合であって当該資機材等補助金の交付の決定を受けた日から 4 年を経過した日以後に資機材等の整備を行うときは、1 回を限度として再度資機材等補助金の交付を受けることができるものとする。

(平成 27 規則 49・追加、令元規則 23・一部改正)

5 平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における資機材等補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象費	補助金の額
資機材等の整備に要する費用	(1) 第 3 条第 1 項の規定による資機材等補助金 補助対象経費の 10 分の 10 以内の額。ただし、200,000 円に、1,800 円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。 (2) 前項の規定による資機材等補助金 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額。ただし、100,000 円に、900 円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。

(平 27 規則 493・追加、令元規則 23・一部改正)

(活動補助金に関する特例措置)

6 平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 15 条の規定にかかわらず、防災活動として、初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導及び被災者支援の防災訓練のうち 3 種類以上の

2 自主防災 資料 2 - 1 野田市自主防災組織補助金交付規則

ものを1年度内に実施した場合における活動補助金の額は、構成世帯数に250円を乗じて得た額以内の額とする。

(平27規則49・追加、令元規則23・一部改正)

附 則(平成23年5月19日野田市規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式の内紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成27年9月30日野田市規則第49号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

別表(第4条)

(平27規則49・追加)

補助対象費	補助金の額
資機材等の整備に要する費用	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、200,000円に、1,500円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。

別記第1号様式(第5条)

(平23規則29・平27規則49・一部改正)

野田市自主防災組織一覽

令和 2 年 4 月 1 日現在

地区		組 織 名	結成年月日
関宿北部	1	江戸町自主防災会	平成13年11月30日
	2	上谷中自主防災会	平成 9 年 3 月16日
	3	上谷中団地自主防災会	平成 9 年 3 月16日
	4	下納谷・下谷中自主防災会	平成12年 2 月18日
	5	関宿町自主防災会	平成16年11月15日
	6	台町上町自治会防災会	平成26年 9 月 1 日
	7	台町中下町自主防災会	平成10年 2 月15日
	8	西町自主防災会	平成11年 3 月 1 日
	9	元町・内町自主防災会	平成 8 年 3 月 1 日
関宿中部	10	親野井 1 自主防災会	平成 8 年 3 月 1 日
	11	親野井 2 自主防災会	平成21年 2 月 5 日
	12	柏寺自治会自主防災会	平成23年 5 月25日
	13	桐ヶ作 1 自治会自主防災会	平成19年 5 月30日
	14	桐ヶ作 2 自治会自主防災会	平成19年 5 月30日
	15	古布内新敷自治会自主防災会	平成23年10月12日
	16	古布内表自主防災会	平成12年 2 月18日
	17	古布内高倉自主防災会	平成25年 5 月23日
	18	古布内高倉南自治会防災会	平成17年 9 月16日
	19	古布内堀ノ内自治会自主防災会	平成23年10月12日
	20	古布内山坪中央自治会防災会	平成21年 6 月 1 日
	21	古布内山坪第一自治会自主防災会	平成23年 9 月29日
	22	古布内山坪第二自治会自主防災会	平成23年10月12日
	23	古布内山坪第 3 自治会自主防災会	平成25年 4 月 1 日
	24	古布内山坪第五自治会自主防災会	平成19年10月 9 日
	25	古布内山坪第 6 自治会自主防災会	平成20年 5 月30日
	26	中戸自主防災会	平成 9 年 3 月16日
	27	次木自治会自主防災会	平成14年 1 月27日
	28	次木 2 自治会自主防災会	平成21年11月20日
	29	次木 3 自治会自主防災会	平成23年12月15日
	30	西高野自治会防災会	平成24年 7 月 9 日
	31	新田戸自治会自主防災会	平成23年 4 月19日
	32	東高野自主防災会	平成10年 2 月15日
	33	東高野みどりヶ丘自主防災会	平成10年 2 月15日
	34	ひがし台自主防災会	平成 8 年 3 月 1 日
	35	東宝珠花上自治会自主防災会	平成23年 9 月28日
	36	東宝珠花中自治会自主防災会	平成23年 9 月28日
	37	東宝珠花下自治会自主防災会	平成23年 9 月28日
	38	東宝珠花下 2 自治会自主防災会	平成23年 9 月28日
	39	平井自主防災会	平成11年 3 月 1 日
関宿南部	40	新宿団地自主防災会	平成18年 4 月10日
	41	新宿自治会自主防災会	平成18年11月 9 日
	42	飯塚自主防災会	平成10年 2 月15日
	43	内野堤根自治会防災会	平成26年 6 月19日
	44	大山自主防災会	平成15年12月16日
	45	岡田自治会自主防災組織	平成22年 7 月20日
	46	上納谷自治会防災会	平成27年 4 月 1 日

2 自主防災 資料 2 - 2 野田市自主防災組織一覧

地区		組 織 名	結成年月日
関宿南部	47	鴻ノ巣防災会	平成26年3月9日
	48	小作自主防災会	平成12年2月18日
	49	小林住宅団地防災会	平成17年4月6日
	50	志部前堀自主防災会	平成9年3月16日
	51	ノ切自治会防災会	平成26年6月11日
	52	下根自主防災会	平成8年3月1日
	53	砂南区自主防災会	平成11年3月1日
	54	高倉自治会防災会	平成26年4月1日
	55	出洲自治会防災会	平成26年6月11日
	56	羽貫2自主防災会	平成19年4月3日
	57	羽貫3自治会防災会	平成24年7月1日
	58	ひまわり自治会防災会	平成23年5月1日
	59	前村自治会防災会	平成26年4月1日
	60	松ノ木自主防災会	平成13年11月14日
	61	緑ヶ丘自主防災会	平成19年10月9日
	62	向の内自治会安心防災会	平成20年11月13日
63	武者土自治会防災会	平成26年6月16日	
64	山の内自治会自主防災会	平成17年8月1日	
川間	65	阿部自治会自主防災会	平成20年5月12日
	66	尾崎六区自治会自主防災会	平成18年12月18日
	67	尾崎10区自主防災会	平成8年2月19日
	68	尾崎11区自衛防災団	平成8年4月1日
	69	小山自治会自主防災会	平成26年4月13日
	70	川間台自治会自主防災会	平成24年12月4日
	71	けやき台自主防災会	平成28年4月1日
	72	つくし野自治会自主防災会	平成22年6月10日
	73	堂山自治会防災対策委員会	平成8年4月18日
	74	中里上自治会防災会	平成25年8月30日
	75	中里下自治会防災会	平成26年3月30日
	76	東金野井自主防災会	平成8年2月19日
	77	日の出町自主防災会	平成8年3月26日
	78	船形上自主防災会	平成26年6月20日
	79	船形中自治会自主防災会	平成24年8月25日
	80	船形下自治会防災会	平成26年5月20日
北部	81	岩名1区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	82	岩名二区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	83	岩名三区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	84	岩名四区自治会自主防災会	平成20年4月8日
	85	岩名第五区自治会自主防災委員会	平成18年9月21日
	86	岩名一丁目中央自治会防災会	平成22年7月2日
	87	岩名一丁目町内会自主防災会	平成10年6月23日
	88	岩名二丁目町内会防災会	平成18年1月26日
	89	春日町第一自治会自主防災会	平成21年6月17日
	90	春日町第二自治会自主防災会	平成21年6月19日
	91	春日町第三自治会自主防災会	平成18年7月7日
	92	川間住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	93	光葉町自治会防災会	平成24年7月1日
	94	五木自治会防災会	平成8年3月19日

地区		組 織 名	結成年月日
北部	95	七光住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	96	七光台第1自治会自主防災会	平成8年5月22日
	97	七光台第2自治会自主防災会	平成8年5月22日
	98	七光台第3自治会自主防災会	平成8年5月22日
	99	七光台第4自治会自主防災会	平成8年5月22日
	100	七光台第5自治会自主防災会	平成8年5月22日
	101	七光台第6自治会自主防災会	平成8年5月22日
	102	ファミリー7自治会自主防災会	平成8年5月22日
	103	蕃昌区第1自治会自主防災会	平成20年5月20日
	104	蕃昌区第2自治会自主防災会	平成20年5月20日
	105	蕃昌区第3自治会自主防災会	平成20年5月20日
	106	蕃昌区第4自治会自主防災会	平成20年5月14日
	107	蕃昌区第5自治会自主防災会	平成20年5月23日
	108	蕃昌区第6自治会自主防災会	平成20年5月20日
	109	谷津自治会自主防災会	平成18年1月12日
110	吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日	
111	谷吉区第1自治会自主防災会	平成26年3月30日	
112	谷吉区第2自治会自主防災会	平成26年3月30日	
113	谷吉区第3自治会自主防災会	平成26年3月30日	
114	谷吉区第4自治会自主防災会	平成26年3月30日	
115	谷吉区第5自治会自主防災会	平成26年3月30日	
中央	116	鹿島町自主防災組織会	平成25年4月21日
	117	上花輪第一自治会防災会	平成28年11月29日
	118	上花輪第2自治会防災会	令和元年11月6日
	119	上花輪第三自治会防災会	平成31年4月8日
	120	上花輪4-1自主防災組合	平成23年7月15日
	121	清水第1自治会防災部	平成9年8月27日
	122	清水第2自治会防災会	平成27年9月1日
	123	清水第3町内自主防災会	平成9年5月7日
	124	清水第4防災会	平成9年7月16日
	125	清水第5自治会自主防災会	平成8年7月8日
	126	清水第6自治会自主防災会	平成21年5月29日
	127	清水第7自治会防災委員会	平成8年3月11日
	128	清水第八自治会防災会	平成18年12月6日
	129	清水第10自治会防災会	平成30年4月28日
	130	清水第11自治会自主防災会	平成9年7月18日
	131	下町区1-1自治会防災会	平成29年4月23日
	132	下町区第1の2自治会防災会	平成29年4月23日
	133	下町区2の1自治会防災会	平成29年4月23日
	134	下町区2の2自治会防災会	平成29年4月23日
	135	下町区第3自治会防災会	平成29年4月23日
	136	下町区第4自治会防災会	平成29年4月23日
	137	下町区第5自治会防災会	平成29年4月23日
	138	すみらんど自主防災会	平成12年4月21日
	139	太子堂第一自治会防災会	平成27年4月1日
	140	太子堂第二自治会防災会	平成27年5月22日
	141	太子堂第三自治会防災会	平成27年4月4日
	142	太子堂第4防災会	平成8年2月15日
	143	太子堂第五自治会防災会	平成27年4月21日
	144	堤台第1自治会防災会	平成28年1月27日

2 自主防災 資料 2 - 2 野田市自主防災組織一覧

地区		組 織 名	結成年月日
中央	145	堤台第2自治会防災会	平成28年1月19日
	146	堤台第3自治会防災会	平成28年1月19日
	147	つつみ野自治会防災会	平成23年6月1日
	148	仲町区第1自治会防災会	平成27年5月24日
	149	仲町区第2自治会防災会	平成27年5月24日
	150	仲町区第3自治会防災会	平成27年5月24日
	151	仲町区第4自治会防災会	平成27年5月24日
	152	仲町区第5自治会防災会	平成27年5月24日
	153	中野台第1自治会自主防災会	平成21年4月23日
	154	中野台第4自治会自主防災会	平成10年11月10日
	155	中野台第9防災会	平成12年7月26日
	156	野田桜の里四季のまち 防災会	平成25年12月1日
	157	ほのぼの自治会自主防災会	平成28年1月24日
東部	158	鶴奉第一自治会防災会	平成27年4月1日
	159	鶴奉第2自治会自主防災会	平成12年12月20日
	160	ドリームマークス自主防災組織	平成26年12月1日
	161	中根第1自治会防災会	平成22年7月1日
	162	中根第2自治会自主防災会	平成18年4月21日
	163	中根第3自治会自主防災会	平成17年9月14日
	164	中根第4自治会自主防災会	平成20年7月10日
	165	中根第6自治会自主防災会	平成18年4月28日
	166	中根第7自治会自主防災会	平成19年6月1日
	167	中根第9自治会自主防災会	平成21年7月6日
	168	中根第13自治会自主防災会	平成20年7月8日
	169	中根第14自治会自主防災会	平成20年4月1日
	170	中根ロータリーパレス野田自主防災会	平成20年7月15日
	171	宮崎第3防災会	平成8年2月19日
	172	宮崎第5自治会自主防災組織	平成28年9月1日
	473	目吹4区自治会防災会	平成10年3月31日
	174	柳沢第1自治会自主防災会	平成10年9月8日
	175	柳沢第2自治会自主防災会	平成9年5月6日
176	柳沢第5自治会防災会	平成30年4月15日	
177	柳沢第3・第8自主防災会	平成10年9月9日	
178	横内自治会防災会	平成29年4月1日	
南部	179	今上上下谷自治会防災会	平成25年7月6日
	180	今上中組自治会自主防災会	令和元年12月9日
	181	梅ヶ丘自治会自主防災会	平成18年6月5日
	182	運河台自治会自主防災会	平成18年2月22日
	183	永大団地自主防災会	平成24年5月14日
	184	大崎自主防災会	平成24年3月5日
	185	大和田自治会自主防災会	平成22年5月6日
	186	桐ヶ丘自治会自主防災会	平成29年4月9日
	187	県営野田山崎防災会	平成22年3月30日
	188	交通公社うめさと団地自治会自主防災会	平成21年8月6日
	189	桜木自主防災会	平成17年12月15日
	190	桜台自主防災会	平成19年6月25日
	191	里区自治会自主防災会	平成17年4月1日
	192	宿防災会	平成28年4月17日
	193	新花井自治会防災会	平成29年4月23日
	194	大成防災会	平成18年3月27日

2 自主防災 資料 2 - 2 野田市自主防災組織一覧

地区		組 織 名	結成年月日
南部	195	チサンマンション野田自主防災会	平成19年6月19日
	196	堤根自治会自主防災会	平成8年2月14日
	197	東和リバーサイド野田防災会	平成10年9月24日
	198	中地自治会防災会	平成31年4月1日
	199	西大和田第二自治会防災会	平成25年8月30日
	200	西大和田第三自治会自主防災会	平成24年10月4日
	201	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成25年6月15日
	202	花井自治会自主防災組織	平成31年4月7日
	203	花井東自治会自主防災組織	平成29年5月29日
	204	東大崎自治会自主防災会	平成18年7月7日
	205	東新田自治会自主防災会	平成20年8月8日
	206	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成19年6月25日
	207	松ヶ丘地区防災会	平成8年2月19日
	208	山崎新田第一自治会自主防災会	平成18年6月5日
209	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成17年8月1日	
210	山崎団地自治会自主防災会	平成22年6月9日	
211	やまばと会防災会	平成24年7月10日	
212	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成25年5月1日	
213	若葉台自治会自主防災会	平成21年3月3日	
福田	214	下町自主防災会	平成9年4月28日
	215	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成9年9月18日
	216	野田梅郷自治会防災会	平成8年7月24日
	217	灰毛自治会	平成8年3月19日
	218	二ツ塚自治会防災会	令和元年10月17日
	219	保木間自治会防災会	平成29年2月1日
	220	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日
	221	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日
	222	三ツ堀防災会	平成13年2月28日
	223	わかくさ台防災会	平成23年9月2日
合計		223組織	

野田市防災行政無線局管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、野田市地域防災計画に基づく災害対策に係る防災業務及び行政事務に関し、円滑な通信を図るため設置する野田市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 固定系戸別受信機 固定系親局の通信の相手方となる屋内受信設備をいう。
- (5) 文字表示機能付き子局 通信内容を文字表示する機能設備を設置した固定系子局
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第40条第1項に規定する資格を有する者であつて、市長が選任したものをいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別表のとおりとする。

(無線系の職員)

第4条 無線系に次に掲げる職員を置く。

- (1) 総括管理者
- (2) 管理責任者
- (3) 通信取扱責任者
- (4) 通信取扱者

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、防災を主管する部長をもって充てる。

3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき野田市災害対策本部を設置した場合は、前項の規定にかかわらず野田市災害対策本部長をもって充てる。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに所属の通信取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、防災を主管する課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局に係る業務を管理する。

2 通信取扱責任者は、管理責任者がその所属職員である無線従事者のうちから選任する。

3 管理責任者は、通信取扱責任者を選任したとき、又は通信取扱責任者の異動等によりこれを解任したときは、総括管理者に報告しなければならない。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理の下に関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行わなければならない。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第9条 管理責任者は、関係法令に基づく業務書類を備え付け、管理しなければならない。

(災害時等の運用)

第10条 無線局の運用方法については、別に定める。

(災害時の通信態勢)

第11条 総括管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、管理責任者及び通信取扱責任者に待機又は配備を命じ、当該無線局の通信の確保に必要な措置を講じなければならない。

(無線従事者の解任)

第12条 市長は、無線従事者が次の各号の1に該当する場合には、無線従事者を解任することができる。

(1) 無線従事者としての職務を行うことが困難又は不相当と認められるとき。

(2) 法第79条の規定により免許を取り消されたとき。

(無線設備の保守点検)

第13条 管理責任者は、定期的に無線設備の整備点検を行い、常に良好な状態を保たなければならない。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

(1) 定時通信訓練

(2) 防災訓練に併せた通信訓練

(研修)

第15条 総括責任者は、無線従事者に対し、防災行政無線の管理及び運用上必要な知識及び技能について、年1回以上研修を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

野田市防災行政無線局管理運用細則

(目的)

第1条 この細則は、野田市防災行政用無線局管理運用規程により制定し、野田市防災行政用無線局の管理及び運用を円滑に行うことを目的に定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語の意義は、管理運用規程の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通信 災害時緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるときに行なう通信をいう。
- (2) 一般通信 緊急通信以外の通信をいう。
- (3) 一括通信 全ての固定系子局及び固定系戸別受信機を一斉に呼び出して通信することをいう。
- (4) 群別通信 あらかじめグループ化した固定系子局の群を呼び出し、当該群が対象とする地域の住民に通信することをいう。
- (5) 個別通信 特定の地域の住民を対象に、1箇所の固定系子局を呼び出して通信することをいう。

(通信の種類)

第3条 通信の種類は、緊急通信及び一般通信とする。

(通信事項)

第4条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自然災害及び国民保護における警報等の伝達に関する事項
- (2) 市民の生命及び財産に関する重要な事項
- (3) 市民の健康被害や防犯の注意喚起等に関する事。
- (4) 行政の普及、啓発及び周知又は市民の協力を必要とする事項
- (5) 動作確認、試験及び訓練通信
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項

(通信時間)

第5条 通信時間は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 管理責任者の指示により随時行う。
- (2) 一般通信 8時から20時の間に行う。ただし、この時間外に緊急な周知が必要な場合はこの限りではない。

なお、ミュージックチャイムの通信は、次の時刻に行う。

(ア) 7時00分

(イ) 12時00分

(ウ) 16時30分(但し、日没を考慮して季節により調整を行なう。)

- (3) 一回の通信は、緊急通信を除き、概ね2分以内に行うよう努めなければならない。

(通信の区分)

第6条 通信は、これを行おうとする区域に応じ一括通信・群別通信・個別通信に区分する。

2 文字表示機能付き子局については、個別通信により、文字表示のみの通信も行うものとする。

(通信の申込)

第7条 無線局の通信を行う場合の手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無線局の通信を希望する所属長(以下「通信依頼者」という。)は、所掌の事務で通信を必要とする場合は、防災行政無線通信依頼書(様式第1号)を通信希望する5日前までに管理責任者に提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (2) 管理責任者は、通信依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、通信を必要とするものについてのみ通信させることができる。この場合、通信しないことに決定したときは、その旨を通信依頼者に通知する。

(通信の制限)

第8条 管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(通信の記録)

第9条 通信取扱責任者は、通信を行ったとき無線業務日誌(様式第2号)に必要事項を記載しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

第 1 号様式

野田市防災行政無線通信依頼書

年 月 日

申 込 者	所属 連絡先	所属長名
件 名		通信希望日時 至急 年 月 日 時 分
音 源	音声録音 合成音声（原稿 要添付）	
通 信 先	一括通信 群別通信（ 野田地域 関宿地域 ） 個別通信（ ）	
	子局 戸別受信機 文字表示機	

総括管理者	管理責任者	通信取扱責任者

処 理 欄	通信開始時間	年 月 日 時 分	受 付 者
	通信終了時間	年 月 日 時 分	通信取扱者
	備考		

(通信原稿)

(発信者)	
(件名)	
<p>こちらは、防災野田です。</p> <p>(本文)【以下2回繰り返し】</p>	

第2号様式

無線局業務日誌（固定系）

呼出名称：防災野田

周波数：

空中線電力：

管理責任者	取扱責任者

通信年月日			
無線従事者		(氏名)	(資格)
通信の種類	通信の区分	開始時刻	特記事項
緊急 一般	一括 群別 個別 ()	:	
緊急 一般	一括 群別 個別 ()	:	
緊急 一般	一括 群別 個別 ()	:	
1日の延べ通信回数		回	
備考			

野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地（野田市）
1	台町稲荷神社	関宿台町 3275
2	台町県道消防庫跡	関宿台町 2915-3
3	あおぞら広場	関宿町 1396
4	野田市立関宿中学校	関宿台町 2149-2
5	上谷中集会所	関宿台町 4446-1
6	西町消防庫跡	関宿台町 2062-4
7	西町白山神社	関宿台町 6031-1
8	元町香取神社	関宿元町 89
9	金龍院	関宿台町 1654
10	下谷中集会所	関宿台町 5673-1
11	はやま工業団地内緑地	はやま 19-1
12	東高野菅原神社	東高野 37
13	西高野こども遊び場	西高野 380-1
14	新田戸北坪市道	新田戸 13
15	新田戸集会所	新田戸 508
16	中戸公会堂	中戸 124
17	柏寺市道三叉路	柏寺 219-8
18	桐ヶ作西原Y字路	桐ヶ作 946-1
19	桐ヶ作排水機場	平成 257
20	桐ヶ作香取神社	桐ヶ作 1567
21	野田市立二川小学校	桐ヶ作 483-1
22	野田市立二川中学校	桐ヶ作 431-2
23	親野井会館跡前	親野井 134-2
24	古布内八幡神社	古布内 1703-1
25	古布内消防庫	古布内 1110-2
26	古布内防火水槽脇	古布内 300
27	次木古布内線 古布内地先	古布内 416-7
28	次木三嶋神社	次木 345-1
29	飯塚白山神社	木間ヶ瀬 479
30	羽貫こども遊び場	木間ヶ瀬 667
31	野田市関宿複合センター	木間ヶ瀬 620-1
32	第30分団1部	木間ヶ瀬 2111
33	鴻ノ巣集会所	木間ヶ瀬 1775-2
34	前村集会所	木間ヶ瀬 969-1
35	内野神明神社	木間ヶ瀬 7766
36	野田市立木間ヶ瀬中学校	木間ヶ瀬 3441-1
37	松ノ木鹿島大神宮	木間ヶ瀬 1545
38	向ノ内公園	木間ヶ瀬 2475-20
39	野田市いちいのホール	東宝珠花 237-1
40	平井香取神社	平井 210-1
41	野田市関宿総合公園	平井 413-1
42	新宿須賀神社	木間ヶ瀬 5046-1
43	向ノ内住宅街公園	木間ヶ瀬 4666-1
44	野田市立木間ヶ瀬小学校	木間ヶ瀬 3640
45	宝蔵院	木間ヶ瀬 3969
46	下根香取神社	木間ヶ瀬 5887

3 情報連絡 資料 3 - 3 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地(野田市)
47	VOR局付近市道脇	木間ヶ瀬 5415
48	市道 2534 号線交差点脇 岡田地先	岡田 719-4
49	岡田大杉神社	岡田 766-1
50	岡田八幡神社	岡田 286
51	大山八坂神社	木間ヶ瀬 6182-3
52	出洲排水機場	木間ヶ瀬 9715-1
53	第 29 分団 2 部	木間ヶ瀬 9359-6
54	東金野井防火水槽脇	東金野井 134
55	東金野井天神社	東金野井 1264-2
56	東金野井自治会館	東金野井 819
57	野田市立尾崎小学校	尾崎 1413 - 2
58	堂山公園	尾崎 229-2
59	日の出町西公園	日の出町 4
60	尾崎南第一公園	尾崎台 20-2
61	日の出町南公園	日の出町 25
62	谷吉会館	谷津 1145-3
63	野田市立川間中学校	中里 240-2
64	中里第一公園	中里 775-19
65	野田市立川間小学校	中里 936
66	中里上自治会館付近	中里 3026-7
67	中里権現	中里 2767-1
68	阿部自治会館脇	中里 2332-1
69	阿部第二実行組合公会堂	中里 1474-1
70	船形防火水槽脇	船形 2687
71	宮本第一公会堂	船形 2148
72	小山自治会内集会所	小山 2711
73	小山自治会館	小山 3127
74	小船橋水辺公園	小山 4205-4
75	船形紫ま会館	船形 4535
76	船形中央会館	船形 1173-1
77	たっぱた公園	泉一丁目 3-1
78	野田市消防署北分署	船形 1550-2
79	七光台児童公園	七光台 242-3
80	山崎吉春線 吉春地先	吉春 1248
81	野田市北コミュニティセンター	春日町 16-1
82	川間駅南口	川間駅南口
83	川間トンボ公園	尾崎 807-3
84	川間駅南第三公園	岩名一丁目 55
85	野田市立岩木小学校	岩名二丁目 12-1
86	川間駅南第二公園	五木新町 12
87	春日町公園	春日町 40
88	五木新町ふれあい公園	五木新町 37-1
89	野田市立北部中学校	谷津 672-1
90	野田市立七光台小学校	七光台 20-2
91	蕃昌昌光会館	蕃昌 49
92	谷津防火水槽脇	谷津 749
93	房地集会所付近	船形 765-2
94	船形下自治会館	船形 670-2

3 情報連絡 資料 3 - 3 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地(野田市)
95	石塚公会堂	船形 165
96	船形下農業構造改善センター	蕤打 1885-3
97	川間駅南第五公園	岩名二丁目 59
98	野田市立岩名中学校	岩名 1697-5
99	五木自治会館	五木 325-3
100	七光台駅西口	七光台駅西口
101	野田市立北部小学校	谷津 45-2
102	光葉町第三公園	光葉町一丁目 26-1
103	光葉町第六公園	光葉町三丁目 11-1
104	市道 2150 号線 谷津地先	谷津 662-2
105	吉春自治会館	吉春 427-2
106	野田市立柳沢小学校	柳沢 142-1
107	さくら公園	清水公園東一丁目 26-1
108	光葉町第四公園	光葉町一丁目 47
109	野田市総合公園体育館	清水 958
110	山崎吉春線 岩名地先 1	岩名 1126-10
111	山崎吉春線 岩名地先 2	岩名 537-1
112	山崎吉春線 桜の里地先	桜の里二丁目 4
113	山崎吉春線 堤台地先 1	堤台 487-2
114	山崎吉春線 堤台地先 2	堤台 335-7
115	野田市立清水台小学校	清水 786
116	野田市立清水保育所	清水 881
117	清水公園駅東口	清水公園東口
118	旧専売公社跡地	清水 254-2
119	けやき公園	清水公園東二丁目 17
120	庚申塚公園	鶴奉 586-30
121	鶴奉公園	鶴奉 25
122	柳沢新田第二公園	柳沢 266-11
123	野田市東部公民館	鶴奉 174-4
124	第 8 分団 4 部	目吹 1986
125	目吹四区自治会館	目吹 1684-1
126	目吹三区自治会館	目吹 1034
127	目吹二区自治会館	目吹 491-1
128	野田市リサイクルセンター	目吹 328
129	高根自治会館	木野崎 2562
130	第 8 分団 1 部	目吹 394-1
131	市道 42124 号線 目吹地先	目吹 618
132	第 8 分団 2 部	目吹 1408
133	野田市立東部小学校	鶴奉 221-3
134	市立あさひ育成園	鶴奉 73-1
135	第 10 分団	横内 15-2
136	野田市消防本部	宮崎 126-2
137	野田市立宮崎小学校	宮崎 55-1
138	野田市立第一中学校	野田 836-2
139	愛宕神社	野田 725-1
140	出井の下東公園	清水 673-231
141	第二号鹿島町公園	中野台鹿島町 3
142	野田市櫨のホール	中野台 168-1

3 情報連絡 資料 3 - 3 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地(野田市)
143	野田市立中央小学校	野田 541-1
144	市道 1170 号線 野田地先	野田 399-3
145	下町自治会館付近	野田 59-2
146	朝日ヶ丘公園	上花輪新町 3-14
147	市営上花輪団地	上花輪 498
148	野田橋警察官連絡所	中野台 810-1
149	市道 33093 号線脇 上花輪地先	上花輪 753-1
150	太子堂太陽公園	上花輪 1104-3
151	今上水路法面	野田 895
152	太子堂自治会館	上花輪 1154
153	ひまわり公園	上花輪 1434-19
154	桜台公園	桜木 11-1
155	野田市立第二中学校	中根 198-1
156	中根八幡公園	中根 193-57
157	野田市立中根保育所	中根 30-1
158	横内前公園	花井 281-61
159	花井第三公園	花井 94-8
160	神北公園	堤根 314
161	野田地域職業訓練センター	中根 323-3
162	大殿井自治会館	大殿井 315
163	長割公園	大殿井 371-68
164	鹿野自治会館	木野崎 2103-1
165	新町自治会館	木野崎 1373
166	下町自治会館	木野崎 932
167	大杉神社	木野崎 701
168	保木間自治会館	三ツ堀 1546-2
169	野田市立福田第一小学校	三ツ堀 1373
170	野田市立福田中学校	瀬戸 990
171	野田市立福田保育所	木野崎 1648 - 6
172	灰毛青年館	瀬戸 122
173	下鹿野公園	木野崎 1704-38
174	真福寺第二公園	大殿井 83-175
175	市道 1270 号線 西三ヶ尾地先	西三ヶ尾 340
176	野田市立二ツ塚小学校	二ツ塚 430-47
177	梅郷 4 号公園	三ツ堀 969-1
178	梅郷 6 号公園	三ツ堀 1038-1
179	三ツ堀自治会館	三ツ堀 195-2
180	瀬戸自治会館	瀬戸 815-3
181	市道 62189 号線脇 瀬戸地先	瀬戸 439
182	野田市老人福祉センター	瀬戸 270
183	梅郷 26 号緑地	西三ヶ尾 484-151
184	野田市消防署南分署	二ツ塚 139-91
185	上宿公園	山崎 1594-5
186	野田市立南部中学校	花井 68-2
187	西大和田公園	山崎 1266-11
188	市道 52150 号線 今上地先	今上 2134-1
189	みずき 1 号緑地	みずき一丁目 34
190	梅の台公園	山崎梅の台 4

3 情報連絡 資料 3 - 3 野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地(野田市)
191	野田市立南部小学校	山崎 1503-1
192	梅郷駅西口公園	山崎 1892
193	山崎交差点	山崎 1809
194	野田市南コミュニティセンター	山崎 2005-3
195	野田市立山崎小学校	山崎 2734
196	東新田公園	山崎 2380-13
197	東新田自治会館	山崎新町 19-4
198	山崎貝塚町公園	山崎貝塚町 23
199	野田市立みずき小学校	みずき三丁目 2-3
200	みずき 3号緑地	みずき四丁目 36
201	大崎自治会館	山崎 843-7
202	島会館	山崎 2549
203	西亀山第六公園	山崎 2699-1
204	東亀山いにしえ公園	山崎 2653-1
205	市道 1290 号線 下三ヶ尾地先	下三ヶ尾 239-1
206	市道 1290 号線 T 字路 下三ヶ尾地先	下三ヶ尾 387
207	第 16 分団 1 部	下三ヶ尾 549-4
208	下三ヶ尾防火水槽脇	下三ヶ尾 826-1
209	野田市立福田第二小学校	西三ヶ尾 988
210	西三ヶ尾自治会館	西三ヶ尾 663-1
211	今上下組自治会館	今上 1783-2
212	今上地区水路用地	今上 719-1

野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は野田市防災行政無線戸別受信機、その他戸別受信機の附属機器（以下「戸別受信機等」という）の貸与及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもので戸別受信機等の借受けを希望するものに、戸別受信機等1台を無償貸与するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者の属する世帯で、市内に住所を有する世帯の代表者
- (2) その他市長が防災行政上必要と認めるもの

(申 請)

第3条 戸別受信機等の貸与を受けようとするもの（以下「使用者」という。）は、野田市防災行政無線戸別受信機等借受申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸 与)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受け付けたときは、当該使用者に戸別受信機等を無償貸与するものとする。ただし、聴覚障がい者の属する世帯については、戸別受信機と併せて文字表示装置を無償貸与するものとする。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は貸与された戸別受信機等を適正に維持管理するものとし、戸別受信機等を他の目的に使用し、転貸し、売却し、又は担保に供してはならない。
- (2) 使用者は戸別受信機等を損傷し、又は亡失したときは、市長に届け出なければならない。
- (3) 前号の場合において、当該故障等が使用者の故意又は重大な過失によって生じたと認めるとき又は損傷（滅失）したときは、市長に届け出なければならない。
- (4) 使用者は、市内で住居を転居したとき又は事業所等に移転したときは、速やかに戸別受信機等移設届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(維持管理費の経費)

第6条 戸別受信機等の維持管理に要する経費のうち、次に掲げるものについては、使用者の負担とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 戸別受信機等に係る電気料金及び非常電源用に内蔵された電池の交換に要する費用
- (2) 使用者の都合による戸別受信機等の移設に要する費用
- (3) 使用者の故意又は過失により、戸別受信機等に損傷又は故障が生じた場合の修繕費用

(返 還)

第7条 使用者は、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた戸別受信機等に野田市防災行政無線戸別受信機等返還届出書（様式第3号）を添え、速やかに市長に返還するものとする。

- (1) 第2条各号に規定する事由に該当しなくなったとき。
- (2) 防災行政無線局(同報系)を廃止したとき。

2 市長は、使用者が第5条各号の規定に違反したときは、戸別受信機の返還を命ずることができる。

(台帳の整備)

第8条 市長は、戸別受信機等の貸与状況を明確にするため、戸別受信機等貸与台帳を整備するものとする。

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

野田市防災行政無線戸別受信機等借受申請書

年 月 日

野田市長 あて

申請者 住所

氏名 印

電話番号

下記のとおり戸別受信機を借り受けたいので、野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱第3条の規定により申請します。

なお、戸別受信機の利用に際しては、要綱第5条の規定を遵守し、利用に係る費用については、私が負担します。

記

設置場所	野田市		
* 戸別受信機管理番号			
* 台数及び付属部品名称		* 戸別受信機 1 台	* 文字表示装置
		* 外部アンテナ (ダイポール)	* 接続部品一式
		* その他 ()	

* 欄は、市で記入します。

同意書

私の所有する家屋に、上記の者が野田市防災行政無線戸別受信機等を設置することに同意します。

所有者 住所

氏名 印

様式第2号(第5条関係)

野田市防災行政無線戸別受信機等移設届出書

年 月 日

野田市長 あて

申請者 住所

氏名 印

電話番号

下記のとおり野田市防災行政無線戸別受信機等の移設をしたく、野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱第5条の規定により届け出ます。

記

* 戸別受信機管理番号			
移設場所	野田市		
移設の理由	1 住居の所在を変更するため。 2 その他 ()		
* 台数及び付属部品名称		* 戸別受信機 1 台	* 文字表示装置
		* 外部アンテナ (ダイポール)	* 接続部品一式
		* その他 ()	

* 欄は、市で記入します。

<p>同意書</p> <p>私の所有する家屋に、上記の者が野田市防災行政無線戸別受信機等を設置することに同意します。</p> <p>所有者 住所</p> <p>氏名 印</p>
--

様式第 3 号 (第 7 条関係)

野田市防災行政無線戸別受信機等返還届出書

年 月 日

野田市長 あて

申請者 住所

氏名 印

電話番号

下記のとおり戸別受信機等を返還したいので、野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱第 7 条の規定により届け出ます。

記

設置場所	野田市		
	1 住所を有しなくなったため。 2 設置の必要がなくなったため。 3 その他 ()		
* 戸別受信機管理番号		* 設置 年月日	
* 台数及び付属部品名称		* 戸別受信機 1 台	* 文字表示装置
		* 外部アンテナ (ダイポール)	* 接続部品一式
		* その他 ()	

* 欄は、市で記入します。

野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

	設置場所（施設）	所在地（野田市）
1	野田市役所防災安全課（2階）	野田市鶴奉7-1
2	野田市役所電話交換室（2階）	野田市鶴奉7-1
3	野田市役所守衛室（1階）	野田市鶴奉7-1
4	野田市消防署通信司令室（2階）	野田市宮崎126-2
5	野田市消防本部警防課（3階）	野田市宮崎126-2
6	野田市消防署中央分署	野田市中野台172
7	野田市消防署南分署	野田市二ツ塚139-91
8	野田市消防署北分署	野田市船形1550-2
9	野田市消防署関宿分署	野田市東宝珠花435-1
10	野田市消防署関宿北出張所	野田市西高野451-4
11	野田市中央出張所（1階）	野田市中野台168-1
12	野田市関宿支所（1階）	野田市東宝珠花237-1
13	野田市文化センター（事務所）	野田市鶴奉5-1
14	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎1154-1
15	野田市北部公民館	野田市谷津384
16	野田市川間公民館	野田市中里720
17	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花253-1
18	野田市関宿公民館	野田市関宿台町2558-1
19	野田市二川公民館	野田市桐ヶ作51-1
20	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬2935
21	野田市関宿保健センター	野田市東宝珠花260-1
22	野田市総合公園	野田市清水958
23	野田市関宿総合公園	野田市平井401
24	野田市立清水台小学校	野田市清水773
25	野田市立関宿小学校	野田市関宿台町171
26	野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠花234-1
27	野田市立東部中学校	野田市目吹1500
28	千葉県立清水高等学校	野田市清水482
29	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市尾崎2241-2
30	千葉県立野田中央高等学校	野田市谷津713
31	千葉県立関宿高等学校	野田市木間ヶ瀬4376

3 情報連絡 資料3 - 5 野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

	設置場所（施設）	所在地（野田市）
32	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	野田市柳沢 53
33	千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三軒家 143-4
34	東京理科大学	野田市山崎 2641
35	(株)USS東京	野田市中里 2144-1
36	アルフレッサファーマ(株)	野田市西高野 278-5
37	野田芽吹学園（社会福祉法人野田芽吹会）	野田市下三ヶ尾 875-1
38	くすのき苑（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ヶ瀬 3121
39	ケアホームほっと（社会福祉法人はーとふる）	野田市船形 310
40	ケアホームぱーる（社会福祉法人はーとふる）	野田市船形 304
41	かりんず（合資会社三姫）	野田市清水 434-42
42	ケアホーム希の芽（社会福祉法人野田目吹会）	野田市山崎 2661-5
43	グループホームかえで（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ヶ瀬 4011-5
44	ケアホームしいのき（社会福祉法人いちいの会）	野田市中里 252-14
45	ケアホームけやき（社会福祉法人いちいの会）	野田市谷津 1152-3
46	ケアホームポプラ（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ヶ瀬 613-14
47	啓心荘ひまわり（医療法人社団啓心会）	野田市柳沢 210
48	啓心荘なでしこ（医療法人社団啓心会）	
49	複合老人ホーム野田市楽寿園	野田市鶴奉 264
50	ほまれの家（社会福祉法人招福会）	野田市目吹 1511-3
51	福寿園（社会福祉法人福寿会）	野田市金杉 2325-1
52	亀野園（社会福祉法人野田みどり会）	野田市鶴奉 270-5
53	鶴寿園（社会福祉法人野田みどり会）	野田市鶴奉 280
54	松葉園（社会福祉法人志豊会）	野田市中里 43-3
55	関宿ナーシングビレッジ（社会福祉法人佰和会）	野田市桐ヶ作 666
56	椿寿の里（社会福祉法人法師会）	野田市山崎 2723-3
57	野田ライフケアセンター（医療法人社団淑幸会）	野田市野田 840
58	梅郷ナーシングセンター（医療法人社団天宣会）	野田市山崎 2785
59	福聚苑 老人保健施設（医療法人社団福聚会）	野田市中戸 20
60	葵の園・野田（医療法人社団葵会）	野田市中里 1389
61	木野崎病院（医療法人社団葛野会）	野田市木野崎 1561-1
62	あったかさん（(有)高梨ウェルビーイング）	野田市上花輪 588
63	グループホームせいしん（(有)正心）	野田市中根 207

3 情報連絡 資料3 - 5 野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

	設置場所（施設）	所在地（野田市）
64	グループホームけやきの杜・デイハウスけやきの杜（生活介護サービス㈱）	野田市山崎 1448-1
65	グループホームソラスト川間（㈱ソラスト）	野田市中里 1564-2
66	グループホームバンヤンツリー関宿（有）サンミルクサービス）	野田市木間ヶ瀬 4877-1
67	グループホーム菜の花（生活介護サービス㈱）	野田市宮崎 207-5
68	麗翠堂グループホーム（有ワイオハ）	野田市瀬戸 965-1
69	ケアハウスウェルフェア（社会福祉法人恵愛会）	野田市木間ヶ瀬 6129
70	ヴィラほまれの家（社会福祉法人招福会）	野田市目吹 2011-3
71	ここち野田（㈱ベネッセスタイルケア）	野田市山崎 2210-7
72	ブリスイン野田（医療法人社団愛世会）	野田市宮崎 81-6
73	野田市立花輪保育所	野田市上花輪新町 14
74	コビープリスクールあたご保育所（㈱コビーソシオ）	野田市宮崎 101-1
75	野田市立東部保育所	野田市鶴奉 228
76	野田市立南部保育所	野田市山崎 1214
77	野田市立北部保育所	野田市谷津 682-2
78	野田市立尾崎保育所	野田市尾崎 1714
79	野田市立乳児保育所	野田市中野台 17
80	野田市立木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬 3152-1
81	アスク古布内保育園（㈱日本保育サービス）	野田市古布内 1527-13
82	聖華保育園（社聖華）	野田市上三ヶ尾 454-1
83	コビープリスクールのだ保育園（㈱コビーアンドアソシエイツ）	野田市中野台 564-2
84	コビープリスクールせきやど保育園（㈱コビーアンドアソシエイツ）	野田市なみき二丁目 3-3
85	アスク七光台保育園（㈱日本保育サービス）	野田市谷津 367
86	アスク川間保育園（㈱日本保育サービス）	野田市尾崎 853-1
87	コビープリスクールさくらのさと保育園（社コビーソシオ）	野田市桜の里一丁目 1-5
88	すくすく保育園（社会福祉法人すくすくどろんこの会）	野田市山崎 1952
89	特別養護老人ホームいきいきタウンのだ（社会福祉法人ぱる）	野田市中根 193-12
90	野田病院居宅介護支援センターこすもす（医療法人社団真療会）	野田市中里 1554-1
91	特別養護老人ホーム 船形サルビア荘(社会福祉法人円融会)	野田市船形 297-2
92	グループホームゆりの木(社会福祉法人いちいの会)	野田市木間ヶ瀬 3162
93	ご長寿くらぶ 野田清水公園北館(㈱アーバンアーキテック)	野田市桜の里一丁目 1-16
94	サービス付き高齢者向け住宅あさひ野田（株式会社 Bright Light）	野田市上花輪 737-1

3 情報連絡 資料3 - 5 野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

	設置場所（施設）	所在地（野田市）
95	ひばり保育園（医療法人社団圭春会）	野田市横内 164-7
96	すくすく保育園分園	
97	聖華未来のこども園（学校法人白須賀学園）	野田市山崎 1778-1
98	ご長寿くらぶ 野田清水公園南館(株アーバンアーキテック)	野田市桜の里一丁目 1-17
99	特別養護老人ホーム ふれあいの里（社会福祉法人法師会）	野田市野田 754-1
100	のだのこども園（学校法人加藤学園）	野田市蕃昌 338-2

野田市防災用MCA無線管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、800MHz帯デジタルMCA通信システムを利用して野田市が運用する双方向通信可能な防災無線(以下「防災用MCA無線」という。)に関し、必要な事項を定め、その適正な管理及び運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 防災用MCA無線の無線設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (3) 無線系 全ての無線局及び付帯設備を含めたものをいう。

(無線系の職員)

第3条 無線系に次に掲げる職員を置く。

- (1) 総括管理者
- (2) 管理責任者
- (3) 運用責任者
- (4) 無線設備操作者

(総括管理者)

第4条 総括管理者は、無線系の管理運用に関する業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、防災を主管する部長をもって充てる。

3 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定に基づき野田市災害対策本部を設置した場合は、前項の規定にかかわらず野田市災害対策本部長をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理運用業務を行うとともに運用責任者を指揮監督する。

2 管理責任者は、防災を主管する課長をもって充てる。

(運用責任者)

第6条 運用責任者は、管理責任者の命を受け、その無線局の運用業務を所掌するとともに無線設備の操作を行う者(以下「無線設備操作者」という。)を指揮監督する。

2 運用責任者は、無線設備に異常を発見した時は、管理責任者に報告を行う。

3 運用責任者は、無線局設置施設又は設置車両の管理者にある者をもって充てる。

(無線設備操作者)

第7条 無線設備操作者は、運用責任者の指揮監督の下、電波法(昭和25年法律第131号)等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線設備の操作を行わなければならない。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 非常時通信 災害発生等非常時の通信をいう。
- (2) 普通通信 非常時通信以外の通信をいう。

(通信の原則)

第9条 通信は、簡単明瞭に行い、無線局開設の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は、非常時通信を優先とする。

(秘密の保持)

第10条 通信業務に従事する者は、無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を保持しなければならない。

(備付書類の管理)

第11条 管理責任者は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第38条に規定す

る書類（免許状に係るものに限る。）を管理保存しなければならない。

（無線設備の保全）

第12条 管理責任者は、無線設備の保全のため、定期的に無線設備の点検を行い、常に良好な状態を維持するように努めなければならない。

（通信訓練）

第13条 管理責任者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

(1) 定期通信訓練

(2) 防災訓練に併せた通信訓練

（補則）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

野田市防災用M C A無線携帯型無線機管理運用細則

(目的)

第1条 この要領は、野田市防災用M C A無線管理運用規程で定める防災用M C A無線のうち、携帯型無線機（携帯による使用方法を主とする無線設備をいう。以下同じ。）の運用等に関し、野田市防災用M C A無線管理運用規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(配備)

第2条 携帯型無線機の配備は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害対策本部員等
- (2) 配備が必要と認められる市施設・防災関係機関等
- (3) 前各号により配備した携帯型無線機以外の携帯型無線機は、防災主管課に備える。

2 配備先は、別表に定めるとおりとする。

(保守点検等の費用負担)

第3条 次に掲げる費用は、市の負担とする。

- (1) 保守点検に要する費用（充電電池を含む。）
- (2) 修理に要する費用
- (3) その他、費用の負担が適当とするもの

(通信の維持等)

第4条 第2条の規定により携帯型無線機の配備を受けた者、市施設・防災関係機関等（以下、「携帯型無線機設置者」という。）は、常に通信可能な状態を保つよう努めるものとする。

2 携帯型無線機の動作に要する電力料金は、携帯型無線機設置者において負担するものとする。

(携帯型無線機の返還等)

第5条 携帯型無線機設置者は、携帯型無線機を配備する必要がなくなったときは、速やかに市（防災主管課）に返還する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

野田市防災用MCA無線局番号簿

設置場所又は使用場所		呼出番号
本庁舎	災害対策事務局 防災安全課	101
本庁舎	水防体制事務局 管理課	102
警察	野田警察署	110
消防	野田市消防署 指令室	119
市施設	野田市中央出張所	201
指定緊急避難場所	野田市南コミュニティセンター（南出張所）	202
指定緊急避難場所	野田市北コミュニティセンター（北出張所）	203
指定緊急避難場所	野田市いちいのホール（関宿支所）	204
指定緊急避難場所	野田市文化センター（中央公民館）	211
指定緊急避難場所	野田市東部公民館	212
指定緊急避難場所	野田市南部梅郷公民館	213
指定緊急避難場所	野田市北部公民館	214
指定緊急避難場所	野田市川間公民館	215
指定緊急避難場所	野田市福田公民館	216
指定緊急避難場所	野田市関宿中央公民館	217
指定緊急避難場所	野田市関宿公民館	218
指定緊急避難場所	野田市二川公民館	219
指定緊急避難場所	野田市木間ヶ瀬公民館	220
本庁舎	野田市教育委員会 学校教育部	231
市施設	野田市補修事務所	232
市施設	野田市保健センター	233
指定緊急避難場所	野田市関宿保健センター	234
指定緊急避難場所	野田市関宿複合センター	235
ライフライン	野田市水道部	241
指定緊急避難場所	野田市総合公園	251
指定緊急避難場所	野田市関宿総合公園	252
指定緊急避難場所	野田市立中央小学校	301
指定緊急避難場所	野田市立宮崎小学校	302
指定緊急避難場所	野田市立東部小学校	303
指定緊急避難場所	野田市立南部小学校	304
指定緊急避難場所	野田市立北部小学校	305
指定緊急避難場所	野田市立川間小学校	306
指定緊急避難場所	野田市立福田第一小学校	307
指定緊急避難場所	野田市立福田第二小学校	308
指定緊急避難場所	野田市立清水台小学校	309
指定緊急避難場所	野田市立柳沢小学校	310
指定緊急避難場所	野田市立山崎小学校	311
指定緊急避難場所	野田市立岩木小学校	312
指定緊急避難場所	野田市立尾崎小学校	313
指定緊急避難場所	野田市立七光台小学校	314
指定緊急避難場所	野田市立二ツ塚小学校	315
指定緊急避難場所	野田市立みずき小学校	316
指定緊急避難場所	野田市立木間ヶ瀬小学校	317
指定緊急避難場所	野田市立二川小学校	318
指定緊急避難場所	野田市立関宿小学校	319
指定緊急避難場所	野田市立関宿中央小学校	320
指定緊急避難場所	野田市立第一中学校	351
指定緊急避難場所	野田市立第二中学校	352
指定緊急避難場所	野田市立東部中学校	353
指定緊急避難場所	野田市立南部中学校	354
指定緊急避難場所	野田市立北部中学校	355
指定緊急避難場所	野田市立川間中学校	356
指定緊急避難場所	野田市立福田中学校	357
指定緊急避難場所	野田市立岩名中学校	358
指定緊急避難場所	野田市立木間ヶ瀬中学校	359

3 情報連絡 資料3-8 野田市防災用MCA無線局番号簿

設置場所又は使用場所		呼出番号
指定緊急避難場所	野田市立二川中学校	360
指定緊急避難場所	野田市立関宿中学校	361
指定緊急避難場所	千葉県立清水高等学校	371
指定緊急避難場所	学校法人千葉武陽学園西武台千葉高等学校	372
指定緊急避難場所	千葉県立野田中央高等学校	373
指定緊急避難場所	千葉県立関宿高等学校	374
市施設	野田市立野田幼稚園	381
指定緊急避難場所	野田市立関宿南部幼稚園	382
指定緊急避難場所	野田市立関宿中部幼稚園	383
指定緊急避難場所	私立関宿幼稚園	384
指定緊急避難場所	野田市立木間ヶ瀬保育所	385
指定緊急避難場所	アスク古布内保育園	386
指定緊急避難場所	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	391
指定緊急避難場所	千葉県立野田看護専門学校	392
指定緊急避難場所	千葉県立関宿城博物館	393
ライフライン	野田ガス(株)	401
ライフライン	東京電力パワーグリッド(株)東葛支社野田事務所	402
ライフライン	東日本電信電話(株)千葉事業部千葉西支店	403
医療機関	小張総合病院	451
医療機関	門倉医院	452
医療機関	野田病院	453
医療機関	キッコーマン総合病院	454
医療機関	東葛飾病院	455
医療機関	野田中央病院	456
医療機関	岡田病院	457
医療機関	木野崎病院	458
指定緊急避難場所	東京理科大学	501
指定緊急避難場所	(株)ユー・エス・エス	502
指定緊急避難場所	アルフレッサファーマ(株)	503
携帯局	災害対策本部活動用(16台)	601~616
携帯局	指定緊急避難場所 関宿あおぞら広場	621
携帯局	指定緊急避難場所 元町香取神社	622
携帯局	指定緊急避難場所 下納谷浅間神社	623
携帯局	指定緊急避難場所 古布内浄禅寺	624
携帯局	指定緊急避難場所 飯塚白山神社	625
携帯局	指定緊急避難場所 清水公園	626
携帯局	指定緊急避難場所 旧専売公社跡地	627
携帯局	指定緊急避難場所 愛宕神社	628
携帯局	指定緊急避難場所 鹿島神社	629
携帯局	指定緊急避難場所 キッコーマン野球場	630
携帯局	指定緊急避難場所 朝日ヶ丘公園	631
携帯局	野田市補修事務所	632
携帯局	野田市水道部(5台)	641~645
携帯局	複合老人ホーム野田市楽寿園	651
携帯局	野田市消防本部 警防課	719
携帯局	野田市消防署 中央分署	729
携帯局	野田市消防署 南分署	739
携帯局	野田市消防署 北分署	749
携帯局	野田市消防署 関宿分署	759
携帯局	野田市消防署 関宿北出張所	769
携帯局	消防署(緊急車両)	781
携帯局	消防署 中央分署(緊急車両)	782
携帯局	消防署 北分署(緊急車両)	783
携帯局	消防署 南分署(緊急車両)	784
携帯局	消防署 関宿分署(緊急車両)	785
携帯局	消防署 関宿分署(緊急車両)	786
携帯局	消防署 関宿北出張所(緊急車両)	787

3 情報連絡 資料 3 - 8 野田市防災用M C A無線局番号簿

設置場所又は使用場所		呼出番号
車載局	災害対策活動用 (21 台)	8 0 1 ~ 8 2 6
		8 1 1 ~ 8 1 2
		8 2 1 ~ 8 3 3
車載局	市施設 野田市水道部 (5 台)	8 4 1 ~ 8 4 5
携帯局	消防団 (56 台)	9 1 1 ~ 9 1 7
		9 2 1 ~ 9 2 8
		9 3 1 ~ 9 3 5
		9 4 1 ~ 9 4 6
		9 5 1 ~ 9 5 6
		9 6 1 ~ 9 6 8
		9 7 1 ~ 9 8 6

防災関係機関の電話

機 関 名	一般電話番号	千葉県防災 行政無線電話
野田市役所	04(7136)1779	208-721
野田市消防本部	04(7124)0119	208-731
野田市水道部	04(7124)5145	
千葉県危機管理課	043(223)2175	500-7221
千葉県東葛飾地域振興事務所	047(361)2175	502-721
千葉県野田健康福祉センター	04(7124)8155	524-721
千葉県東葛飾土木事務所	047(364)5136	
千葉県野田警察署	04(7125)0110	514-721
農林水産省関東農政局千葉県拠点	043(224)5611	
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	04(7125)7436	
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	0480(52)3956	
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	043-287-0311	652-721
気象庁銚子地方气象台	0479(22)0074	178-721
陸上自衛隊需品学校	047(387)2171	
東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店	04(7162)4600	636-721
東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社	04(7113)2000	
東武鉄道株式会社野田市駅	04(7124)9255	
野田ガス株式会社	04(7125)0101	
千葉県トラック協会野田支部	04(7126)6066	
一般社団法人野田市医師会	04(7122)3692	
一般社団法人野田市歯科医師会	04(7123)1361	

災害広報の例文

〔例文 1〕 地震情報

注意喚起

こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動してください。余震の可能性あります。まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。テレビ、ラジオで正しい情報を聞いてください。

屋外行動向け

こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動してください。余震の可能性あります。屋外では、落下物やブロック塀の倒壊に注意し、身の安全を守ってください。

〔例文 2〕 気象情報

特別警報発令

こちらは防災野田です。当地域に、特別警報が発表されました。周囲の状況を見て避難行動をとってください。

「 」は大雨、暴風、暴風雪、大雪

〔例文 3〕 火災に関する情報

通電火災予防

こちらは防災野田です。避難所に避難する場合は、火災を予防するため、家の電源を落としてください。ブレーカーを落としてください。

通電火災予防

こちらは防災野田です。地震の発生により、停電が発生しています。復旧の際、電気製品による火災の危険があります。不要な器具はコンセントを抜いてください。また、避難の際は、ブレーカーを切ってください。

火災の発生

こちらは防災野田です。付近で火災が発生しています。棟が消失し、現在も延焼中です。

「 」は地区名又は大字名等

火災による避難指示

こちらは防災野田です。現在、地区の火災は、方面へ燃え広がっています。地区の住民の方は、直ちに方面へ避難してください。

「 」は地区名又は大字名等

〔例文 4〕 竜巻に関する情報

竜巻の発生に関する情報

こちらは防災野田です。野田市周辺で、竜巻と思われる突風が発生した模様です。直ちに身を守る行動を起こしてください。

竜巻発災情報

こちらは防災野田です。市内に竜巻と思われる突風が発生しました。電線の切断、倒木の可能性がありますので、注意してください。

〔例文 5〕 避難関係情報

避難準備情報・高齢者避難開始

こちらは防災野田です。時分、地区に、避難準備・高齢者等避難開始が出されました。避難に時間のかかる方は、速やかに近くの避難所へ避難を始めてください。その他の方は、避難の準備をしてください。

「 」は地区名又は大字名等

避難勧告

こちらは防災野田です。時分、地区に、避難勧告が出されました。住民の方は、直ちに近くの避難所に避難してください。身軽な服装で、非常持出品を準備し、落ち着いて避難してください。

「 」は地区名又は大字名等

避難指示（緊急）

こちらは防災野田です。時分、〇〇地区に避難指示（緊急）が出されました。まだ避難していない方は、直ちに近くの避難所に避難せよ。まだ避難していない方は、直ちに近くの避難所に避難せよ。

「 」は地区名又は大字名等

解除

こちらは防災野田です。時分、〇〇地区の避難（準備・高齢者等避難開始、勧告、指示（緊急））は解除されました。

「 」は地区名又は大字名等

〔例文 6〕 避難に関する情報

避難所の開設

こちらは防災野田です。時現在、で避難所を開設しました。避難の必要な人は、家族で避難し、できるだけ非常用持出品を用意してください。

「 」は避難所名

医療救護所の開設

こちらは防災野田です。時現在、で医療救護所を開設しました。ケガをされた人は、病院に行ってください。

「 」は病院名

〔例文 7〕 被害の発生状況及び二次災害発生危険の見込み

被害状況

こちらは防災野田です。 の発生により、 地区、 地区の家具などに多数の被害が発生しています。緊急の電話に備え、緊急以外の連絡や安否確認の電話は控えてください。テレビ、ラジオで正しい情報を聞いてください。

「 」は地震等の災害名称。「 」は地区名又は大字名等

二次災害発生の見込み

こちらは防災野田です。 の発生により、倒木や電線の切断が発生しています。屋外での行動は控えてください。屋外で行動する場合は、落下物やブロック塀の倒壊に注意してください。

「 」は地震等の災害名称

余震情報

こちらは防災野田です。 時 分に、 県 を震源とした、大きな地震が発生しました。市内の震度は です。今後も余震の発生が考えられます。落ち着いて行動してください。

「 」は都県名。「 」は地区名等

浸水情報

こちらは防災野田です。洪水の発生により、 地区は全域浸水しています。

「 」は地区名又は大字名等

災害の発生情報

こちらは防災野田です。現在 地区で、 が発生しています。現在、（消火、救助）活動を実施しています。テレビ、ラジオなどにより、正しい情報を確認してください。

「 」は地区名又は大字名等。「 」は火災等の災害名称

〔例文 8〕 市民のとるべき行動、自主防災活動の要請

安否確認

こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。近所で声を掛け合い、安否確認を行ってください。

屋外行動

こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動してください。屋外で行動している人は、ラジオ等の正しい情報を周りの人と共有してください。デマにまどわされないように、落ち着いて行動してください。

避難行動

こちらは防災野田です。避難場所に向かう時は、高齢者、身体の不自由な人に声をかけ、助け合って避難してください。

避難行動

こちらは防災野田です。洪水の発生により、地区は広い範囲で浸水しています。自宅で避難している人は、できるだけ2階など、上の階に避難してください。身の安全を守ってください。

「 」は地区名又は大字名等

災害時協力井戸による給水

こちらは防災野田です。〇〇の発生により、水道が断線しています。災害時協力井戸に登録している方は、井戸による給水の協力をお願いします。

「 」は災害名称

衛生管理

こちらは防災野田です。市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸して飲むなど衛生面に十分注意して下さい。

また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。食中毒症状の時は保健所に連絡して下さい。

〔例文 9〕 ライフライン及び交通機関の被害状況並びに復旧の見込み

被害状況

こちらは防災野田です。 の発生により、現在、電気（又は、ガス、水道）は全て供給を停止しています。（又は、電話も不通となっています。）復旧の見通しは立っていません。ラジオなどの情報に、注意し、デマにまどわされまいように、落ち着いて行動してください。

「 」は災害名称

交通規制情報

こちらは防災野田です。現在、 の発生により市内の（全て・ 地区の）道路で車両の通行が禁止されています。自動車は使用しないでください。ラジオなどの情報や現場の警察官の指示に従ってください。

「 」は災害名称

鉄道運行情報

こちらは防災野田です。 の発生により、東武鉄道野田店、伊勢崎線、つくばエクスプレス、常磐線は全ての運転を見合わせています。運転再開の見通しは立っていません。

「 」は災害名称

〔例文 10〕 生活関連情報

応急給水の実施

こちらは防災野田です。ただいま、 で応急給水を行っています。時間は、 時までの予定です。（給水は一世帯 リットルまでとなります。）ポリタンク等持参してください。

「 」は施設名称

炊き出しの実施

こちらは防災野田です。 時から、 で炊き出しを行います。

「 」は施設名称

災害時協力井戸による給水

こちらは防災野田です。市内の災害時協力井戸で給水を行っています。ポリ容器などを持参ください。給水は井戸所有者の指示に従ってください。

救援物資の配給

こちらは防災野田です。 時から で救援物資の配給を行います。配給の物品は（食料、衣類、生活用品）です。

「 」は施設名称

〔例文 11〕 東海地震関連に関する情報

注意情報発表時

こちらは防災野田です。 時 分に東海地震の注意情報が発表されました。今後、東海地震の警戒宣言が発令されると、一部の鉄道、バスなどの公共交通機関の運行が休止されます。テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。

警戒宣言発令

こちらは防災野田です。 時 分に東海地震の警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は、2・3日（又は数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生する恐れがあるときに発令されます。帰宅できる方は、気をつけてお帰りください。

一部の鉄道、バスなどの公共交通機関は停止しておりますので、帰宅できない方は、近くの避難所へ移動してください。

テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。

警戒宣言の解除

こちらは防災野田です。ただいまから、東海地震に係る警戒宣言の解除についてお知らせいたします。 月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、 月 日 時 分解除されました。予想されました地震発生の恐れはなくなりました。

避難所別対応災害一覧

: 利用可、× : 利用不可

地区		避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害
関宿北部地区	1	千葉県立関宿城博物館		×	×
	2	野田市関宿公民館		×	
	3	野田市立関宿中学校		×	×
	4	野田市立関宿小学校		×	×
関宿中部地区	5	アルフレッサファーム(株)		×	×
	6	野田市立二川小学校		×	×
	7	野田市二川公民館		×	
	8	野田市立二川中学校		×	×
	9	野田市関宿複合センター		×	×
	10	野田市いちいのホール		×	×
	11	野田市関宿中央公民館		×	
	12	野田市関宿保健センター		×	×
	13	野田市立関宿中央小学校		×	×
関宿南部地区	14	野田市立木間ヶ瀬中学校		×	×
	15	野田市立木間ヶ瀬小学校		×	×
	16	野田市関宿総合公園(体育館)		×	×
	17	野田市木間ヶ瀬公民館		×	
	18	千葉県立関宿高等学校		×	×
川間地区	19	(株)USS東京		×	×
	20	野田市立川間小学校		×	×
	21	野田市川間公民館		×	
	22	野田市立川間中学校		×	×
	23	学校法人千葉武陽学園西武台千葉高等学校		×	×
	24	野田市立尾崎小学校		×	×
北部地区	25	野田市立北部中学校			×
	26	野田市立岩木小学校		×	×
	27	野田市北コミュニティセンター		×	×
	28	野田市立七光台小学校			×
	29	千葉県立野田中央高等学校		×	×
	30	野田市立岩名中学校		×	×
	31	野田市北部公民館		×	
	32	野田市立北部小学校		×	×

野田市立関宿南部幼稚園は、令和2年度の地域防災計画の修正で、洪水対応の指定避難所の指定を解除しております。

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4 - 1 指定緊急避難場所一覧

地区		避難所名	地震 大規模事故	風水害	土砂災害
中央地区	33	野田市総合公園（体育館）		×	×
	34	千葉県立清水高等学校		×	×
	35	野田市立清水台小学校		×	×
	36	野田市立第一中学校		×	×
	37	野田市立中央小学校		×	×
	38	野田市立柳沢小学校			×
	39	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	×		×
	40	野田市生涯学習センター	×	×	
	41	野田市文化センター	×		×
	42	野田市中央公民館	×	×	
	43	野田市立宮崎小学校			×
	44	野田市立第二中学校			×
東部地区	45	野田市東部公民館			
	46	野田市立東部中学校			×
	47	野田市立東部小学校			×
	48	千葉県立野田看護専門学校			×
南部地区	49	野田市立南部中学校			×
	50	野田市立南部小学校			×
	51	野田市南部梅郷公民館			
	52	野田市南コミュニティセンター			×
	53	野田市立山崎小学校			×
	54	野田市立みずき小学校		×	×
	55	東京理科大学			×
福田地区	56	野田市立福田第一小学校			×
	57	野田市立福田中学校			×
	58	野田市福田公民館			
	59	野田市立二ツ塚小学校		×	×
	60	野田市立福田第二小学校			×

指定緊急避難場所一覧 [地震・大規模事故対応]

指定 避難所	地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (m ²)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(m ²)	収容 人員
	関 宿 北 部 地 区	1 千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三軒 家 143-4 (7196)-1400	建物	572	65	3.3	112
		2 関宿にこにこ水辺公園	野田市関宿三軒 家 143-4	広場	30,200	70	2.0	10,570
		3 関宿あおぞら広場	野田市関宿町 1396	広場	7,723	70	2.0	2,703
		4 野田市関宿公民館	野田市関宿台町 2558-1 (7196)1100	建物	527	65	3.3	103
		5 野田市立関宿中学校	野田市関宿台町 2150 (7196)0113	校舎	2,204	65	3.3	434
校庭				9,625	70	2.0	3,368	
体育館				1,089	70	3.3	231	
		6 野田市立関宿小学校	野田市関宿台町 171 (7196)0112	校舎	3,472	65	3.3	683
校庭	7,668			70	2.0	2,683		
体育館	1,060			70	3.3	224		
	7 元町香取神社	野田市関宿元町 88	境内	1,093	70	2.0	382	
	8 下納谷浅間神社	野田市関宿台町 1006	境内	2,611	70	2.0	913	
	関 宿 中 部 地 区	9 アルフレッサファーマ(株)	野田市西高野 278-5 (7196)1151	建物	7,068	65	3.3	1,392
		10 野田市立二川小学校	野田市桐ヶ作 464 (7196)0074	校舎	3,752	65	3.3	739
校庭				8,321	70	2.0	2,912	
体育館				1,184	70	3.3	251	
		11 野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作 453 1 (7196)2324	園庭	1,209	70	2.0	423
		12 野田市二川公民館	野田市桐ヶ作 51 1 (7196)2020	建物	801	65	3.3	157
		13 野田市立二川中学校	野田市桐ヶ作 418 (7196)0004	校舎	4,001	65	3.3	788
校庭				23,022	70	2.0	8,057	
体育館	750			70	3.3	159		
	14 アスク古布内保育園	野田市古布内 1527 13 (7196)5161	園庭	1,754	70	2.0	614	
	15 古布内浄禅寺	野田市古布内 1329 (7196)1239	境内	11,710	70	2.0	4,098	
	16 野田市関宿複合センター	野田市木間ヶ瀬 620 (7198)3685	建物	1,254	65	3.3	247	
敷地			4,852	70	2.0	1,698		

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

避難所 指定	地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
	17	野田市いちいのホール	野田市東宝珠花 237-1 関宿支所 (7198)1111 関宿コミュニティ会館 (7198) 1941	建物	4,604	65	3.3	906
				駐車場	2,767	70	2.0	968
	18	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1 (7198)2166	建物	1,125	65	3.3	221
	19	野田市関宿保健センター	野田市東宝珠花 260 1 (7198)5011	建物	2,750	65	3.3	541
	20	野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234 1 (7198)4321	校舎	3,699	65	3.3	728
				校庭	9,876	70	2.0	3,456
				体育館	795	70	3.3	168
	21	飯塚白山神社	野田市木間ヶ瀬 475	境内	7,214	70	2.0	2,524
	22	野田市立木間ヶ瀬中学校	野田市木間ヶ瀬 3393 1 (7198)0218	校舎	5,479	65	3.3	1,079
				校庭	13,672	70	2.0	4,785
				体育館	748	70	3.3	158
	23	野田市立関宿南部幼稚園	野田市木間ヶ瀬 3197 (7198)2075	園庭	1,260	70	2.0	441
	24	野田市立木間ヶ瀬小学校	野田市木間ヶ瀬 3640 (7198)0204	校舎	4,007	65	3.3	789
				校庭	7,019	70	2.0	2,456
				体育館	1,198	70	3.3	254
	25	野田市関宿総合公園(体育館)	野田市平井401 (7198)8500	体育館	5,555	70	3.3	1,178
				園内	20,918	70	2.0	7,321
	26	野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935 (7198)3171	建物	964	65	3.3	189
	27	野田市立木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬 3152 1 (7198)3825	園庭	2,001	70	2.0	700
	28	千葉県立関宿高等学校	野田市木間ヶ瀬 4376 (7198)5006	校舎	6,160	65	3.3	1,213
				校庭	16,176	70	2.0	5,661
				体育館	2,039	70	3.3	432
	29	(株)USS東京	野田市中里 2144-1 (7120)8000	建物	17,383	65	3.3	3,423
				駐車場	13,890	70	2.0	4,861
	30	野田市立川間小学校	野田市中里934 (7129)4003	校舎	3,797	65	3.3	747
				校庭	13,684	70	2.0	4,789
				体育館	882	70	3.3	187
	31	野田市川間公民館	野田市中里720 (7129)4002	建物	800	65	3.3	157
	32	野田市立川間中学校	野田市中里136-1 (7129)4025	校舎	5,884	65	3.3	1,158
				校庭	19,610	70	2.0	6,863
				体育館	1,282	70	3.3	271

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

避難所 指定	地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
	33	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市尾崎 2241-2 (7127)1111	校舎	8,188	65	3.3	1,612
				校庭	44,366	70	2.0	15,528
				体育館	5,194	70	3.3	1,101
	34	野田市立尾崎小学校	野田市尾崎 1415 (7129)8166	校舎	4,718	65	3.3	929
				校庭	15,026	70	2.0	5,259
				体育館	1,065	70	3.3	225
	35	野田市立北部中学校	野田市谷津 673 (7122)2866	校舎	6,358	65	3.3	1,252
				校庭	14,196	70	2.0	4,968
				体育館	1,604	70	3.3	340
	36	野田市立岩木小学校	野田市岩名二丁 目 12-1 (7129)5989	校舎	6,828	65	3.3	1,344
				校庭	9,124	70	2.0	3,193
				体育館	1,006	70	3.3	213
	37	野田市 北コミュニティセンター	野田市春日町 16-1 北出張所 (7129)8800 北コミュニティ会館 (7129)8822	建物	2,310	65	3.3	455
				駐車場	1,045	70	2.0	365
	38	野田市立七光台小学校	野田市七光台 20-1 (7127)1712	校舎	5,064	65	3.3	997
				校庭	13,154	70	2.0	4,603
				体育館	1,101	70	3.3	233
	39	千葉県立野田中央高等学校	野田市谷津 713 (7125)4108	校舎	11,543	65	3.3	2,273
				校庭	25,560	70	2.0	8,946
				体育館	1,516	70	3.3	321
	40	野田市立岩名中学校	野田市岩名 1700 (7122)5269	校舎	5,594	65	3.3	1,101
				校庭	19,355	70	2.0	6,774
				体育館	1,232	70	3.3	261
	41	野田市北部公民館	野田市谷津 384 (7122)3429	建物	669	65	3.3	131
	42	野田市立北部小学校	野田市谷津 25-1 (7122)2748	校舎	2,407	65	3.3	474
				校庭	5,274	70	2.0	1,845
				体育館	751	70	3.3	159
	43	野田市総合公園(体育館)	野田市清水 958 (7125)1155	体育館	5,406	70	3.3	1,146
				園内	187,000	70	2.0	65,450
	44	千葉県立清水高等学校	野田市清水 482 (7122)4581	校舎	15,812	65	3.3	3,114
				校庭	21,292	70	2.0	7,452
				体育館	1,415	70	3.3	300
	45	野田市立清水台小学校	野田市清水 773 (7124)1191	校舎	5,476	65	3.3	1,078
				校庭	23,169	70	2.0	8,109
				体育館	946	70	3.3	200
	46	清水公園	野田市清水 1005 (7125)3030	園内	200,000	70	2.0	70,000
	47	旧専売公社跡地	野田市清水 246-1	敷地	10,639	70	2.0	3,723
	48	愛宕神社	野田市野田 725 (7122)2023	境内	9,795	70	2.0	3,428

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

指定 避難所	地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (m ²)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(m ²)	収容 人員
		49 野田市立第一中学校	野田市野田 829-1 (7122)5524	校舎	5,160	65	3.3	1,016
				校庭	21,300	70	2.0	7,455
				体育館	2,065	70	3.3	438
		50 野田市立中央小学校	野田市野田 611 (7122)2116	校舎	8,768	65	3.3	1,727
				校庭	9,173	70	2.0	3,210
				体育館	1,516	70	3.3	321
		51 鹿島神社	野田市中野台 306 (7124)6974	境内	3,380	70	2.0	1,183
		52 キックマン野球場	野田市上花輪 404-1	球場	9,540	70	2.0	3,339
		53 朝日ヶ丘公園	野田市上花輪新 町 3-14	園内	2,600	70	2.0	910
		54 野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139 (7124)6234	校舎	3,673	65	3.3	723
				校庭	11,621	70	2.0	4,067
				体育館	948	70	3.3	201
		55 東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53 (7124)4148	駐車場	2,318	70	2.0	811
		56 野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1 (7124)1555	駐車場	7,068	70	2.0	2,473
		57 野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55 (7122)2362	校舎	3,516	65	3.3	692
				校庭	7,849	70	2.0	2,747
				体育館	796	70	3.3	168
		58 野田市立第二中学校	野田市中根 139 (7122)5534	校舎	5,255	65	3.3	1,035
				校庭	16,053	70	2.0	5,618
				体育館	1,426	70	3.3	302
		59 野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-4 (7122)4202	建物	674	65	3.3	132
				運動場	1,200	70	2.0	420
	東部地区	60 野田市立東部中学校	野田市目吹 1500 (7122)3015	校舎	4,547	65	3.3	895
				校庭	15,404	70	2.0	5,391
				体育館	751	70	3.3	159
		61 野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220 (7122)3004	校舎	4,392	65	3.3	865
				校庭	8,549	70	2.0	2,992
				体育館	608	70	3.3	128
		62 千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316-1 (7121)0222	校舎	6,862	65	3.3	1,351
				敷地	23,200	70	2.0	8,120
				体育館	986	70	3.3	209
	南部地区	63 野田市立南部中学校	野田市花井 67 (7122)2508	校舎	7,060	65	3.3	1,390
				校庭	21,727	70	2.0	7,604
				体育館	1,599	70	3.3	339
		64 野田市立南部小学校	野田市山崎 1503 (7122)2509	校舎	5,301	65	3.3	1,044
				校庭	6,842	70	2.0	2,394
				体育館	765	70	3.3	162
		65 野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1 (7122)5402	建物	863	65	3.3	169

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧

避難所 指定	地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (m ²)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(m ²)	収容 人員
	66	野田市 南コミュニティセンター	野田市山崎2008 南出張所 (7125)7921 南コミュニティ会館 (7125)7991	建物	2,292	65	3.3	451
				駐車場	1,100	70	2.0	385
	67	野田市立山崎小学校	野田市山崎2733 (7125)2938	校舎	4,958	65	3.3	976
				校庭	17,788	70	2.0	6,225
				体育館	1,006	70	3.3	213
	68	野田市立みずき小学校	野田市みずき三 丁目2-3 (7121)4311	校舎	5,143	65	3.3	1,013
				校庭	6,560	70	2.0	2,296
				体育館	1,458	70	3.3	309
	69	東京理科大学	野田市山崎2641 (7124)1501	校舎	19,333	65	3.3	3,808
				校庭	433,951	70	2.0	151,882
				体育館	3,326	70	3.3	705
	70	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372 (7138)2109	校舎	3,692	65	3.3	727
				校庭	7,431	70	2.0	2,600
				体育館	1,111	70	3.3	235
	71	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀782 (7138)1452	校舎	5,992	65	3.3	1,180
				校庭	15,344	70	2.0	5,370
				体育館	1,447	70	3.3	306
	72	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1 (7138)2407	建物	690	65	3.3	135
				体育館	1,166	70	3.3	247
				運動場	12,296	70	2.0	4,303
	73	野田市立二ツ塚小学校	野田市二ツ塚 485-2 (7138)1677	校舎	5,243	65	3.3	1,032
				校庭	15,254	70	2.0	5,338
				体育館	1,097	70	3.3	232
	74	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ尾 988 (7138)0355	校舎	2,644	65	3.3	520
				校庭	10,027	70	2.0	3,509
				体育館	493	70	3.3	104

指定緊急避難場所一覧 [土砂災害対応]

指定避難所	地区	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (㎡)	有効率 (%)	1人当 たり面 積(㎡)	収容 人員
	市内 一円	1 野田市関宿公民館	野田市関宿台町 2558-1 (7196)1100	建物	527	65	3.3	103
		2 野田市二川公民館	野田市桐ヶ作 51 1 (7196)2020	建物	801	65	3.3	157
		3 野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1 (7198)2166	建物	1,125	65	3.3	221
		4 野田市木間ヶ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬 2935 (7198)3171	建物	964	65	3.3	189
		5 野田市川間公民館	野田市中里 720 (7129)4002	建物	800	65	3.3	157
		6 野田市北部公民館	野田市谷津 384 (7122)3429	建物	669	65	3.3	131
		7 野田市生涯学習センター	野田市中野台 168-1 (7123)7818	建物	1,134	65	3.3	223
		8 野田市中央公民館	野田市鶴奉 5-1 (7124)1558	建物	1,535	65	3.3	302
		9 野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-4 (7122)4202	建物	674	65	3.3	132
		10 野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1 (7122)5402	建物	863	65	3.3	169
		11 野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1 (7138)2407	建物	690	65	3.3	135
	体育館			1,166	70	3.3	247	

指定避難所一覧 [洪水対応]

	指定緊急避難場所名	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
1	野田市北部中学校	野田市谷津 673	04-7122-2866	全て
2	野田市七光台小学校	野田市七光台 20-1	04-7127-1712	全て
3	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	全て
4	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	全て
5	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	全て
6	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	全て
7	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
8	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	全て
9	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	全て
10	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316-1	04-7121-0222	全て
11	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503	04-7122-2509	全て
12	野田市立山崎小学校	野田市山崎 233	04-7125-2938	全て
13	野田市立南部中学校	野田市花井 67	04-7122-2508	全て
14	東京理科大学	野田市山崎 2641	04-7124-1501	全て
15	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀 1372	04-7138-2109	全て
16	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ尾 988	04-7138-0355	全て
17	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782	04-7138-1452	全て

指定避難所一覧 (要配慮者優先避難所) [洪水対応]

	指定緊急避難場所名	所在地	電話番号	浸水時に利用できる階
1	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-4	04-7122-4202	全て
2	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1	04-7122-5402	全て
3	野田市南コミュニティセンター (南出張所) (南コミュニティ会館)	野田市山崎 2008	04-7125-7921 04-7125-7991	全て
4	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1	04-7138-2407	全て

備蓄倉庫・備蓄品一覧

令和2年5月11日現在

区 分	単 位	合計	市役所	櫛の ホール	南 コミセン	北 コミセン	川間 公民館	東部 公民館	福田 公民館	いちいの ホール	関宿中央 公民館	二川 公民館	みずき 備蓄倉庫	三ツ堀 備蓄倉庫	瀬戸 備蓄倉庫	小学校 中学校等
サバイバルフーズ クラッカー	缶	8159	606	552	390	234	558	276	141	482		138	294			4,488
保存水（500ml）	箱 (24本 /1箱)	1892	10	70		484	356		28	169						775
保存水（2000ml）	箱 (6本/ 1箱)	3,026	221		703		1,177			120					805	
毛布	枚	16,858	650	150	840	560	3,320	100	130	630		250	760	2,398		7,070
敷きマット	枚	3,000											2,250			750
レスキューシート	枚	5,029	229										1,600			3,200
簡易トイレ	個	536	7							37		30	130			332
トイレ袋セット	枚	30,292											12,692			17,600
紙おむつ（新生児用）	枚	810								810						
紙おむつ（小児用：S）	枚	588								588						
紙おむつ（小児用：M）	枚	3,328			228	380				2,720						
紙おむつ（小児用：L）	枚	5,536			900	840				3,796						
紙おむつ（成人用パンツ タイプ：M）	枚	612								612						
紙おむつ（成人用パンツ タイプ：L）	枚	630								630						
尿取りパッド（成人用）	枚	3,465								3,465						
生理用品（昼用）	枚	7,070			480	480				6,110						
生理用品（夜用）	枚	3,953			288	288				3,377						
ほ乳ビン	本	313	33			40				240						
粉ミルク（新生児用）	本	5,120	320							4,800						
粉ミルク（乳児用）	本	2,880	280							2,600						
三角巾大	枚	390				90				300						
発電機	台	67	15		1	15			1	10						25

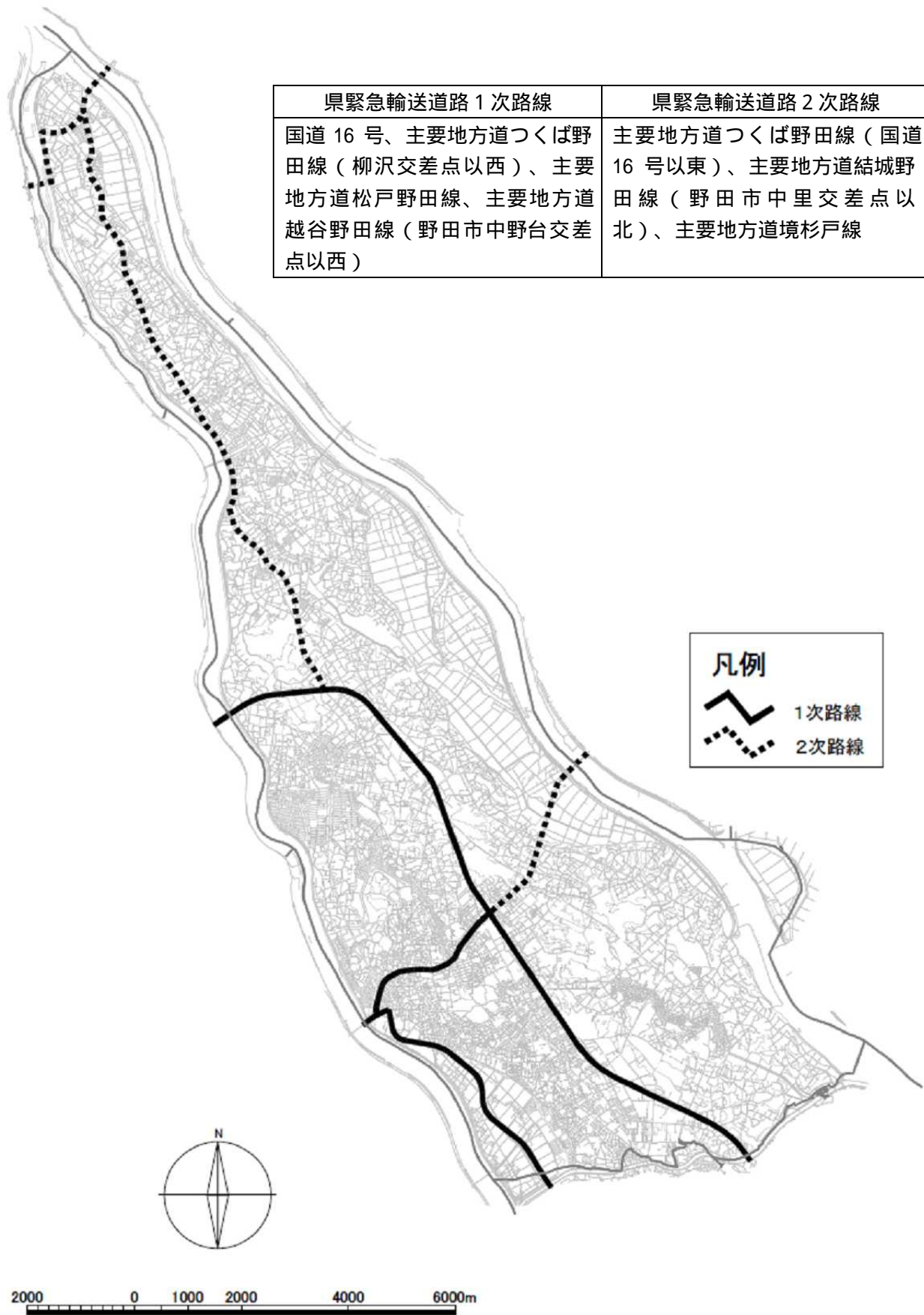
飲料水確保量

施設名	数量
上花輪浄水場	7,200 m ³
東金野井浄水場	5,900 m ³
中根配水場	10,000 m ³
木間ヶ瀬浄水場	4,953 m ³
桐ヶ作配水場	1,260 m ³
関宿台町浄水場(休止中)	588 m ³

指定給水場

地区名	場 所
中央地区	中央出張所、清水台小学校、第一中学校、第二中学校
東部地区	東部公民館、中央公民館
南部地区	南部中学校、南コミュニティセンター、島会館
北部地区	北コミュニティセンター、七光台小学校、岩木小学校
川間地区	川間公民館、川間中学校
福田地区	福田公民館、福田第二小学校
関宿北部地区	関宿公民館
関宿中部地区	二川公民館
関宿南部地区	木間ヶ瀬公民館
その他	東金野井浄水場 上花輪浄水場 中根配水場 木間ヶ瀬浄水場 桐ヶ作配水場 関宿台町浄水場

野田市内の緊急輸送路



ヘリコプター臨時離着陸場

離着陸場名称	所在地	座 標	施設管理者	広さ(m)	区分
野田市総合公園自由 大広場	野田市清水字川通地先	N 35° 57 44 E 139° 50 52	教育長	120 × 80	中
野田市役所 本庁舎屋上	野田市鶴奉7-1	N 35° 57 18 E 139° 52 29	市 長	15 × 15	
野田市文化センター 駐車場	野田市鶴奉5-1	N 35° 57 23 E 139° 52 22	教育長	34 × 70	小
川間駅南中央公園	野田市岩名2丁目39	N 35° 58 24 E 139° 50 12	市 長	100 × 120	大
野田市立 関宿中央小学校	野田市東宝珠花234-1	N 36° 01 28 E 139° 49 24	教育長	80 × 50	中

全備重量4.4t、全長15m以下の機種に限る。

座標は世界測地系

被害の認定基準（災害総括報告）

被害区分		認定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者うち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害		住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの。）をいう。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

被害区分		認定基準等
河	川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港	湾	港湾法（昭和25年法律第18号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂	防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清	掃	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
鉄	道	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被	害	る・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電	話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電	気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
断	水	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
水	道	断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
ガ	ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブ	ロ	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り	災	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
世	帯	例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
り	災	り災世帯の構成員とする。
火	災	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
発	生	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
被 害 額	公	公立の文教施設とする。
	立	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	文	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	教	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
そ の 他 の 被 害 額	農	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	産	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	被	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする
	額	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(平成24年9月7日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 300 円以内 <加算額> 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規 格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内に着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)、冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 焼 流 失			夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
					冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
		半 壊 半 焼 床上浸水			夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬	9,100		12,000	16,800	19,900	25,300	3,300				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,000円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,700円以内 保健師、助産師、看護師、及び准看護師 16,000円以内 救急救命士 16,200円以内 土木技術者、建築技術者 16,100円以内 大工 18,600円以内 左官 17,200円以内 とび職 18,100円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

激甚災害指定基準、局地激甚災害指定基準

激甚災害指定基準

昭和37年2月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法2章3条～4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.2 かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県分の負担事業の事業費査定見込額 > 都道府県の当該年度の標準税収入総額 × 100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の0.5
激甚法5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円
激甚法6条(農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助特例)	次の1及び2の要件に該当する災害。ただし当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く (1) 激甚法5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の1.5であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害
激甚法8条(天災融資法の特例)	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められる場合は、災害の発生のおとど被害の実情に応じて個別に考慮 (A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の該当被害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3
激甚法11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ) > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100分の5 (B基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額 × 100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	<p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 100分の1</p>
<p>激甚法12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）</p> <p>同13条（中小企業近代化資金助成法による災害関係特例）</p> <p>同15条（中小企業近代化に対する資金の融通に関する特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100分の0.2</p> <p>（B基準） 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100分の0.06</p> <p>かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 × 100分の2</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法16条（公立社会教育施設）</p> <p>同17条（私立学校施設）</p> <p>同19条（市町村施行の感染症予防事業）</p>	<p>激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除く。</p>
<p>激甚法22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（A基準） 被災地全域滅失住宅戸数 4,000戸</p> <p>（B基準） 次の1、2のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 被災地全域滅失住宅戸数 2,000戸かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上</p> <p>(2) 被災地全域滅失住宅戸数 1,200戸かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の2割以上</p> <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p>	<p>激甚法2章又は5条の措置が適用される激甚災害。</p>
<p>上記以外の条による措置</p>	<p>災害発生のおとど被害の実情に応じ個別に考慮</p>

局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和43年11月22日の中央防災会議が次のように基準を定めている。

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
激甚法2章3条～4条 （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助） 同5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置） 同6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	事業費査定見込額 > 当該市町村の当該年度の標準税収入総額 × 100分の50 （ただし当該査定事業費が1,000万円未満を除く） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 農地等の災害復旧事業に要する経費見込額 > 当該市町村の当復旧事業等に係る補助該年度の農業所得推定額 × 100分の10（ただし、災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満を除く） ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	林業被害見込額（樹木に係るもの。以下同） > 当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）の推定額 × 1.5（ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く） かつ、要復旧見込面積が大火による被害にあつては、おおむね300ha、その他の災害にあつては当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）のおおよそ25%を越える場合。
激甚法12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等） 同13条（中小企業近代化資金助成法による災害関係特例） 同15条（中小企業者に対する資金の融通に関する特例）	中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 100分の10（ただし、被害額が1,000万円未満を除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法2章又は5条の措置が適用される激甚災害。

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和52年10月7日

野田市条例第37号

注 平成22年9月から改正経過を注記した。

改正 昭和53年7月10日条例第23号

昭和56年10月3日条例第32号

昭和57年12月25日条例第21号

昭和62年3月31日条例第10号

平成4年3月31日条例第10号

平成22年9月30日条例第27号

平成23年5月24日条例第17号

平成23年9月30日条例第26号

平成25年3月27日条例第13号

平成31年3月26日条例第12号

令和元年9月25日条例第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第85号。以下「法」という。）及び同法施行令災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉の向上及び生活の安定に資することを目的とする。

（平22条例27・一部改正）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により死亡又は被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金を支給するものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給する。

4 前3項において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（平23条例26・一部改正）

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金をうけることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 市長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手續）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（平22条例27・一部改正）

（災害障害見舞金の額）

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（平22条例27・一部改正）

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付

(災害援護資金の貸付)

第12条 市長は、令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸付けるものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷者がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書で定める場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で市長が別に定める利率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(平23条例17・旧附則・一部改正)

(東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の償還期間等の特例)

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条第2項の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条第2項中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント」とする。

(平23条例17・追加)

3 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた第14条第1項及び平成23年特別令第14条第4項の規定によるものとする。

(平23条例17・追加、平25条例13・一部改正)

附 則(昭和53年7月10日野田市条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年10月3日野田市条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月25日野田市条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条から第11条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年3月31日野田市条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成4年3月31日野田市条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成22年9月30日野田市条例第27号)

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成23年5月24日野田市条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則(平成23年9月30日野田市条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附 則(平成25年3月27日野田市条例第13号)

5 災害救助法・協定等 資料5 - 4 野田市災害弔慰金の支給等に関する条例

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成25年1月17日から適用する。

野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和52年10月7日

野田市規則第30号

注 平成22年10月から改正経過を注記した。

改正 昭和57年12月25日規則第25号

平成16年7月30日規則第45号

平成17年3月29日規則第34号

平成22年10月28日規則第33号

平成23年5月19日規則第29号

平成23年5月24日規則第30号

平成25年3月27日規則第13号

平成28年3月31日規則第46号

平成31年3月26日規則第22号

令和元年9月25日規則第23号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害障害見舞金の貸付け（第6条 - 第18条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、野田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和52年野田市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定による災害弔慰金の支給は、次に掲げる事項の調査をして行うものとする。

(1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日

(2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

(3) 死亡者の遺族に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平23規則30・一部改正）

（必要書類の提出）

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した者の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被害証明書を提出させるものとする。

2 市長は、本市に住所を有しない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定による災害障害見舞金の支給は、次に掲げる事項の調査をして行うものとする。

(1) 障がい者の氏名、性別及び生年月日

(2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態になった年月日及び負傷又は疾病の状況

- (3) 障がいの種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(平22規則33・平23規則30・一部改正)

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

- 2 市長は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する程度の障がいを有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。
(平22規則33・平23規則30・一部改正)

第4章 災害障害見舞金の貸付け

(平23規則30・改称)

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(以下「借入申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入れの申込みにあつては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月1日から5月末日までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた者がする借入れの申込みにあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 借入申込者は、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに借入申込書を提出しなければならない。

(平23規則30・一部改正)

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定通知等)

第8条 市長は、資金の貸付けを決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書により当該借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、資金を貸し付けないことを決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書により当該借入申込者に通知するものとする。

(平23規則30・一部改正)

(借用書の提出)

第9条 前条第1項の規定により資金の貸付けの決定を受けた借入申込者は、保証人の連署した災害援護資金借用書(以下「借用書」という。)に当該借入申込者及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(平23規則30・一部改正)

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書を受理したときは、速やかに貸付金を交付するものとする。

(平23規則30・一部改正)

(借用書等の返還)

第11条 市長は、貸付金の交付を受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及び印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする借受人は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、償還金の支払の猶予を認めることを決定したときは、償還金支払猶予承認通知書により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、償還金の支払の猶予を認めないことを決定したときは、償還金支払猶予不承認通知書により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払の免除を認めることを決定したときは、違約金支払免除承認通知書により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の免除を認めないことを決定したときは、違約金支払免除不承認通知書により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 借受人が死亡した場合にあっては、そのことを証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができない場合にあっては、そのことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合にあっては、そのことを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を認めることを決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を認めないことを決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

(平22規則33・平23規則30・一部改正)

(督促)

第16条 市長は、償還金を支払期限までに支払わなかった者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(変更の届出)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動が生じたときは、借受人(借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人)は、速やかにそのことを氏名等変更届により市長に届け出なければならない。

(補則)

第18条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(平23規則30・追加)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平23規則30・旧附則・一部改正)

(東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の申込期間等の特例)

2 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第

2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。

（平23規則30・追加、平25規則13・一部改正）

- 3 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第1項第2号の規定の適用については、同号中「被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月1日から5月末日までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

（平25規則13・追加）

附 則（昭和57年12月25日野田市規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年7月30日野田市規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の既存の規則の規定に基づき作成された様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月29日野田市規則第34号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月28日野田市規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式用の紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年5月19日野田市規則第29号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式用の紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年5月24日野田市規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成25年3月27日野田市規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成25年1月17日から適用する。

災害見舞金品交付要綱

昭和51年4月1日

野田市告示第11号

注 平成24年6月から改正経過を注記した。

改正 昭和55年3月29日告示第16号

昭和57年10月1日告示第32号

平成3年3月26日告示第36号

平成14年12月27日告示第13号

平成24年6月15日告示第135号

(目的)

第1条 この要綱は、災害により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出又は埋没をした世帯に対し交付する見舞金の基準を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 災害見舞金品の交付を受けることのできる者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者で災害により住宅が別表に定める被害を受けた場合とする。ただし、特に市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(平24告示135・一部改正)

(見舞金品)

第3条 見舞金品は、別表による。

(被害状況聴取等)

第4条 罹災者の被害状況聴取等については、必要に応じ消防署職員、民生委員等と連絡をとり行うものとする。

(適用除外)

第5条 この要綱は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害については適用しない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月29日野田市告示第16号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日以後に発生した災害から適用する。

附 則(昭和57年10月1日野田市告示第32号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の災害見舞金品交付要綱別表の規定は、昭和57年9月12日以後に被害を受けたものに係る見舞金から適用する。

附 則(平成3年3月26日野田市告示第36号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月27日野田市告示第13号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成24年6月15日野田市告示第135号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

別表

災害見舞金の額等

種 類	災害の程度	対 象	見舞金	見舞品	付 記
災害見舞金	全焼、全壊 流出、埋没	住宅（共同住宅を 含む。）	50,000 円	状況に応じ 毛布等を支 給する。	住宅等の一 部焼損は除 く。
		独身社員寮及び寄 宿舍等	1 人につき 20,000 円		
	半焼、半壊 半流出 半埋没	住宅（共同住宅を 含む。）	20,000 円		
		独身社員寮及び寄 宿舍等	1 人につき 10,000 円		
	床上浸水	住宅（共同住宅を 含む。）	20,000 円		
		独身社員寮及び寄 宿舍等	1 室につき 5,000 円		
弔 慰 金	1 人につき 50,000 円				
傷害見舞金	入院 2 週間以 上と診断され た者	1 人につき 10,000 円			

備考 共同住宅が単独世帯であるときは、独身社員寮及び寄宿舍等の項を適用する。

災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

平成30年3月1日現在

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
全市町村	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内54市町村及び千葉県	H8.2.23	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救護活動に必要な車両、船艇等の提供 4 救援及び応急復旧に必要な医事職、技術職及び技能職等の職員の派遣 5 被災傷病者の受け入れ 6 被災者の一時収容のための施設の提供 7 ゴミ、し尿等の処理のための施設の提供 8 ボランティアの受付及び活動調整 9 その他
全市町村及び15衛生等組合	災害時における廃棄物処理施設に係る援助細目協定	全市町村・香取広域市町村圏事務組合・長生郡市広域市町村圏組合・鋸南地区環境衛生組合・東総衛生組合・印旛衛生施設管理組合・柏白井鎌ヶ谷環境衛生組合・山武郡市広域行政組合・夷隅環境衛生組合・印西地区衛生組合・匝瑳市ほか二町環境衛生組合・佐倉市、酒々井町清掃組合・山武郡市環境衛生組合・東金市外三市町清掃組合・印西地区環境整備事業組合・安房郡市広域市町村圏事務組合	H9.7.31	災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合の相互援助について

5 災害救助法・協定等 資料5-7 災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
東葛飾地域9市	災害時における東葛飾地域市町村間の相互応援に関する協定	市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市	S50.7.24	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の供給及びその飲料水の供給に必要な資機材の提供 2 食糧及び生活必需品の提供並びにその食糧及び生活必需品の供給に必要な資機材 3 医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の職員の派遣 5 避難所、避難場所（収容施設）の提供 6 その他市町が災害に際し必要を認めて要請した事項
36水道事業体、12水道供給事業体、芝山町及び千葉県	千葉県水道災害応援協定	県内36市町村及び県水道局・長門川水道企業団・八匝水道企業団・山武郡市広域水道企業団・長生郡市広域市町村圏組合・三芳水道企業団・九十九里地域水道企業団・北千葉広域水道企業団・東総広域水道企業団・君津広域水道企業団・印旛郡市広域市町村圏事務組合・南房総広域水道企業団・鹿野山水道株式会社・千葉県	H7.11.2	応急給水、応急復旧、応急復旧用資材の供出について
33水道事業体、11水道供給事業体、キッコーマン(株)	公益社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	千葉県・銚子市・旭市・我孫子市・市原市・印西市・柏市・勝浦市・香取市・鴨川市・木更津市・君津市・佐倉市・山武市・白井市・袖ヶ浦市・千葉市・富里市・流山市・習志野市・成田市・野田市・富津市・松戸市・南房総市・八街市・八千代市・四街道市・印旛郡市広域市町村圏事務組合・北千葉広域水道企業団・君津広域水道企業団・九十九里地域水道企業団・山武郡市広域水道企業団・長生郡市広域市町村圏組合・東総広域水道企業団・長門川水道企業団・八匝水道企業団・南房総広域水道企業団・三芳水道企業団・鋸南町・神崎町・酒々井町・多古町・東庄町・キッコーマン(株)	H10.5.18	応急給水作業・応急復旧作業・応急復旧用資機材の供出

5 災害救助法・協定等 資料5-7 災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
静岡県 島田市	災害時の応援に関する協定書	静岡県島田市	H8.1.31	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 2 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供 3 災害応急措置及び応急復旧に必要な車両等の提供 4 災害応急措置及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員等の応援 5 前各号に定めるものの他、特に要求のあった応援
茨城県 境町、五霞町	災害時の応援に関する協定書	茨城県境町、五霞町	H24.9.3	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 2 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供 3 災害応急対策及び応急復旧に必要な車両等の提供 4 災害応急対策及び応急復旧に必要な職員の応援 5 ボランティアのあっ旋 6 避難が必要な被災者の受け入れ者の受け入れ 7 前各号に定めるもののほか特に要求のあった応援
21市町村及び14衛生等組合	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市、那須地区広域行政事務組合、南那須地区広域行政事務組合、佐野地区衛生施設組合、筑西広域市町村圏事務組合、鹿嶋市、潮来市、牛久市、常陸太田市、神栖市、高萩市、東海村、城里町、かすみがうら市、新治地方広域事務組合、常総衛生組合、大宮地方環境整備組合、茨城地方広域環境事務組合、浦安市、四街道市、鴨川市、流山市、山武群市広域行政組合、我孫子市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、昭島市、中巨摩地区広域事務組合、上野原市、笛吹市、大泉町、みなかみ町、館林衛生施設組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合・さしま環境管理事務組合	H25.7.12 H28.10.21 (追加)	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急物資及び資機材の提供 2 応急及び復旧に必要な職員の派遣 3 前2号に掲げるもののほか特に要請があった事項
茨城県 水戸市	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県水戸市	H30.10.31	原子力災害時における水戸市民の受け入れ

災害時応援協定一覧（民間事業者）

平成30年3月1日現在

	物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
物資協定	災害時における物資の供給に関する協定	ちば東葛農業協同組合	H7.4.26	災害時の緊急生活必需物資及び食料品等の確保
	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ライフコーポレーション	H7.4.26	
	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	生活協同組合 パルシステム千葉	H17.4.26	
	災害時における防災活動協力に関する協定	イオンリテール株式会社 イオンノア店	H18.7.19	活動要員の派遣、活動用資機材の提供、生活必需物資等を供給、被災者に対して避難場所、飲料水、トイレ等の提供等
	災害時における応急給食に関する協定	野田市日本蕎麦商組合	H13.8.28	応急給食として、握り飯及び麺類の用意
	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	一般社団法人 千葉県LPガス協会野田支部	H22.1.20	応急生活物資等（プロパンガス、コロ、炊飯器など）の優先供給
	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	H22.2.26	情報提供・災害対応型自動販売機内飲料水の無償提供
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ 柏営業所	H25.1.31	災害時におけるレンタル機材の優先的な提供(水道事業)
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	新光重機株式会社 野田営業所	H26.6.1	災害時におけるレンタル機材の優先的な提供(水道事業)
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社カナモト	H26.6.1	災害時におけるレンタル機材の優先的な提供(水道事業)
	災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定	旭ハウス工業株式会社	H26.6.6	災害時の仮設トイレの供給協力
	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H27.3.20	災害時の食料・飲料水・生活必需品等の供給協力
	災害時における物資の供給協力に関する協定	セツカートン株式会社	H27.4.17	段ボール製品（簡易ベッド、間仕切り、簡易トイレ等）の供給協力
	災害時の物資供給等に関する協定	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	H28.1.20	災害時の物資（食料品、飲料品、日用品等）の供給協力
	災害時の物資供給等に関する協定	株式会社マツモトキヨシ	H28.12.1	災害時の物資（食料品、飲料品、日用品、医薬品等）の供給協力
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	千葉リース工業株式会社 野田営業所	H29.6.1	災害時におけるレンタル機材の優先的な提供(水道事業)
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H29.11.21	住宅地図等の提供
	災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	H30.2.16	災害時の物資(福祉用具、衛生用品等)の供給協力
	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社ミツウロコエナジーフォース	R2.3.5	災害時におけるキャンピングカー等の供給協力
	災害時における物資の供給に関する協定	三協フロンティア株式会社	R2.2.21	災害時におけるユニットハウス等の供給協力

	救急救護協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
救急救護協定	災害時の医療救護活動についての協定書	一般社団法人野田市医師会	S60.11.9	災害時の医療活動の要請
	災害時の応急救護活動についての協定書	公益社団法人千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区	H11.8.27	医療活動に関する協力
	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	一般社団法人野田市歯科医師会	H16.8.12	災害時の歯科医療活動の要請

	災害復旧協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害復旧協定	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定	野田建設業協同組合	H16.4.6	災害時における応急工事等に関すること
	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定	県北建設業協同組合	H16.4.6	災害時における応急工事等に関すること
	災害時における水道施設復旧等協力に関する協定	野田市管工事協同組合	H18.1.23	災害時における復旧工事等に関すること
	災害時における応急措置に関する協定	千葉土建一般労働組合野田支部	H22.1.20	災害における応急措置に関すること
	災害時における施設応急復旧対応等の協力に関する協定	東芝インフラシステムズ株式会社 東関東支店	H28.12.1	水道施設の災害復旧設備工事等に関すること
	災害時の応急復旧業務に関する協定	横河ソリューションサービス株式会社 浜野営業所	H29.4.1	災害時における水道施設の機能回復を図るための応急復旧業務
	災害時における施設応急復旧対応等の協力に関する協定	福井電機株式会社	H29.6.1	災害時における水道施設内設備の機能確保及び復旧を図るとともに、災害の拡大防止と迅速かつ的確に復旧対応すること

	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
相互応援協定	災害時における野田市と野田市市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 野田郵便局 川間郵便局 野田市内の簡易郵便局	H29.2.17	避難者情報確認シート等の情報の相互提供及び郵便物の料金免除等

	支援協力協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
支援協力協定	災害時支援協力に関する協定	株式会社千葉カントリー倶楽部	H25.10.29	災害発生により指定避難所が使用できない場合、緊急避難施設としてのゴルフ場施設利用に関する協力
	災害時支援協力に関する協定	紫興業株式会社	H25.10.29	災害発生により指定避難所が使用できない場合、緊急避難施設としてのゴルフ場施設利用に関する協力
	災害時支援協力に関する協定	PGMプロパティーズ株式会社	H25.10.29	災害発生により指定避難所が使用できない場合、緊急避難施設としてのゴルフ場施設利用に関する協力
	広告付避難場所看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社	H27.10.7	電柱に設置する看板（巻広告）の趣旨に賛同した民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載
	防災啓発情報等に関する協定	N T T タウンページ株式会社	H29.3.22	地域防災力の強化に繋げることを目的とした自然災害等に対する防災啓発情報の発信に関する協力

5 災害救助法・協定等 資料5-7 災害時応援協定一覧（民間事業者）

災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	H29.5.9	災害時において被災者等の通信の確保を目的とした災害時用公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協力
災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム東葛葛飾株式会社ジェイコムイースト東関東局	H29.7.19	災害情報の放送要請
災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合野田支部	H29.8.21	散髪等の理容サービスの提供
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R1.6.18	災害時における市が発信した情報の周知
災害時における救援物資の輸送業務等に関する協定	千葉県トラック協会野田支部	R2.2.27	救援物資の輸送サービスの提供

	施設利用協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
施設利用	災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	千葉県立関宿高等学校	H27.12.17	災害発生時等の施設利用
	災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	千葉県立野田中央高等学校	H27.12.17	災害発生時等の施設利用
	災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	千葉県立清水高等学校	H27.12.17	災害発生時等の施設利用
	災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	千葉県立関宿城博物館	H28.9.20	災害発生時等の施設利用
	災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	学校法人東京理科大学	H28.11.1	災害発生時等の施設利用
	災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉中学校 西武台千葉高等学校	H29.3.8	災害発生時等の施設利用

警報・注意報発表基準一覧

平成 29 年 7 月 7 日現在
発表官署 銚子地方気象台

野 田 市	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等をまとめた地域		東葛飾	
警 報	大 雨	浸 水 害	表面雨量指数基準	20
		土砂災害	土壌雨量指数基準	127
	洪 水		流域雨量指数基準	江川流域 = 6.8
			複合基準	江戸川流域 = (10, 8.7)
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部 [芽吹橋]、江戸川 [西関宿・野田]
	暴 風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波 浪		有義波高	
	高 潮		潮 位	
注 意 報	大 雨		表面雨量指数基準	11
			土壌雨量指数基準	109
	洪 水		流域雨量指数基準	江川流域 = 5.4
			複合基準	江戸川流域=(5,7.8), 利根川流域=(5,81.3)
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部 [芽吹橋]、江戸川 [西関宿・野田]
	強 風		平均風速	13m/s
	風 雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
	波 浪		有義波高	
	高 潮		潮 位	
	雷		落雷等により被害が予測される場合	
	融 雪			
	濃 霧	視 程	100m	
	乾 燥	最小湿度 30% で、実効湿度 60%		
	なだれ			
	低 温	夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16 以下の日が 2 日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で - 3 以下、千葉特別地域気象観測所で - 5 以下		
	霜	4 月 1 日～ 5 月 31 日 最低気温 4 以下		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

土砂災害警戒区域等一覧

・急傾斜地崩壊危険箇所、とは

傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。）に被害を及ぼす恐れのある箇所をいう。

上記の急傾斜地が被害を及ぼす可能性のある人家戸数が、

5戸以上等 急傾斜地崩壊危険箇所

1～4戸 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	字名
II-1004	上花輪1	上花輪弥蛇谷
II-1005	上花輪2	上花輪弥蛇谷
I-0237	笹久保	瀬戸笹久保
I-2014	下原付	清水下原付
I-2017	松山	堤台松山

土砂災害警戒区域等指定地一覧

箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
II-1004	上花輪弥蛇谷	急傾斜地の崩壊	平成25年3月1日	千第94号	特別警戒区域なし
I-0237	瀬戸笹久保	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第136号	千第139号
-2017	堤台松山	急傾斜地の崩壊	令和2年3月10日	千第119号	特別警戒区域なし
II-1005	上花輪弥蛇谷	急傾斜地の崩壊	令和2年3月10日	千第119号	千第121号

6 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

保育園・幼稚園

NO	施設名	所在地
1	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作 453-1
2	アスク古布内保育園	野田市古布内 1527-13
3	コピーリススクールせきやど保育園	野田市なみき二丁目 3-3
4	野田市立木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬 3152-1
5	関宿幼稚園	野田市新田戸 522

高齢者施設

NO	施設名	所在地
1	関宿ナーシングビレッジ	野田市桐ヶ作 666
2	ささらホーム	野田市桐ヶ作 933-4
3	福聚苑老人保健施設	野田市中戸 20
4	ツクイ木間ヶ瀬	野田市木間ヶ瀬 612-1
5	ポブラ	野田市木間ヶ瀬 613-14
6	緑「ゆかり」野田センター	野田市木間ヶ瀬 2148-3
7	ささらホーム	野田市木間ヶ瀬 2460-21
8	ささらホーム	野田市木間ヶ瀬 2711-6
9	アロハデイサービス	野田市木間ヶ瀬 2764-63
10	ゆりの木	野田市木間ヶ瀬 3162-1
11	かえで	野田市木間ヶ瀬 4011-5
12	バンヤンツリー関宿	野田市木間ヶ瀬 4877-1
13	デイサービスセンター ウェルフェア	野田市木間ヶ瀬 6129
14	陽だまり	野田市尾崎 1109-3
15	星の子瀬戸校まなびや	野田市瀬戸 189-29
16	はぁとデイサービス日の出町	野田市日の出町 9-4

障がい者施設

NO	施設名	所在地
1	キッズセンターさくら関宿台町事業所	野田市関宿台町 278
2	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	野田市西高野 334-1
3	ウィズパートナー	野田市東宝珠花 247-2
4	きらり	野田市木間ヶ瀬 1936-1
5	くすのき苑	野田市木間ヶ瀬 3121
6	ワークショップくすのき	野田市木間ヶ瀬 4011-5
7	放課後デイサービスSanta	野田市木間ヶ瀬 4359-3
8	放課後デイサービスCherie	野田市木間ヶ瀬 4359-10
9	ほのか	野田市木間ヶ瀬 4839-101
10	のぞみ	野田市尾崎 837-15
11	わくわくスポーツ広場	野田市尾崎 1719-1
12	つばさ	野田市目吹 2578-4
13	たんぼぼ保育園あしたば	野田市山崎 1088-2
14	野田芽吹学園	野田市下三ヶ尾 875-1
15	LS～ルース～	野田市瀬戸 189-48
16	就労サポート・のだ	野田市三ツ堀 356-1

6 風水害・土砂災害 資料6 - 3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

その他の施設

NO	施設名	所在地
1	野田市立関宿学童保育所	野田市関宿台町 171
2	野田市立二川学童保育所	野田市桐ヶ作 464
3	野田市立関宿中央学童保育所	野田市東宝珠花 234-1
4	野田市立関宿中央第二学童保育所	野田市東宝珠花 234-1
5	野田市立関宿子ども館	野田市木間ヶ瀬 620
6	野田市立木間ヶ瀬学童保育所	野田市木間ヶ瀬 3640
7	野田市立みずき学童保育所	野田市みずき三丁目 2-3
8	野田市立みずき第二学童保育所	野田市みずき三丁目 2-3

土砂災害警戒区域等指定地における要配慮者利用施設

NO	施設名	所在地
1	野田市老人福祉センター	野田市瀬戸 270